

令02原機(科保)033
令和2年5月27日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規
定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別表に示す。

1. 変更の内容

(1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に伴う変更（第1編第2条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第16条、第31条、第42条、別表第3、別表第4、別表第6及び別図第1）

2) 事業者検査の独立性確保のための変更（第1編第4条、第7条、第15条の2、第15条の3、別表第3及び別図第1）

3) ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更（第2編第20条、第30条及び第31条）

4) 施設管理に係る活動の追加に係る変更（第1編第2条、第4条、第7条及び別表第3、第2編第35条の2から第36条まで、第3編第5条、第17条の3から第17条の7まで、第22条、第24条及び第30条、第4編第2条、第11条の2から第11条の6まで、第14条から第17条まで、第18条の2、第18条の3、別表第6及び別表第7、第5編第10条の2から第10条の6まで、第12条から第14条の2まで、第15条の2、第15条の3及び別表第6から別表第7まで、第6編第11条及び第12条の2から第12条の6まで、第7編第10条の2から第10条の6まで、第12条から第14条の2まで、第15条の2から第16条まで及び別表第6から別表第7まで、第8編第10条の2から第10条の6まで、第12条から第14条の2まで、第15条の2、第15条の3、別表第6及び別表第7、第9編第14条の2から第14条の6まで、第10編第11条の2から第15条まで、第16条の2、第16条の3、別表第6及び別表第7、第11編第12条の2から第12条の6まで並びに第12編第10条及び第11条の2から第11条の6まで）

5) 法令及び規則の改正に伴う記載の変更（第1編第4条、第7条、第11条、第12条、別表第5及び別表第6、第3編第31条の2、第4編第23条の2及び第23条の3、第5編第20条の2及び第20条の3、第6編第25条の2及び第25条の3、第7編第20条の2及び第20条の3、第8編第20条の2及び第20条の3、第9編第4条、第13条、第26条、第31条の2、第31条の3、別表第9、別表第11、別表第16及び別表第17、第10編第22条の2及び第22条の3、第11編第17条の2、第24条の2及び第24条の3並びに第12編第23条の2及び第23条の3）

6) その他、検査制度の見直しに伴う記載の適正化（第1編第14条、第2編第37条から第39条まで、第3編第3条及び第26条から第28条まで、第4編第3条及び第10条、第5編第3条及び第9条、第6編第13条から第15条まで、第7編第3条及び第9条、第8編第3条及び第9条、第9編第4条及び第15条から第16条の2まで、第11編第4条及び第13条から第15条まで並びに第12編第4条及び第12条から第14条まで）

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の変更の許可を受けたことに伴う変更

- 1) 廃棄物処理場のうち圧縮処理建家、解体処理施設、固体廃棄物一時保管棟及び第1廃棄物処理棟の一部設備廃止に係る変更（第2編別表第11、別表第21及び別図第1（その1）並びに第3編別表第15、別表第17、別図（その1）、別図（その5）、別図（その6）及び別図（その7））
- 2) ホットラボのケープ・セルにおける核燃料物質の使用廃止に係る変更（第5編第9条、第14条の2、第24条、別表第4、別表第5、別表第6の3、別表第8及び別表第11）
- 3) バックエンド研究施設の液体廃棄設備の一部使用終了、共用設備の範囲変更等に係る変更（第10編第10条、別表第1-2、別表第1-3、別表第1-7、別表第1-8、別表第2、別表第4、別表第5、別表第5の2及び別表第10から別表第13まで）
- 4) JRR-4の照射設備等の廃止に係る変更（第1編第7条、第26条、第27条、別表第1、別表第3及び別表第6並びに第11編第1条から第12条まで、第14条、第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第10まで、別表第12及び別表第14）

2. 変更の理由

(1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部の施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定されたことから、核燃料物質使用施設等保安規定の条文の変更及び新規条文を追加するため。

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の変更の許可を受けたことに伴う変更

令和2年5月1日付け原規規発第2005011号をもって核燃料物質使用の変更許可を受けたことに伴う、核燃料物質使用施設等保安規定の条文の変更をするため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第1編 総則

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>目 次</p> <p>第1章 通則（第1条－第5条の2）</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第6条－第9条）</p> <p>第2節 委員会（第10条－第12条）</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者（第13条－第15条）</p> <p>第3章 品質保証（第16条－第25条）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理（第26条・第27条）</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬（第28条－第30条）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練（第31条・第32条）</p> <p>第7章 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第1節 事前の措置（第33条）</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置（第34条・第35条）</p> <p>第3節 非常事態の措置（第36条－第39条）</p> <p>第4節 隣接する使用施設事業所との関係（第40条）</p> <p>第8章 研究所に所属しない職員等、職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第41条）</p> <p>第9章 記録及び報告（第42条－第45条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>第3条 （省略）</p>	<p>目 次</p> <p>第1章 通則（第1条－第5条の2）</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第6条－第9条）</p> <p>第2節 委員会（第10条－第12条）</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者（第13条－第15条）</p> <p><u>第4節 独立検査組織（第15条の2－第15条の3）</u></p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第16条－第25条）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理（第26条・第27条）</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬（第28条－第30条）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練（第31条・第32条）</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置</p> <p>第1節 事前の措置（第33条）</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置（第34条・第35条）</p> <p>第3節 非常事態の措置（第36条－第39条）</p> <p>第4節 隣接する使用施設事業所との関係（第40条）</p> <p>第8章 研究所に所属しない職員等、職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第41条）</p> <p>第9章 記録及び報告（第42条－第45条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「核燃料使用規則」という。）第2条の11の7第1項第1号から第4号の定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第3条 （変更なし）</p>	<p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、バックエンド技術部長、研究炉加速器技術部長及び臨界ホット試験技術部長をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全・核セキュリティ統括部長は含まれない。</p> <p>(4) 「課長等」とは、課長及び課に準ずる組織の長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。</p> <p>(6) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいう。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、使用施設等の使用、運転及び保守、使用施設等の災害防止に必要な保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「放射線管理」とは、使用施設等に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(10) 「放射線作業」とは、管理区域において、核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(11) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(12) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(13) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生し、使用を止めて捨てる物であって、廃棄施設（使用施設等内の廃棄物保管場所（廃棄物処理場については、発生廃棄物保管場所）又は廃棄物処理場）に移す前段階の固体状の物をいう。</p> <p>(14) 「キャプセル等」とは、照射試料、照射容器、その他の構成部材からなる利用施設への装荷物をいう。</p> <p>(15) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第2に掲げる事態をいう。</p> <p>(16) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、バックエンド技術部長、研究炉加速器技術部長、<u>臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長</u>をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>は含まれない。</p> <p>(4) 「課長等」とは、課長及び課に準ずる組織の長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。</p> <p>(6) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいう。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、使用施設等の使用、運転及び保守、使用施設等の災害防止に必要な保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「放射線管理」とは、使用施設等に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(10) 「放射線作業」とは、管理区域において、核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(11) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(12) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(13) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生し、使用を止めて捨てる物であって、廃棄施設（使用施設等内の廃棄物保管場所（廃棄物処理場については、発生廃棄物保管場所）又は廃棄物処理場）に移す前段階の固体状の物をいう。</p> <p>(14) 「キャプセル等」とは、照射試料、照射容器、その他の構成部材からなる利用施設への装荷物をいう。</p> <p>(15) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第2に掲げる事態をいう。</p> <p>(16) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規</p>	<p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p>則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(17) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置を行うことをいう。</p> <p>(18) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(19) 「使用施設等の定期的な自主検査（以下「施設定期自主検査」という。）とは、<u>使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査並びに使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定機器の校正をいう。</u></p> <p>(20) 「年度」とは、毎年4月1日からその翌年の3月31日までをいう。</p>	<p>則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(17) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置を行うことをいう。</p> <p><u>(18) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</u></p> <p>(19) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「年度」とは、毎年4月1日からその翌年の3月31日までをいう。</p> <p><u>(21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。）及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する点検等のうち使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な検査（以下「定期事業者検査」という。）をいう。</u></p> <p><u>(22) 「廃止措置対象施設」とは、用途を廃止し廃止の措置を実施する使用施設等をいう。</u></p> <p><u>(23) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止の措置の期間中に性能を維持すべき使用施設等（設備・機器）をいう。</u></p> <p><u>(24) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項若しくは第55条第1項の許可又は法第57条の5第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、使用施設等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、使用施設等を設置し、及び維持するために、使用施設等ごとに策定する方針をいう。ただし、廃止措置対象施設においては、性能維持施設に係る方針をいう。</u></p> <p><u>(25) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき使用施設等ごとの施設管理の目標をいう。施設管理目標には、重要度の高い設備について定量的に定めた目標を含める。</u></p> <p><u>(26) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいう。</u></p> <p><u>(27) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項、使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u></p> <p><u>(28) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等</u></p>	<p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>以下、号番号の繰下げ</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>第5条 （省略）</p> <p>第5条の2 （省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （保安管理組織）</p> <p>第6条 使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、使用施設等の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(5) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(6) 所長は、研究所における使用施設等に係る保安活動を統括する。</p>	<p><u>の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u></p> <p>第5条 （変更なし）</p> <p>第5条の2 （変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （保安管理組織）</p> <p>第6条 使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安に関する業務を総理するとともに<u>施設管理方針</u>を定める。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質<u>マネジメント</u>活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、使用施設等の品質<u>マネジメント</u>活動に関する業務の責任者として、品質<u>マネジメント</u>活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質<u>マネジメント</u>活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(5) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質<u>マネジメント</u>活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 契約部長は、使用施設等の保安に関する調達業務を行う。</u></p> <p>(7) 所長は、研究所における使用施設等に係る保安活動を統括する。</p> <p><u>(8) 原子力施設検査室長は、第15条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p>	<p>更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>以下、号番号の繰下げ</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>(7) 保安管理部長は、所長を補佐し、使用施設等に関する保安活動及び品質保証活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第8号から第12号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(8) 安全対策課長は、保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(9) 施設安全課長は、使用施設等に関する保安活動の統括に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(10) 危機管理課長は、非常の場合に<u>採るべき措置</u>の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。</p> <p>(11) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(12) 品質保証課長は、使用施設等に関する品質保証活動の統括に係る事務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 工務技術部長は、施設管理統括者として、<u>第14号から第16号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(14) 技術管理課長は、工務技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(15) 工務第1課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、JRR-3、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの特定施設の運転及び保守並びに区域管理者として、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設及び廃棄物安全試験施設の特定施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務第2課長は、施設管理者として、ホットラボの特定施設の運転及び保守並びに区域管理者として、ホットラボの特定施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 放射線管理部長は、施設管理統括者として、<u>第18号から第21号</u>に掲げる業務を統括する。また、使用施設等に関する放射線管理業務を統括する。</p> <p>(18) 線量管理課長は、放射線管理部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、放射線測定機器の保守並びに放射線業務従事者の内部被ばく及び外部被ばくに係る線量の測定に関する業務を行う。</p> <p>(19) 環境放射線管理課長は、周辺監視区域境界に係る線量当量率の測定に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理第1課長は、施設管理者として、ホットラボ、JRR-3及びJRR-4の放射線測定機器の運転並びに区域放射線管理担当課長として、ホットラボ、JRR-3及びJRR-4の線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の</p>	<p>(9) 保安管理部長は、所長を補佐し、使用施設等に関する保安活動及び品質マネジメント活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第10号から第14号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(10) 安全対策課長は、<u>研究所における安全文化の育成・維持活動並びに</u>保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設安全課長は、<u>研究所における関係法令及び規定の遵守並びに</u>使用施設等に関する保安活動の統括に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に<u>講ずべき措置</u>の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、使用施設等に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 工務技術部長は、施設管理統括者として、<u>第16号から第18号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(16) 技術管理課長は、工務技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(17) 工務第1課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、JRR-3、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの特定施設の運転及び保守並びに区域管理者として、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設及び廃棄物安全試験施設の特定施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 工務第2課長は、施設管理者として、ホットラボの特定施設の運転及び保守並びに区域管理者として、ホットラボの特定施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理部長は、施設管理統括者として、<u>第20号から第23号</u>に掲げる業務を統括する。また、使用施設等に関する放射線管理業務を統括する。</p> <p>(20) 線量管理課長は、放射線管理部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、放射線測定機器の保守並びに放射線業務従事者の内部被ばく及び外部被ばくに係る線量の測定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 環境放射線管理課長は、周辺監視区域境界に係る線量当量率の測定に関する業務を行う。<u>また、施設管理者として、周辺監視区域における放射線測定機器の運転及び保守に関する業務を行う。</u></p> <p>(22) 放射線管理第1課長は、施設管理者として、ホットラボ、JRR-3及びJRR-4の放射線測定機器の運転<u>及び保守</u>並びに区域放射線管理担当課長として、ホットラボ、JRR-3及びJRR-4の線量当量率、表面密度、空気中の放射</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p>濃度及びに気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 放射線管理第2課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAにおける放射線測定機器の運転並びに区域放射線管理担当課長として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(22) バックエンド技術部長は、施設管理統括者として、<u>第23号</u>から<u>第25号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(23) 高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、第3編別表第1の3に掲げる廃棄物処理場本体施設の使用及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、第3編第16条第2項に基づく放射性廃棄物の運搬に限る。）並びに廃棄物処理場（解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 放射性廃棄物管理第1課長は、施設管理者として、第3編別表第1に掲げる廃棄物処理場本体施設の使用及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、前号の規定による運搬を除く。）、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟を除く。）における放射性廃棄物の貯蔵、処理及び保管廃棄並びに保護衣の汚染の除去に関する業務を行う。</p> <p>(25) 放射性廃棄物管理第2課長は、施設管理者として、第3編別表第1の2に掲げる廃棄物処理場本体施設の使用及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 研究炉加速器技術部長は、施設管理統括者として、<u>第27号</u>から<u>第32号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(27) 計画調整課長は、研究炉加速器技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(28) 利用施設管理課長は、施設管理者として、JR-3及びJR-4の本体施設のうち利用施設の使用及び保守並びにJR-3及びJR-4のキャプセルの管理に関する業務を行う。</p>	<p>性物質の濃度及びに気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(23) 放射線管理第2課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAにおける放射線測定機器の運転<u>及び保守</u>並びに区域放射線管理担当課長として、廃棄物処理場、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(24) バックエンド技術部長は、施設管理統括者として、<u>第25号</u>から<u>第27号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(25) 高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、第3編別表第1の3に掲げる廃棄物処理場本体施設の使用及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、第3編第16条第2項に基づく放射性廃棄物の運搬に限る。）並びに廃棄物処理場（解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 放射性廃棄物管理第1課長は、施設管理者として、第3編別表第1に掲げる廃棄物処理場本体施設の使用及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、前号の規定による運搬を除く。）、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟を除く。）における放射性廃棄物の貯蔵、処理及び保管廃棄並びに保護衣の汚染の除去に関する業務を行う。</p> <p>(27) 放射性廃棄物管理第2課長は、施設管理者として、第3編別表第1の2に掲げる廃棄物処理場本体施設の使用及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 研究炉加速器技術部長は、施設管理統括者として、<u>第29号</u>から<u>第34号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(29) 計画調整課長は、研究炉加速器技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(30) 利用施設管理課長は、施設管理者として、JR-3の本体施設のうち利用施設の使用及び保守並びにJR-3のキャプセルの管理に関する業務を行う。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p>(29) 研究炉技術課長は、施設管理者として、J R R - 3の本体施設のうち貯蔵施設の使用及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(30) J R R - 3管理課長は、施設管理者として、J R R - 3の本体施設（利用施設及び貯蔵施設を除く。）の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、J R R - 3の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、J R R - 3の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) J R R - 4管理課長は、施設管理者として、J R R - 4の本体施設（利用施設を除く。）及び特定施設の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、J R R - 4の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、J R R - 4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) N S R R管理課長は、施設管理者として、N S R R本体施設の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、N S R Rの核燃料物質の管理並びに区域管理者として、N S R Rの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 臨界ホット試験技術部長は、施設管理統括者として、<u>第34号</u>から<u>第39号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(34) ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、プルトニウム研究1棟の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、プルトニウム研究1棟の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、プルトニウム研究1棟の本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(35) 実用燃料試験課長は、施設管理者として、燃料試験施設の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、燃料試験施設の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、燃料試験施設の本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) ホット材料試験課長は、施設管理者として、廃棄物安全試験施設の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、廃棄物安全試験施設の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、廃棄物安全試験施設の本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 未照射燃料管理課長は、施設管理者として、ホットラボの本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、ホットラボの核燃料物質の管理並びに区域管理者として、ホットラボの本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(38) B E C K Y技術課長は、施設管理者として、バックエンド研究施設の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、バックエンド研究施設の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、バックエンド研究施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、F C Aの本体施設の使用及び保守、</p>	<p>(31) 研究炉技術課長は、施設管理者として、J R R - 3の本体施設のうち貯蔵施設の使用及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(32) J R R - 3管理課長は、施設管理者として、J R R - 3の本体施設（利用施設及び貯蔵施設を除く。）の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、J R R - 3の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、J R R - 3の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) J R R - 4管理課長は、施設管理者として、J R R - 4の本体施設及び特定施設の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、J R R - 4の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、J R R - 4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) N S R R管理課長は、施設管理者として、N S R R本体施設の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、N S R Rの核燃料物質の管理並びに区域管理者として、N S R Rの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(35) 臨界ホット試験技術部長は、施設管理統括者として、<u>第36号</u>から<u>第41号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(36) ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、プルトニウム研究1棟の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、プルトニウム研究1棟の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、プルトニウム研究1棟の本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 実用燃料試験課長は、施設管理者として、燃料試験施設の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、燃料試験施設の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、燃料試験施設の本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(38) ホット材料試験課長は、施設管理者として、廃棄物安全試験施設の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、廃棄物安全試験施設の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、廃棄物安全試験施設の本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 未照射燃料管理課長は、施設管理者として、ホットラボの本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、ホットラボの核燃料物質の管理並びに区域管理者として、ホットラボの本体施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(40) B E C K Y技術課長は、施設管理者として、バックエンド研究施設の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、バックエンド研究施設の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、バックエンド研究施設の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(41) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、F C Aの本体施設の使用及び保守、</p>	<p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>核燃料管理者として、F C Aの核燃料物質の管理並びに区域管理者として、F C Aの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質保証活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質保証の考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の使用施設等が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 同一の使用施設等が複数の施設管理者によって使用又は運転をされている場合における使用又は運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>第8条 （省略）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>第2節 委員会 （中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第10条の2 （省略）</p> <p>（使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第11条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 使用施設等の使用の許可の変更及び保安規定に関する事項</p>	<p>核燃料管理者として、F C Aの核燃料物質の管理並びに区域管理者として、F C Aの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の使用施設等が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 同一の使用施設等が複数の施設管理者によって使用又は運転をされている場合における使用又は運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>第8条 （変更なし）</p> <p>第9条 （変更なし）</p> <p>第2節 委員会 （中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第10条の2 （変更なし）</p> <p>（使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第11条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 使用施設等の使用の許可の変更に関する事項（法第52条第2項第10号に掲げる事項を除く。）及び保安規定に関する事項（第16条に係る事項を除く。）</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>(2) 使用施設等の使用、運転、保守等の規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(3) <u>施設検査</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>使用施設等の保安に関する事項</u></p> <p>(5) その他、所長の諮問に関する事項</p> <p>2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申し、又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見の具申を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第12条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質<u>保証</u>活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質<u>保証</u>活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 所長の諮問する事項</p> <p>(3) その他品質<u>保証</u>活動に関する重要事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の報告又は答申を尊重するものとする。</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者 (核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第13条 <u>研究所に核燃料取扱主任者を置く。</u></p> <p>2 核燃料取扱主任者を補佐するため、研究所に核燃料取扱主任者代理を置く。</p> <p>3 核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者代理は、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちから、所長が選任する。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第14条 核燃料取扱主任者は、使用施設等に係る保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いに関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p>	<p>(2) 使用施設等の使用、運転、保守等の規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(3) <u>使用前確認の申請に関する事項</u>(核燃料使用規則第2条の5第1項第5号に掲げる事項に限る。)</p> <p>(4) <u>使用施設等に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</u></p> <p>(5) その他、所長の諮問に関する事項</p> <p>2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申し、又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見の具申を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第12条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質<u>マネジメント</u>活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質<u>マネジメント</u>活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 所長の諮問する事項</p> <p>(3) <u>使用施設等の使用の許可の変更に関する事項</u>(法第52条第2項第10号に掲げる事項に限る。)及び保安規定に関する事項(第16条に係る事項に限る。)</p> <p>(4) その他品質<u>マネジメント</u>活動に関する重要事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の報告又は答申を尊重するものとする。</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者 (核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第13条 <u>所長は、核燃料物質の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、施設毎に核燃料取扱主任者を置く。ただし、核燃料取扱主任者は、複数施設を兼ねることができる。</u></p> <p>2 <u>所長は、前項の核燃料取扱主任者を補佐するため、研究所に核燃料取扱主任者代理を置く。</u></p> <p>3 核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者代理は、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちから、所長が選任する。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第14条 核燃料取扱主任者は、使用施設等に係る保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いに関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>核燃料取扱主任者の職務範囲の見直しによる変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>(2) 核燃料物質の取扱いに関し、保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告を確認する。</p> <p>(4) 第43条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p><u>(5) 法令に基づく施設検査等に原則として立ち会う。</u></p> <p>(6) 第45条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(7) 第31条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p> <p>(8) 使用施設等安全審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(9) 使用施設等に関し、本規定の制定、改定又は廃止及び保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>2 核燃料取扱主任者が職務を行うことができない場合においては、核燃料取扱主任者代理がその職務を代理する。</p> <p>（意見の尊重等）</p> <p>第15条 所長は、前条第1号に基づく核燃料取扱主任者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 使用施設等の運転に関し保安上必要な業務を行う者は、前条第2号及び第7号に基づく核燃料取扱主任者の助言、勧告又は指示を尊重しなければならない。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>第3章 品質保証 （品質保証計画の策定）</p> <p>第16条 <u>理事長は、この規定に定める使用施設等に関する保安活動を、適切に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>(2) 核燃料物質の取扱いに関し、保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告を確認する。</p> <p>(4) 第43条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p>(5) 第45条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 第31条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p> <p>(7) 使用施設等安全審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) 使用施設等に関し、本規定の制定、改定又は廃止及び保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>2 核燃料取扱主任者が職務を行うことができない場合においては、核燃料取扱主任者代理がその職務を代理する。</p> <p>（意見の尊重等）</p> <p>第15条 所長は、前条<u>第1項</u>第1号に基づく核燃料取扱主任者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 使用施設等の運転に関し保安上必要な業務を行う者は、前条<u>第1項</u>第2号及び第7号に基づく核燃料取扱主任者の助言、勧告又は指示を尊重しなければならない。</p> <p><u>第4節 独立検査組織</u> <u>（独立検査組織の設置）</u></p> <p><u>第15条の2 使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査（以下「独立検査」という。）を行うために、研究所に独立検査を行う組織として原子力施設検査室を設置する。</u></p> <p><u>（事業者検査の独立性の確保等）</u></p> <p><u>第15条の3 所長並びに使用施設等の運転・保守担当課及びその部長は、独立検査組織の活動に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p><u>2 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</u></p> <p>第3章 品質<u>マネジメント</u>計画 （品質<u>マネジメント</u>計画）</p> <p>第16条 <u>第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化、以下、号番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更 以下、この章において同じ</p> <p>品質マネジメント計画は、別添に示</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>(1) 品質保証計画の策定の目的に関すること。</u></p> <p><u>(2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</u></p> <p><u>(3) 品質保証活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 品質保証活動の評価に関すること。</u></p> <p><u>(5) 品質保証計画の継続的な改善に関すること。</u></p> <p><u>(6) 文書及び記録の管理に関すること。</u></p> <p><u>(品質保証活動の実施)</u></p> <p><u>第 17 条 理事長は、第 7 条第 1 項第 2 号から第 39 号に掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</u></p> <p><u>2 第 7 条第 1 項第 2 号から第 39 号に掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</u></p> <p><u>第 18 条 所長、部長及び課長は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 所長、部長及び課長は、前項に基づく保安活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 所長及び部長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>(検査及び試験)</u></p> <p><u>第 19 条 理事長は、品質保証計画に、検査及び試験について定めなければならない。</u></p> <p><u>2 施設管理統括者は、前項に基づき、検査及び試験の管理の方法を定めなければならない。</u></p> <p><u>3 施設管理者は、第 1 項及び前項に基づき、検査及び試験の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(内部監査)</u></p> <p><u>第 20 条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度 1 回以上、内部監査を実施させなければならない。</u></p> <p><u>2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>第 17 条 ～ 第 25 条 (削除)</u></p>	<p>す。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p>5 <u>統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、研究所においては原子力科学研究所担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示しなければならない。</u></p> <p>6 <u>安全・核セキュリティ統括部長又は原子力科学研究所担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告しなければならない。また、予防処置が必要と判断した場合には、その処置を実施しなければならない。</u></p> <p>7 <u>統括監査の職は、前項の報告を受けた場合には、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(不適合管理)</u></p> <p><u>第21条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</u></p> <p>2 <u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合には、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第45条に定める事象が発生した場合</u></p> <p><u>(2) この規定に適合しない事項が発生した場合</u></p> <p><u>(3) その他部長が所長に報告する必要があると判断した場合</u></p> <p>4 <u>所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(是正処置)</u></p> <p><u>第21条の2 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因特定に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>(5) 採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p><u>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p>2 <u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>部長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所長に報告しなければならない。</u></p> <p>4 <u>所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(予防処置)</u></p> <p>第22条 <u>理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p><u>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p><u>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p><u>(6) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置に関すること。</u></p> <p>2 <u>安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、第21条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行わなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証計画の継続的な改善)</u></p> <p>第23条 <u>理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 内部監査の結果</u></p> <p><u>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p><u>(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u></p> <p><u>(4) 是正処置及び予防処置の状況</u></p> <p><u>(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考												
<p>(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(7) 品質保証活動の改善のための提案</p> <p>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、原子力科学研究所担当理事及び安全・核セキュリティ統括部長に指示しなければならない。</p> <p>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善しなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第24条 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、品質保証計画に基づき、文書及び記録の管理の方法に関し、以下の事項を定めなければならない。</p> <p>(1) この規定に定める保安に必要な文書及び記録に関すること。</p> <p>(2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関すること。</p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関すること。</p> <p>2 第7条第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>(品質保証に関する教育)</p> <p>第25条 理事長は、管理責任者に別表第4に掲げる教育を実施させなければならない。</p> <p>2 所長は、内部監査員に別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録しなければならない。</p> <p>3 部長は、所掌する使用施設等の保安活動に常時従事する者に対し、別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録しなければならない。</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(環境へ放出する放射性廃棄物の管理及び廃棄)</p> <p>第26条 次の表の左欄に掲げる施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物(以下「気体廃棄物」という。)の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者(以下「気体廃棄物の管理者」という。)が行う。</p> <table border="1" data-bbox="270 1696 1219 1877"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>気体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。)</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	気体廃棄物の管理者	廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。)	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)	放射性廃棄物管理第2課長	<p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(環境へ放出する放射性廃棄物の管理及び廃棄)</p> <p>第26条 次の表の左欄に掲げる施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物(以下「気体廃棄物」という。)の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者(以下「気体廃棄物の管理者」という。)が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1270 1696 2249 1877"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>気体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。)</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	気体廃棄物の管理者	廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。)	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)	放射性廃棄物管理第2課長	
施 設	気体廃棄物の管理者													
廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。)	放射性廃棄物管理第1課長													
廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)	放射性廃棄物管理第2課長													
施 設	気体廃棄物の管理者													
廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。)	放射性廃棄物管理第1課長													
廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)	放射性廃棄物管理第2課長													

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行		変 更 案		備 考																																												
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除																																												
ブルトニウム研究1棟	ホット使用施設管理課長	ブルトニウム研究1棟	ホット使用施設管理課長																																													
ホットラボ	未照射燃料管理課長	ホットラボ	未照射燃料管理課長																																													
JRR-3	JRR-3管理課長	JRR-3	JRR-3管理課長																																													
燃料試験施設	実用燃料試験課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長																																													
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長																																													
NSRR	NSRR管理課長	NSRR	NSRR管理課長																																													
バックエンド研究施設	BECKY技術課長	バックエンド研究施設	BECKY技術課長																																													
JRR-4	JRR-4管理課長	(削る)																																														
FCA	臨界技術第2課長	FCA	臨界技術第2課長																																													
<p>2 次の表の左欄に掲げる施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者（以下「液体廃棄物の管理者」という。）が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>液体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>ブルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td rowspan="5">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>燃料試験施設</td> </tr> <tr> <td>廃棄物安全試験施設</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>JRR-4</td> <td>JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>（放射性廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第27条 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物の引渡し前の措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長等が行う。ただし、使用施設等で発生した共用の容器に収納される固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）については、第7条に定める区域管理者が行う。</p> <p>2 第2編第44条の2及び第46条に規定する引渡し前の措置を講じた放射性廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、前項の課長等又は区域管理者が行う。</p>		施 設	液体廃棄物の管理者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	ブルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	廃棄物安全試験施設	NSRR	バックエンド研究施設	JRR-4	JRR-4管理課長	FCA	工務第1課長	<p>2 次の表の左欄に掲げる施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者（以下「液体廃棄物の管理者」という。）が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>液体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>ブルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td rowspan="5">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>燃料試験施設</td> </tr> <tr> <td>廃棄物安全試験施設</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>（放射性廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第27条 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物の引渡し前の措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長等が行う。ただし、使用施設等で発生した共用の容器に収納される固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）については、第7条に定める区域管理者が行う。</p> <p>2 第2編第44条の2及び第46条に規定する引渡し前の措置を講じた放射性廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、前項の課長等又は区域管理者が</p>		施 設	液体廃棄物の管理者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	ブルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	廃棄物安全試験施設	NSRR	バックエンド研究施設	(削る)		FCA	工務第1課長	照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除
施 設	液体廃棄物の管理者																																															
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																															
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																															
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																															
ブルトニウム研究1棟	工務第1課長																																															
ホットラボ	工務第2課長																																															
JRR-3	工務第1課長																																															
燃料試験施設																																																
廃棄物安全試験施設																																																
NSRR																																																
バックエンド研究施設																																																
JRR-4	JRR-4管理課長																																															
FCA	工務第1課長																																															
施 設	液体廃棄物の管理者																																															
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																															
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																															
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																															
ブルトニウム研究1棟	工務第1課長																																															
ホットラボ	工務第2課長																																															
JRR-3	工務第1課長																																															
燃料試験施設																																																
廃棄物安全試験施設																																																
NSRR																																																
バックエンド研究施設																																																
(削る)																																																
FCA	工務第1課長																																															

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考																																																						
<p>3 次の表の左欄に掲げる施設の廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="261 436 1219 1402"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>引取りの依頼を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料試験施設</td> <td>実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物安全試験施設</td> <td>ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td rowspan="2">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>JRR-4</td> <td>JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 （省略）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 （保安教育実施計画）</p> <p>第31条 所長は、使用施設等の保安活動に従事する者に対し、別表第5に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>2 部長等は、前項の保安教育実施計画及び第25条第3項に定める品質保証に係る教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した部保安教育実施計画を作成しなければならない。</p>	施 設	引取りの依頼を行う者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	プルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）	NSRR	工務第1課長	バックエンド研究施設	JRR-4	JRR-4管理課長	FCA	工務第1課長	<p>行う。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる施設の廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1291 436 2261 1402"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>引取りの依頼を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料試験施設</td> <td>実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物安全試験施設</td> <td>ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td rowspan="2">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（削る）</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 （変更なし）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 （保安教育実施計画）</p> <p>第31条 所長は、使用施設等の保安活動に従事する者に対し、別表第5に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>2 部長等は、前項の保安教育実施計画に係る教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した部保安教育実施計画を作成しなければならない。</p>	施 設	引取りの依頼を行う者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	プルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）	NSRR	工務第1課長	バックエンド研究施設	（削る）		FCA	工務第1課長	<p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>
施 設	引取りの依頼を行う者																																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																																							
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																																							
プルトニウム研究1棟	工務第1課長																																																							
ホットラボ	工務第2課長																																																							
JRR-3	工務第1課長																																																							
燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）																																																							
	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）																																																							
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）																																																							
	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）																																																							
NSRR	工務第1課長																																																							
バックエンド研究施設																																																								
JRR-4	JRR-4管理課長																																																							
FCA	工務第1課長																																																							
施 設	引取りの依頼を行う者																																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																																							
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																																							
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																																							
プルトニウム研究1棟	工務第1課長																																																							
ホットラボ	工務第2課長																																																							
JRR-3	工務第1課長																																																							
燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）																																																							
	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）																																																							
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）																																																							
	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）																																																							
NSRR	工務第1課長																																																							
バックエンド研究施設																																																								
（削る）																																																								
FCA	工務第1課長																																																							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p>3 部長等は、前項の部保安教育実施計画に基づく保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 部長等は、当該年度において別表第5の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 部長等は、前項に基づき保安教育を免除するに当たっては、その保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 施設管理統括者は、第2項に定める教育を受けた者でなければ、当該施設の保安に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 部長は、放射線業務従事者のうち使用施設等の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対し、別表第5の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 部長等は、第2項に基づく部保安教育実施計画並びに第3項及び前項に基づく教育の実施結果を所長に報告しなければならない。</p>	<p>3 部長等は、前項の部保安教育実施計画に基づく保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 部長等は、当該年度において別表第5の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 部長等は、前項に基づき保安教育を免除するに当たっては、その保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 施設管理統括者は、第2項に定める教育を受けた者でなければ、当該施設の保安に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 部長は、放射線業務従事者のうち使用施設等の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対し、別表第5の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 部長等は、第2項に基づく部保安教育実施計画並びに第3項及び前項に基づく教育の実施結果を所長に報告しなければならない。</p>	
<p>第32条 (省略)</p>	<p>第32条 (変更なし)</p>	
<p>第7章 非常の場合に<u>採るべき措置</u></p> <p>第1節 ～ 第4節 (省略)</p>	<p>第7章 非常の場合に<u>講ずべき措置</u></p> <p>第1節 ～ 第4節 (変更なし)</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>
<p>第8章 研究所に所属しない職員等、職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (省略)</p>	<p>第8章 研究所に所属しない職員等、職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (変更なし)</p>	
<p>第9章 記録及び報告 (記録及び保存)</p>	<p>第9章 記録及び報告 (記録及び保存)</p>	
<p>第42条 使用施設等の保安に関する記録は、<u>核燃料物質の使用等に関する規則</u>（昭和32年総理府令第84号、以下「核燃料使用規則」という。）第2条の11に基づく別表第6に記すところにより記録し、保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第24条</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p>	<p>第42条 使用施設等の保安に関する記録は、核燃料使用規則第2条の11に基づく別表第6に記すところにより記録し、保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第16条</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>
<p>第43条 ～ 第45条 (省略)</p>	<p>第43条 ～ 第45条 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行					変 更 案					備 考		
別表第1 使用施設等の区分 (第3条関係)					別表第1 使用施設等の区分 (第3条関係)					排気ダストモニタ、排気ガスモニタの使用を終了したため第11編の記載を削除		
使用施設等	本 体 施 設		特 定 施 設	放射線管理施設		使用施設等	本 体 施 設		特 定 施 設		放射線管理施設	
				屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備						屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備
廃棄物処理場	(1) 処理前廃棄物保管場所 (2) 液体廃棄物貯蔵施設 (3) 固体廃棄物処理施設 (4) 液体廃棄物処理施設 (5) 第1保管廃棄施設 (うち(7)を除く。) (6) 第2保管廃棄施設 (7) 解体分別保管棟の電源設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備		(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 ※ 但し、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第15 (排気ダストモニタを除く。)	第2編別表第15に掲げる放射線測定機器及び第3編～第12編別表に掲げる排気ダストモニタ又は排気ガスモニタ	廃棄物処理場	(1) 処理前廃棄物保管場所 (2) 液体廃棄物貯蔵施設 (3) 固体廃棄物処理施設 (4) 液体廃棄物処理施設 (5) 第1保管廃棄施設 (うち(7)を除く。) (6) 第2保管廃棄施設 (7) 解体分別保管棟の電源設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備		(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 ※ 但し、本体施設(7)、(8)を除く。		第3編別表第15 (排気ダストモニタを除く。)	第2編別表第15に掲げる放射線測定機器
				及び別表第16に掲げる放射線測定機器							及び別表第16に掲げる放射線測定機器	
プラウトウム研究1棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備		(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第4編別表第10 (排気ダストモニタを除く。)	第4編別表第10 (排気ダストモニタを除く。)	プラウトウム研究1棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備		(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第4編別表第10 (排気ダストモニタを除く。)		
ホットラボ	(1) ケーブ、セル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備		(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第5編別表第11 (排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)			第5編別表第11 (排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)	ホットラボ	(1) ケーブ、セル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備		(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第5編別表第11 (排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)
	J R 3	利用施設 (1) 照射施設 (2) 実験施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第6編別表第16 (排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)	第6編別表第16 (排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)	J R 3			その他の施設	(1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第6編別表第16 (排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)
J R 3	その他の施設	(1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第6編別表第16 (排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)			第6編別表第16 (排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)	J R 3	その他の施設	(1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第6編別表第16 (排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行				変 更 案				備 考
燃 料 試 験 施 設	(1) セル、メンテナンスボックス及びプール (2) 貯蔵施設 (3) アルファ・ガンマ液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第7編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	燃 料 試 験 施 設	(1) セル、メンテナンスボックス及びプール (2) 貯蔵施設 (3) アルファ・ガンマ液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第7編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	
廃 棄 安 全 試 験 施 設	(1) セル、グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に係る液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第8編別表第10(排気ダストモニタを除く。)及び別表第11に掲げる放射線測定機器	廃 棄 安 全 試 験 施 設	(1) セル、グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に係る液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第8編別表第10(排気ダストモニタを除く。)及び別表第11に掲げる放射線測定機器	
N S R R	(1) セミホットケープ、セミホットセル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第9編別表第18(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第19に掲げる放射線測定機器	N S R R	(1) セミホットケープ、セミホットセル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第9編別表第18(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第19に掲げる放射線測定機器	
バ ッ ク エ ン ド 研 究 施 設	(1) セル、グローブボックス、試験機器等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の気体廃棄設備 (4) 特定施設以外の液体廃棄設備 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 圧縮空気設備	第10編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	バ ッ ク エ ン ド 研 究 施 設	(1) セル、グローブボックス、試験機器等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の気体廃棄設備 (4) 特定施設以外の液体廃棄設備 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 圧縮空気設備	第10編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	
J R 4	利用施設 (1) 照射設備 (2) 実験設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第11編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	J R 4	(削る) (削る)	(1) 受変電設備	第11編別表第12及び別表第13に掲げる放射線測定機器	照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除
	その他の施設 (1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の施設			F C A	(1) 原子炉格納施設等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第12編別表第10(排気ダストモニタを除く。)及び別表第11に掲げる放射線測定機器	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行				変 更 案	備 考
F A	(1) 原子炉格納施設等の 使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外 の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源 設備 (3) 気体廃棄設 備 (4) 液体廃棄設 備	第12編別表第 10(排気ダスト モニタを除 く。)及び別表 第11に掲げる 放射線測定機 器		
別表第2 非常事態 (第4条第16号、第33条、第34条、第36条関係) (省略)				別表第2 非常事態 (第4条第16号、第33条、第34条、第36条関係) (変更なし)	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行											変 更 案											備 考						
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質保証活動との関連 (第7条第2項関係)											別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)											品質管理基準規則の制定に伴う変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更 品質管理基準規則の制定に伴う変更 事業者検査の独立性確保のための変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更 照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除						
保安活動及び品質保証活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び予防処置	マネジメントレビュー	職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合の措置	検査及び試験		内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	職位		
理事長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○		理事長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○		品質管理基準規則の制定に伴う変更 事業者検査の独立性確保のための変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更 照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除	
統括監査の職	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○		統括監査の職	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○			
監査プロセスの管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		監査プロセスの管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
研究所の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		研究所の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
安全・核セキュリティ統括部長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		安全・核セキュリティ統括部長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
所長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		所長	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—			
保安管理部長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		原子力施設検査室長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		
安全対策課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		保安管理部長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		
施設安全課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		安全対策課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
危機管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		施設安全課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
核物質管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		危機管理課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
品質保証課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		核物質管理課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
放射線管理部長	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—		品質保証課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
線量管理課長	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—		放射線管理部長	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	○	—		
環境放射線管理課長	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—		線量管理課長	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—		
放射線管理第1課長	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—		環境放射線管理課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—		
放射線管理第2課長	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—		放射線管理第1課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—		
工務技術部長	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	—		放射線管理第2課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—		
技術管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		工務技術部長	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	—	○	—		
工務第1課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		技術管理課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
工務第2課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		工務第1課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—		
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—		工務第2課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—		
計画調整課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—		
利用施設管理課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—		計画調整課長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—		
研究炉技術課長	○	—	—	○	○	—	○	○	—	—	—		利用施設管理課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—		
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		研究炉技術課長	○	—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—		
JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—		
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—		JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—		
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—		NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—		
													臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行							変 更 案							備 考
別表第5 使用施設等の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第31条関係)							別表第5 使用施設等の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第31条関係)							法令及び規則の改正に伴う記載の変更
保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外		保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外		
		職員等	職員等以外		職員等	職員等			職員等	職員等以外		職員等	職員等	
			長期	短期	職員等	職員等以外				長期	短期	職員等	職員等	
関係法令及び保安規定に関する こと (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関する こと。	△	△	△	△	○	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関する こと。	△	△	△	△	○	法令及び規則の改正に伴う記載の変更
	本規定の保安管理体制、品質保証、保安教育、記録及び報告等に関する こと。	◎	◎	◎	◎	◎		本規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関する こと。	◎	◎	◎	◎	◎	
							品質マネジメントに関する こと。	◎	◎	◎	◎	◎		
使用施設等の構造、性能及び運転に関する こと (2.5時間以上)	主要な設備の構造、機能、性能に関する こと。	◎	◎	○	○	○	使用施設等の構造、性能及び運転に関する こと (2.5時間以上)	主要な設備の構造、機能、性能に関する こと。	◎	◎	○	○	○	法令及び規則の改正に伴う記載の変更
	主要な設備の運転管理及び保守管理に関する こと。													
	異常時の措置に関する こと。													
放射線管理に関する こと *1 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関する こと。	◎	◎	◎	×	×	放射線管理に関する こと *1 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関する こと。	◎	◎	◎	×	×	法令及び規則の改正に伴う記載の変更
	管理区域内の遵守事項等に関する こと。													
	放射線等の測定、監視及び防護に関する こと。	△	△	△	×	×		放射線等の測定、監視及び防護に関する こと。	△	△	△	×	×	
	一般物品の搬出管理に関する こと。	◎	◎	◎	×	×		一般物品の搬出管理に関する こと。	◎	◎	◎	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと *1 (1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関する こと。	◎	◎	○	×	×	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと *1 (1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関する こと。	◎	◎	○	×	×	法令及び規則の改正に伴う記載の変更
	核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の作業方法等に関する こと。													
非常の場合に採るべき処置に関する こと (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に関する こと。	◎	◎	◎	◎	○	非常の場合に講ずべき処置に関する こと (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に関する こと。	◎	◎	◎	◎	○	
注記 1.各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。 2.放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。 凡例 ◎：全員が教育の対象							注記 1.各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。 2.放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。 凡例 ◎：全員が教育の対象							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行	変 更 案	備 考
<p>○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる） △：第31条第4項に掲げる者は免除することができる項目 ×：対象外 ＊1：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p> <p>別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育（第31条関係） （省略）</p> <p>別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第32条関係） （省略）</p>	<p>○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる） △：第31条第4項に掲げる者は免除することができる項目 ×：対象外 ＊1：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p> <p>別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育（第31条関係） （変更なし）</p> <p>別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第32条関係） （変更なし）</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行											変 更 案											備 考		
ハ	管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	管理区域は放射線管理担当課長、周辺監視区域は環境放射線管理課長	管理区域は放射線管理担当課長	5年間	18	35																	
ニ	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回及び1月間の線量にあつては毎月1回	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に放射線業務従事者又はその保存期間を超えた場合において、使用者が記録を力委員会の指示に従うべき期間	26	27	28																
ホ	4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に)	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に放射線業務従事者又はその保存期間が	41	26	27	28															
ハ	管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	管理区域は放射線管理担当課長、周辺監視区域は環境放射線管理課長	管理区域は放射線管理担当課長	5年間	18	35																	
ニ	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回及び1月間の線量にあつては毎月1回	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に放射線業務従事者又はその保存期間を超えた場合において、使用者が記録を力委員会の指示に従うべき期間	26	27	28																
ホ	4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に)	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に放射線業務従事者又はその保存期間が	41	26	27	28															

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

現 行										変 更 案										備 考			
ニ 事故後の処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第57条の6第3項において使用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	45																		法令及び規則の改正に伴う記載の変更
6 イ 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	部長	3年間	31																		法令及び規則の改正に伴う記載の変更
ロ 保安教育の実施の日時及び項目	実施の都度	部長	部長	3年間	31																		
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	部長	3年間	31																		
7 イ 品質保証記録 イ 品質保証計画	策定及び改定の都度	本部(監査プロセスを除く。)	本部(監査プロセスを除く。)	次の改定の後3年間	16																		品質管理基準規則の制定に伴う変更
6 イ 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、部長及び課長等	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、部長及び課長等	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	16																		
7 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	廃止の措置に係る工事の各工程の終了の都度	施設管理者	施設管理者	法第57条の5第3項において使用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																			法令及び規則の改正に伴う記載の変更
<p>*1 国の検査結果に係る記録事項を直接規定する条項はないが、第19条の検査及び試験に係る規定等、国の検査の受検に関する保安(品質保証を含む。)に係る規定が関連する。</p> <p>*2 核燃料物質の使用の変更の許可申請書に記載されている警報装置及び火災警報を含む。</p> <p>*3 試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4 使用施設等(廃棄物処理場を除く。)内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該</p>																							品質管理基準規則の制定に伴う変更
<p>(削る)</p> <p>*1 核燃料物質の使用の変更の許可申請書に記載されている警報装置及び火災警報を含む。</p> <p>*2 試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*3 使用施設等(廃棄物処理場を除く。)内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該</p>																							品質管理基準規則の制定に伴う変更
<p>以下繰り上げ</p>																							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

現 行	変 更 案	備 考
<p>処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*6 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p>	<p>処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*4 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

備考	変更案	現行
<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更 事業者検査の独立性確保のための変更</p>	<p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図 (第6条関係)</p>	<p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図 (第6条関係)</p>

別添

【品質マネジメント計画】

1. 目的

本品質マネジメント計画は、使用施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質マネジメント計画は、使用施設等において実施する保安活動に適用する。

3. 定義

本品質マネジメント計画における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000: 2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

- (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。
- (2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮する。
 - a) 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - b) 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響
- (3) 保安に係る各組織は、使用施設等に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。
- (4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそ

これらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。

図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。

- a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。
 - b) プロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。
図 4.2 に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。
 - c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を明確にする。
 - d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)
 - e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。
 - f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。
 - g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。
 - h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
 - i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。
- (5) 保安に係る各組織は、業務・使用施設等に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。
- (6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。

また、表 4.2.1 に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書を示す。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 品質マニュアル（一次文書）
 本品質マネジメント計画
 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書
- (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録
- (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録

4.2.2 品質マニュアル

理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書を作成する。

- a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
- b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報
- d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2.3 文書管理

- (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。
 - b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。
 - c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。
 - d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。
 - e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。

- f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
- h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。
- i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。

4.2.4 記録の管理

- (1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。
 - a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。
 - b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

5. 経営者等の責任

5.1 経営者の関与

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。

- a) 品質方針を設定する。
- b) 品質目標が設定されていることを確実にする。
- c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。
- f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。
- g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し遂行する責任を持つことを要員に認識させる。
- h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及

び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2 原子力の安全の重視

理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・使用施設等に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。

5.3 品質方針

理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。

- a) 組織の目的及び状況に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。

5.4 計 画

5.4.1 品質目標

- (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・使用施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1（4）b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。
また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1（4）参照）が作成されることを確実にする。
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。
- (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。
 - a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）

- b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持
- c) 資源の利用可能性
- d) 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

理事長は、第1編第2章の保安管理体制について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。

また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。

5.5.2 管理責任者

- (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。
- (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。
 - c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。
 - d) 関係法令を遵守する。

5.5.3 管理者

- (1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。
 - a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
 - b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。
 - c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。
 - d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。
 - e) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

- a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
 - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
 - e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。

5.5.4 内部コミュニケーション

理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、研究所に使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、使用施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。

- a) 内部監査の結果
- b) 組織の外部の者からの意見
- c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)

- d) 使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）及び自主検査等の結果
- e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況
- h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ
- i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- j) 改善のための提案
- k) 資源の妥当性
- l) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。
 - a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
 - b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善
 - c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善
 - e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
- (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。

6. 資源の運用管理

6.1 資源の確保

理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。

- (1) 人的資源（要員の力量）
- (2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）
- (3) 作業環境
- (4) その他必要な資源

6.2 人的資源

6.2.1 一般

- (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。
- (2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。
- (3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

- (1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。
 - a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
 - b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。
 - c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。
 - d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。
 - e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。
- (3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。

6.3 インフラストラクチャ

部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。

6.4 作業環境

部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。

7. 業務の計画及び実施

7.1 業務の計画

- (1) 所長及び部長は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表 4.2.1 のとおり策定する。
- (2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。
- (3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。
- (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。
 - a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
 - b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項
 - c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
 - d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準
 - e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）
- (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項に準じて業務の計画を策定し、管理する。

7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化

所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。

- a) 業務・使用施設等に関連する法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務・使用施設等に必要な要求事項
- c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）

7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー

- (1) 部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項をレビューする。

このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。

- (2) レビューでは、次の事項について確認する。
 - a) 業務・使用施設等に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・使用施設等に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (4) 所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改定する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。

7.3 設計・開発

7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、使用施設等の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。
- (2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限
 - d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源
- (3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。

7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、使用施設等の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。

- a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
 - c) 適用される法令・規制要求事項
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。
- (2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。
- a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施及び使用施設等の使用に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な使用施設等の特性を明確にする。

7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1 参照)に体系的なレビューを行う。
- a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1 参照)に検証を実施する。

- (2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる使用施設等又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該使用施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該使用施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。
- (2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、使用施設等を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。
- (2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該使用施設等を構成する要素（材料又は部品）及び関連する使用施設等に及ぼす影響の評価を行う。
- (4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。

7.4 調達

所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を着実にするため、調達に関する管理要領(契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、次の事項を管理する。

また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。

7.4.1 調達プロセス

- (1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。

- (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。
- (3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。
- (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。
- (5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用施設等設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を研究所の調達に関する管理要領に定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
 - a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
 - f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g) その他調達物品等に関し必要な要求事項
- (2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品等の検証

- (1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしている

ことを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。

- (2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項(7.4.2 参照)の中で明確にする。

7.5 業務の実施

部長及び課長は、業務の計画（7.1 参照）に従って、次の事項を実施する。

7.5.1 個別業務の管理

部長及び課長は、使用施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。

管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。

- a) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。
- b) 必要な時に、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている(8.2.3 参照)。
- f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。

7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。
- (2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。
- (4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。
 - a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
 - b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法
 - c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）
 - d) 記録に関する要求事項

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ

- (1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定
の要求事項に関連して適切な手段で業務・使用施設等を識別し、管理す
る。
- (2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、
業務・使用施設等について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4
参照）。

7.5.4 組織外の所有物

- (1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影
響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷
等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、
損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。

7.5.5 調達製品の保存

部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、
調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、
識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、
予備品にも適用する。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の
管理要領を定め、次の管理を行う。

- (1) 部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項への適合性を実証
するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にす
る。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。
- (2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法
で監視及び測定が実施できることを確実にする。
- (3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、
測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能
な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しな
い場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4
参照）。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

- (4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。
また、その機器及び影響を受けた業務・使用施設等に対して、適切な処置を行う。
- (5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。

8. 評価及び改善

8.1 一般

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。
 - a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 参照）により入手し、監視する。
- (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。

8.2.2 内部監査

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。

- a) 4.2.2 品質マニュアルにおいて定める品質マネジメント計画書
 - b) 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。
 - (3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。
 - (4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。
 - (5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
 - (6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。
 - (7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
 - (8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。

8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。
 - a) 監視及び測定の時期
 - b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法
- (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行

う。

- (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。

8.2.4 検査及び試験

原子力施設検査室長は、「原子力科学研究所事業者検査の実施要領」を定め、自主検査及び試験を行う部長は、試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。

- (1) 部長及び課長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- (2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。
- (3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。
- (4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。
- (5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。

また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。

8.3 不適合管理

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。
 - a) 不適合を除去するための処置を行う。
 - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及

ばす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。

- c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。
- (5) 所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。
- (2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。
- a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)
 - b) 業務・使用施設等に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)
 - c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用施設等の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)
 - d) 供給者の能力(7.4参照)

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの

分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。

8.5.2 是正処置等

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。
- (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。
 - a) 不適合等のレビュー及び分析
 - b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定
 - c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化
 - d) 必要な処置の決定及び実施
 - e) とった是正処置の有効性のレビュー
- (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。
 - a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更
 - b) 品質マネジメントシステムの変更
- (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。
- (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。

8.5.3 未然防止処置

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長

及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用施設等設置者と共有することも含む。

- a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) とった未然防止処置の有効性のレビュー
- (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。

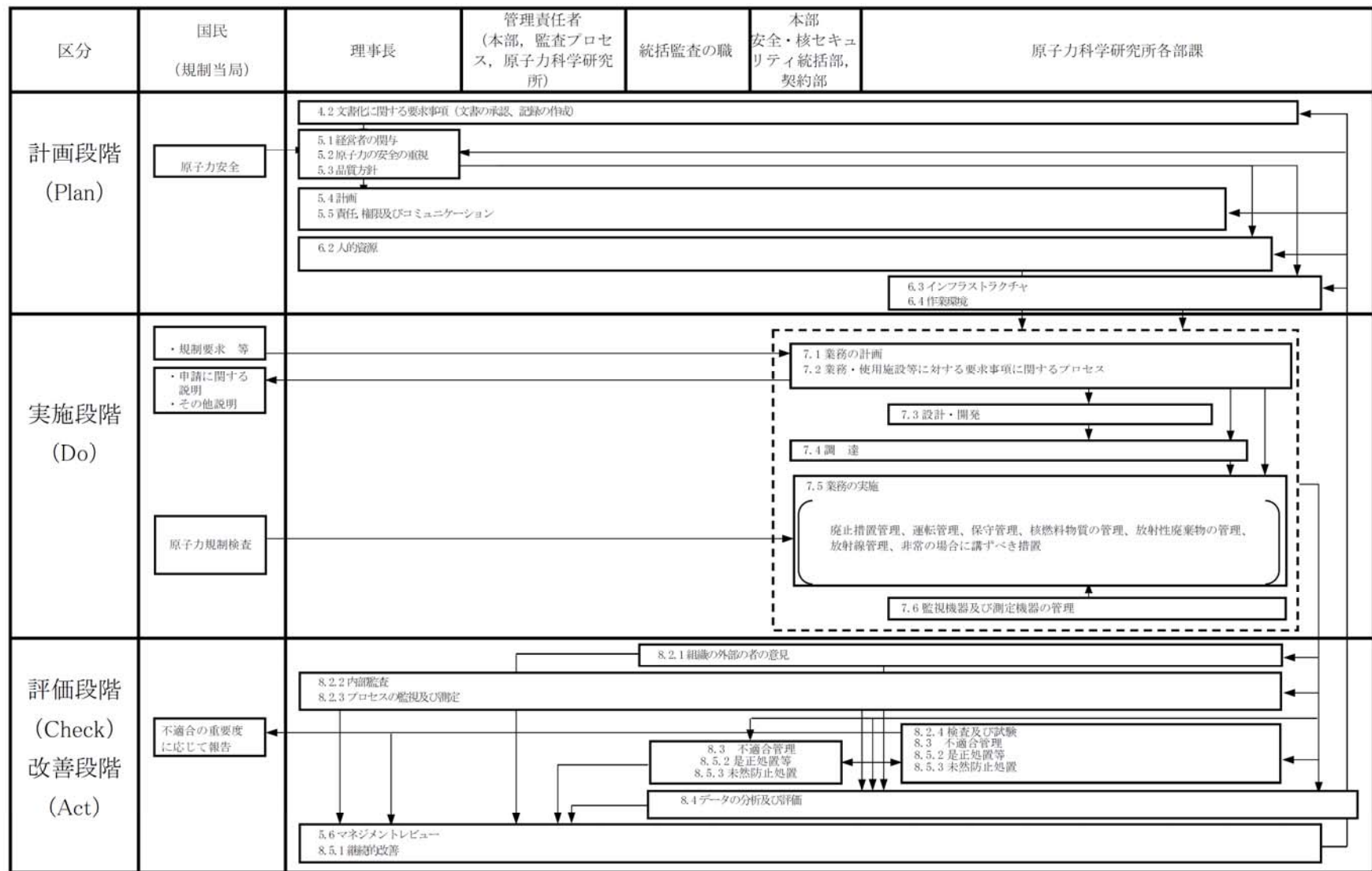


図 4.1 品質マネジメントシステム体系図

4. 品質マネジメントシステム(4.1 一般要求事項)

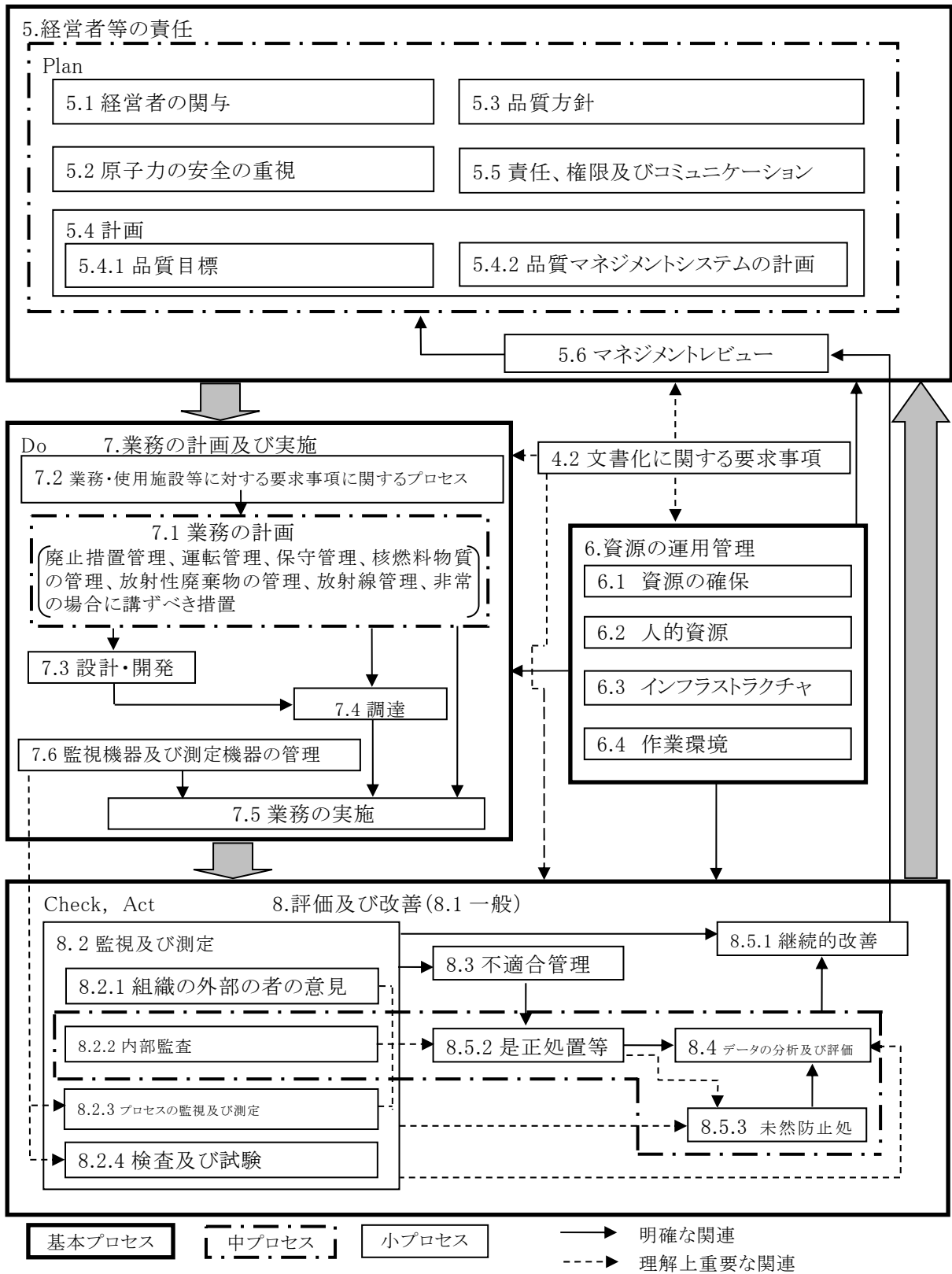


図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図

表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01
		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	所長	(科)QAM-420
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420
		放射線管理部文書及び記録の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-420
		工務技術部文書及び記録の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-420
		研究炉加速器技術部文書及び記録の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-420
		臨界ホット試験技術部の文書及び記録の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-420
		バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420
		原子力施設検査室文書及び記録の管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-420
5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A09
		原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	所長	(科)QAM-510
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A11
		原子力科学研究所品質目標管理要領	所長	(科)QAM-540
5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04
		使用施設等安全審査委員会規則	所長	(科)QAM-551
		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	所長	(科)QAM-552

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	保安管理部教育・訓練管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-620
		放射線管理部教育・訓練管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-620
		工務技術部教育・訓練管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-620
		研究炉加速器技術部教育・訓練管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-620
		臨界ホット試験技術部の教育・訓練管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-620
		バックエンド技術部教育訓練管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-620
		原子力施設検査室教育・訓練管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-620
		教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07
7.1	業務の計画	原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713
		原子力科学研究所事故故障及び災害発生時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715
		原子力科学研究所PI設定評価要領	所長	(科)QAM-716
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710
		工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710
		業務の計画及び実施管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A12
7.3	設計・開発	保安管理部設計・開発管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-730
		放射線管理部設計・開発管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-730
		工務技術部設計・開発管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-730
		研究炉加速器技術部設計・開発管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-730
		臨界ホット試験技術部の設計・開発管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-730
		バックエンド技術部設計・開発管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-730
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01
		原子力科学研究所調達管理要領	所長	(科)QAM-740
7.6	監視機器及び測定機器の管理	保安管理部監視機器及び測定機器の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-760
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領(放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-760
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領(放射線測定機器管理編)	放射線管理部長	(科放)QAM-761
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領(環境の放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-762
		工務技術部監視機器及び測定機器の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-760
		研究炉加速器技術部監視機器及び測定機器の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-760
		臨界ホット試験技術部監視機器及び測定機器の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-760

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
		バックエンド技術部監視機器及び測定機器の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-760
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03
8.2.4	検査及び試験	原子力科学研究所事業者検査の実施要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-820
		保安管理部試験・検査の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-820
		放射線管理部試験・検査の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-820
		工務技術部試験・検査の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-820
		研究炉加速器技術部試験・検査の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-820
		臨界ホット試験技術部の試験・検査の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-820
		バックエンド技術部試験・検査の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-820
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03
		原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	所長	(科)QAM-830
		原子力科学研究所水平展開要領	所長	(科)QAM-850

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 放射線管理の業務区分（第1条－第8条の2）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p> 第1節 管理区域（第9条－第12条）</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理（第13条－第15条）</p> <p> 第3節 周辺監視区域の管理（第16条・第17条）</p> <p> 第4節 作業環境の管理（第18条・第19条）</p> <p> 第5節 放射線作業の管理（第20条－第22条）</p> <p> 第6節 汚染された物品の管理（第22条の2）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p> 第1節 被ばくの防止（第23条－第25条）</p> <p> 第2節 線量の測定（第26条－第28条）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第29条－第35条）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（<u>第36条</u>－第39条）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第40条－第43条）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第44条－第47条）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p> 第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第48条）</p> <p> 第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第49条－第51条）</p> <p> 第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第52条－第54条）</p> <p> 第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置（第55条）</p> <p> 第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第56条）</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 放射線管理の業務区分（第1条－第8条の2）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p> 第1節 管理区域（第9条－第12条）</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理（第13条－第15条）</p> <p> 第3節 周辺監視区域の管理（第16条・第17条）</p> <p> 第4節 作業環境の管理（第18条・第19条）</p> <p> 第5節 放射線作業の管理（第20条－第22条）</p> <p> 第6節 汚染された物品の管理（第22条の2）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p> 第1節 被ばくの防止（第23条－第25条）</p> <p> 第2節 線量の測定（第26条－第28条）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第29条－第35条）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（<u>第35条の2</u>－第39条）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第40条－第43条）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第44条－第47条）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p> 第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第48条）</p> <p> 第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第49条－第51条）</p> <p> 第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第52条－第54条）</p> <p> 第4節 放射線測定機器の<u>巡視及び点検</u>において異常を認めた場合の措置（第55条）</p> <p> 第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第56条）</p>	<p></p> <p>条番号の追加及び削除</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前			変更後			備考		
第1章 放射線管理の業務区分 (区域管理) 第1条 使用施設等に係る管理区域ごとの放射線管理（作業に係る放射線管理を除く。以下「区域管理」という。）は、次の表の左欄に掲げる施設に係る管理区域について、同表の中欄及び右欄に掲げる区域管理者及び区域放射線管理担当課長が行う。			第1章 放射線管理の業務区分 (区域管理) 第1条 使用施設等に係る管理区域ごとの放射線管理（作業に係る放射線管理を除く。以下「区域管理」という。）は、次の表の左欄に掲げる施設に係る管理区域について、同表の中欄及び右欄に掲げる区域管理者及び区域放射線管理担当課長が行う。			特定施設の区域管理者の削除		
施設	区域管理者	区域放射線管理担当課長	施設	区域管理者	区域放射線管理担当課長			
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	放射線管理第2課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	放射線管理第2課長			
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長		廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長				
廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）	高減容処理技術課長		廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）	高減容処理技術課長				
プルトニウム研究1棟	本体施設	ホット使用施設管理課長	プルトニウム研究1棟	ホット使用施設管理課長				
	特定施設	工務第1課長		ホット使用施設管理課長				
ホットラボ	本体施設	未照射燃料管理課長	ホットラボ	未照射燃料管理課長				
	特定施設	工務第2課長		未照射燃料管理課長				
JRR-3の本体施設（NSRRに係る使用済燃料貯蔵施設を含む。）	JRR-3管理課長	放射線管理第1課長	JRR-3の本体施設（NSRRに係る使用済燃料貯蔵施設を含む。）	JRR-3管理課長	放射線管理第1課長			
JRR-4	JRR-4管理課長		JRR-4	JRR-4管理課長				
FCA	臨界技術第2課長	放射線管理第2課長	FCA	臨界技術第2課長	放射線管理第2課長			
燃料試験施設	本体施設		実用燃料試験課長	燃料試験施設			実用燃料試験課長	
	特定施設		工務第1課長				実用燃料試験課長	
廃棄物安全試験施設	本体施設	ホット材料試験課長	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長				
	特定施設	工務第1課長		ホット材料試験課長				
NSRR（使用済燃料貯蔵施設を除く。）	NSRR管理課長	放射線管理第2課長	NSRR（使用済燃料貯蔵施設を除く。）	NSRR管理課長	放射線管理第2課長			
バックエンド研究施設	BECKY技術課長		バックエンド研究施設	BECKY技術課長				
2 区域管理者の業務の一部を行わせるため、分任区域管理者を置くことができる。 3 前項の分任区域管理者が行う区域管理のとりまとめは、区域管理者が行う。 4 第2項の分任区域管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 区域管理者は次の第1号から第3号に掲げる業務を、区域放射線管理担当課長は次の第4号から第6号に掲げる業務を行う。 (1) 出入管理			2 区域管理者の業務の一部を行わせるため、分任区域管理者を置くことができる。 3 前項の分任区域管理者が行う区域管理のとりまとめは、区域管理者が行う。 4 第2項の分任区域管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 区域管理者は次の第1号から第3号に掲げる業務を、区域放射線管理担当課長は次の第4号から第6号に掲げる業務を行う。 (1) 出入管理					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 標識、洗浄設備、更衣設備、汚染除去資材その他管理区域設備の管理 (3) 作業環境の管理 (4) 定期的な線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定 (5) 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 (6) 放射線管理施設の管理</p> <p>第2条 ～ 第8条の2 (省略)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 管理区域 (第9条～第12条) (省略) 第2節 管理区域の出入管理 (第13条～第15条) (省略) 第3節 周辺監視区域の管理 (第16条～第17条) (省略) 第4節 作業環境の管理 (第18条～第19条) (省略)</p> <p>第5節 放射線作業の管理 (放射線作業前の措置)</p> <p>第20条 課長等は、放射線作業を行うときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長等は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>第21条 ～ 第22条 (省略)</p> <p>第6節 汚染された物品の管理 第22条の2 (省略)</p> <p>第3章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止 (第23条～第25条) (省略) 第2節 線量の測定 (第26条～第28条) (省略)</p> <p>第4章 環境放射線の管理 第29条 (省略)</p>	<p>(2) 標識、洗浄設備、更衣設備、汚染除去資材その他管理区域設備の管理 (3) 作業環境の管理 (4) 定期的な線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定 (5) 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定 (6) 放射線管理施設の管理</p> <p>第2条 ～ 第8条の2 (変更なし)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 管理区域 (第9条～第12条) (変更なし) 第2節 管理区域の出入管理 (第13条～第15条) (変更なし) 第3節 周辺監視区域の管理 (第16条～第17条) (変更なし) 第4節 作業環境の管理 (第18条～第19条) (変更なし)</p> <p>第5節 放射線作業の管理 (放射線作業前の措置)</p> <p>第20条 課長等は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長等は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>第21条 ～ 第22条 (変更なし)</p> <p>第6節 汚染された物品の管理 第22条の2 (変更なし)</p> <p>第3章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止 (第23条～第25条) (変更なし) 第2節 線量の測定 (第26条～第28条) (変更なし)</p> <p>第4章 環境放射線の管理 第29条 (変更なし)</p>	<p>ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第30条 気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第11に掲げる放出管理基準値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第32条 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第12に掲げる放出管理基準値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第34条 液体廃棄物の管理者は、使用施設等の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは区域放射線管理担当課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第5に掲げるところにより測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第32条に規定する放出管理基準値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、前項の測定の結果に基づき、使用施設等ごとにその施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質について、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を環境放射線管理課長、液体廃棄物の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項の放出量の通知に基づき、放出管理基準値が定められている核種について、一般排水溝により周辺監視区域外へ放出される3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、区域放射線管理担当課長及び液体廃棄物の管理者に通知しなければならない。</p> <p>第35条 (省略)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p>	<p>(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第30条 気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第11に掲げる放出管理基準値を超えないように<u>するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>管理しなければならない。</p> <p>第31条 (変更なし)</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第32条 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第12に掲げる放出管理基準値を超えないように<u>するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>管理しなければならない。</p> <p>第33条 (変更なし)</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第34条 液体廃棄物の管理者は、使用施設等の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは区域放射線管理担当課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第5に掲げるところにより<u>年1回点検された放射能測定装置を用いて</u>測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第32条に規定する放出管理基準値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、前項の測定の結果に基づき、使用施設等ごとにその施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質について、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を環境放射線管理課長、液体廃棄物の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項の放出量の通知に基づき、放出管理基準値が定められている核種について、一般排水溝により周辺監視区域外へ放出される3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、区域放射線管理担当課長及び液体廃棄物の管理者に通知しなければならない。</p> <p>第35条 (変更なし)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第35条の2 放射線管理部長は、放射線管理施設について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない</p>	<p>ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更</p> <p>ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更</p> <p>測定方法の明確化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
	<p><u>ない。</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長は、前項の施設管理目標について、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第35条の3 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第35条の4 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、第1項の施設管理実施計画並びに前項の設</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(放射線測定機器の維持点検)</p> <p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第4編第25条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え<u>つ</u>けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう<u>に</u>管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器を毎週1回以上<u>点検</u>しなければならない。ただし、使用施設等の使用が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上<u>点検</u>するものとする。</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう<u>に</u>管理しなければならない。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第37条 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、別表第16に掲げるところにより、毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。ただし、JRR-3、</p>	<p><u>備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 <u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第35条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 <u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第35条の6 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。 <u>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</u></p> <p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第4編第25条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え<u>付</u>けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の<u>動作状況を</u>毎週1回以上、<u>巡視</u>しなければならない。ただし、使用施設等の使用が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、<u>巡視</u>するものとする。</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>管理しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第37条 <u>(削除)</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>放射線測定機器の動作状況の巡視について追加</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p><u>NSRR、JRR-4及びFCAの放射線測定機器については、法第29条の施設定期検査と同時期に施設定期自主検査を行うことができるものとする。</u> <u>(施設定期自主検査の報告等)</u></p> <p>第38条 <u>線量管理課長は、第37条の施設定期自主検査を行ったときは、その結果を別表第17に掲げるところにより放射線管理部長に報告するとともに、区域放射線管理担当課長及び本体施設の施設管理者に通知しなければならない。</u> <u>(改造に係る措置)</u></p> <p>第39条 <u>区域放射線管理担当課長は、放射線管理施設について、改造を行おうとするときにおいて、その改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射線管理施設改造計画（以下この編において「改造計画」という。）を作成し、放射線管理部長の同意を得るものとし、同意した放射線管理部長は、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u> <u>(1) 改造する施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>(2) 改造の内容</u> <u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の改造計画の同意をしようとするときは、本体施設の施設管理統括者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 放射線管理部長は、第1項の承認を受けたときは、区域放射線管理担当課長、本体施設の施設管理者及び特定施設を管理する課長に通知しなければならない。</u></p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 第40条～第43条（省略）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第44条（省略） (固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第44条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器、若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書きの措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第21に従って区分しなければならない。</p>	<p>第38条 <u>(削除)</u></p> <p>第39条 <u>(削除)</u></p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 第40条～第43条（変更なし）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第44条（変更なし） (固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第44条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器、若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書きの措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第21に従って区分しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の削除</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物</u>（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第22に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>5 課長等は、前各項の措置を講じた廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として取り扱わなければならない。</p> <p>第45条 ～ 第47条 （省略）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第48条）（省略）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第49条～第51条）（省略）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第52条～第54条）（省略）</p> <p>第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置 （放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第55条 区域放射線管理担当課長は、第36条第2項の点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>第56条 （省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第4 （省略）</p>	<p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物</u>（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第22に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>5 課長等は、前各項の措置を講じた廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として取り扱わなければならない。</p> <p>第45条 ～ 第47条 （変更なし）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第48条）（変更なし）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第49条～第51条）（変更なし）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第52条～第54条）（変更なし）</p> <p>第4節 放射線測定機器の<u>巡視及び点検</u>において異常を認めた場合の措置 （放射線測定機器の<u>巡視及び点検</u>において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第55条 区域放射線管理担当課長は、第36条の<u>巡視及び点検</u>を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、<u>放射線管理部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</u></p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p><u>3 環境放射線管理課長は、第36条の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、放射線管理部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</u></p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>第56条 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第4 （変更なし）</p>	<p>法律名称の変更</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>主任者への通報の追加 交換等を要する場合の措置の追加</p> <p>異常を認めた場合の措置の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前			変更後			備考
別表第5 管理区域における線量当量率等の測定			別表第5 管理区域における線量当量率等の測定			記載の適正化
項目	ひん度		項目	頻度		
線量当量率	放射線遮蔽物の側壁	使用施設等の使用中毎日1回	線量当量率	放射線遮蔽物の側壁	使用施設等の使用中毎日1回	
	管理区域内	毎週1回 注1)		管理区域内	毎週1回 注1)	
表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)	表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)	
	第2種管理区域内	毎月1回		第2種管理区域内	毎月1回	
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注3)	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注3)	
	第2種管理区域内	必要の都度 注4)		第2種管理区域内	必要の都度 注4)	
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続		気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続		
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出の都度		液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出の都度		
注1) 使用施設等における放射線作業が1週間以上連続して行われな			注1) 使用施設等における放射線作業が1週間以上連続して行われな			
いときは、測定を要しない。ただし、この場合にあつても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。			いときは、測定を要しない。ただし、この場合にあつても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。			
注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。			注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。			
注3) 低レベル区域については、表面密度が別表第2に規定する値を超えたときとする。			注3) 低レベル区域については、表面密度が別表第2に規定する値を超えたときとする。			
注4) 表面密度が別表第1に規定する第2種管理区域の区分基準を超えたときとする。			注4) 表面密度が別表第1に規定する第2種管理区域の区分基準を超えたときとする。			
別表第6 ~ 別表第10 (省略)			別表第6 ~ 別表第10 (変更なし)			
別表第11 気体廃棄物の放出管理基準値			別表第11 気体廃棄物の放出管理基準値			圧縮処理建家及び解体処理施設の気体廃棄設備を撤去するため
使用施設等名	排気筒名	放出管理基準値	使用施設等名	排気筒名	放出管理基準値	
廃棄物処理場	第1廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	廃棄物処理場	第1廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	
	第2廃棄物処理棟	(DAC) p × 1		第2廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	
	圧縮処理建家、 解体処理施設	(DAC) p × 1		(削る)		
	液体処理建家	(DAC) p × 1		液体処理建家	(DAC) p × 1	
	第3廃棄物処理棟	(DAC) p × 1		第3廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	
	解体分別保管棟	(DAC) p × 1		解体分別保管棟	(DAC) p × 1	
	減容処理棟	(DAC) p × 1		減容処理棟	(DAC) p × 1	
プルトニウム研究1棟	I	(DAC) p × 10	プルトニウム研究1棟	I	(DAC) p × 10	
	II、III	(DAC) p × 10		II、III	(DAC) p × 10	
ホットラボ	主	(DAC) p × 10	ホットラボ	主	(DAC) p × 10	
	副	(DAC) p × 1		副	(DAC) p × 1	
燃料試験施設		(DAC) p × 10	燃料試験施設		(DAC) p × 10	
廃棄物安全試験施設		(DAC) p × 1	廃棄物安全試験施設		(DAC) p × 1	
バックエンド研究施設		(DAC) p × 10	バックエンド研究施設		(DAC) p × 10	
注) (DAC) p とは、第29条第2項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。			注) (DAC) p とは、第29条第2項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前		変更後					備考
別表第12 (省略)		別表第12 (変更なし)					測定に関する項目の追加
別表第13 周辺監視区域における線量当量率の測定		別表第13 周辺監視区域における線量当量率の測定					
項目	ひん度	項目	測定機器	頻度	測定箇所	数量	
線量当量率	週1回	線量当量率	モニタリング ポスト	週1回	別図第2 に示す箇所	5	
別表第14 ~ 別表第15 (省略)		別表第14 ~ 別表第15 (変更なし)					検査制度の見直しに伴う 記載の削除
別表第16 施設定期自主検査に係る放射線測定機器及び検査項目		別表第16 (削除)					
放射線測定機器		検査項目					
第3編別表第15、第4編別表第10、第5編別表第11、第6編別表第16、第7編別表第12、第8編別表第11、第9編別表第18、第10編別表第12、第11編別表第12及び第12編別表第10に掲げる放射線測定機器		校正検査(指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査					
第3編別表第16、第4編別表第11、第5編別表第12、第6編別表第17、第7編別表第13、第8編別表第12、第9編別表第19、第10編別表第13、第11編別表第13及び第12編別表第11に掲げる放射線測定機器		校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)					
注) 警報作動検査についてはサーベイメータを除く。							
別表第17 放射線測定機器に係る施設定期自主検査の報告等		別表第17 (削除)					検査制度の見直しに伴う 記載の削除
放射線測定機器		報告又は通知先					
別表第16に掲げる放射線測定機器		放射線管理部長 区域放射線管理担当課長 本体施設の施設管理者					
別表第18 ~ 別表第20 (省略)		別表第18 ~ 別表第20 (変更なし)					記載の適正化
別表第21 放射性廃棄物の区分基準		別表第21 放射性廃棄物の区分基準					
種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)			
		適用基準	容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有量	容器(20L基準)当たりの含有量及び容器表面の線量当量率		
固体廃棄物	A-1	500 μ Sv/h 未満	3.7GBq 未満 (^{90}Sr については、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であって、500 μ Sv/h 未満	容器(20L基準)当たりの含有量及び容器表面の線量当量率	記載の適正化	
	A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満			3.7GBq 未満 (^{90}Sr については、370 MBq 未満) であって、500 μ Sv/h 未満	記載の適正化	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考	
	B-1	2mSv/h以上 4×10 ⁴ mSv/h*未満	3.7GBq以上 (⁹⁰ Srに あつては、370 MBq以 上)、370 GBq未満		B-1	2mSv/h以上 10 Sv/h未満	3.7GBq以上 (⁹⁰ Srに あつては、370 MBq以 上)、370 GBq未満	記載の適正化 固体廃棄物のレベル区分 B-1及びB-2の容器 表面の線量当量率の上限 値の変更	
	B-2	4×10 ⁴ mSv/h*以上	370 GBq以上		B-2	10 Sv/h以上 500 Sv/h未満	370 GBq以上		
	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。 * 容器表面から50cmの線量当量率		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。 Puにあつては、1g/容器未満とする。	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。			37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。 Puにあつては、1g/容器未満とする。
液体 廃棄物	適用基準	³ H以外の放射性物質 の水中濃度	³ H	アルファ放射性物質の 水中濃度	適用基準	³ H以外の放射性物質 の水中濃度	³ H	アルファ放射性物質の 水中濃度	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
	A未満	注3) 濃度限度を超え 3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満(³ Hに ついては3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上	A未満	注3) 濃度限度を超え 3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (³ Hについては3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上	
	A	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満		A	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満		
	B-1	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満			B-1	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満			
	B-2	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			B-2	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			
	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。			Puにあつては、1g/容器未満とする。1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。		
注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質 注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの 注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度				注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質 注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの 注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度					
別表第22 ~ 別表第24 (省略)				別表第22 ~ 別表第24 (変更なし)					

変更前	変更後	備考
<p>別図第1（その1） 廃棄物処理場に係る管理区域</p> <p>別図第1（その2） ～ 別図第1（その11）（省略）</p>	<p>別図第1（その1） 廃棄物処理場に係る管理区域</p> <p>別図第1（その2） ～ 別図第1（その11）（変更なし）</p>	<p>解体処理施設の許可を廃止したため 固体廃棄物一時保管棟の管理区域を縮小するため</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第1 ~ 別記様式第5 (省略)</p>	<p>別図第2 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第1 ~ 別記様式第5 (変更なし)</p>	<p>モニタリングポストの追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第7条）</p> <p>第2節 引取り（第8条）</p> <p>第3節 運搬（第9条）</p> <p>第4節 貯蔵及び保管（第10条—第10条の2）</p> <p>第5節 処理（第11条—第14条の2）</p> <p>第6節 保管廃棄（第15条—第16条の2）</p> <p>第7節 保護衣等の除染（第17条）</p> <p>第8節 処理等に伴って発生した固体廃棄物の保管（第17条の2）</p> <p>第3章 保守管理（<u>第18条</u>—第28条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第29条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第30条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第31条）</p> <p>第5章 放射線管理（第32条—第34条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第35条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第36条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 （省略）</p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第3条 バックエンド技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、各施設からの年間放射性廃棄物引渡し予定量及び研究所外からの年間放射性廃棄物処理依頼量並びに当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下、この編において「年間処理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設ごとの稼働予定期間及び予定処理量</p> <p>(2) 保管廃棄施設の収納余裕量</p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第7条）</p> <p>第2節 引取り（第8条）</p> <p>第3節 運搬（第9条）</p> <p>第4節 貯蔵及び保管（第10条—第10条の2）</p> <p>第5節 処理（第11条—第14条の2）</p> <p>第6節 保管廃棄（第15条—第16条の2）</p> <p>第7節 保護衣等の除染（第17条）</p> <p>第8節 処理等に伴って発生した固体廃棄物の保管（第17条の2）</p> <p>第3章 保守管理（<u>第17条の3</u>—第28条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第29条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第30条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第31条）</p> <p><u>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第31条の2)</u></p> <p>第5章 放射線管理（第32条—第34条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第35条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第36条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 （変更なし）</p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第3条 バックエンド技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、各施設からの年間放射性廃棄物引渡し予定量及び研究所外からの年間放射性廃棄物処理依頼量並びに当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この編において「年間処理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設ごとの稼働予定期間及び予定処理量</p> <p>(2) 保管廃棄施設の収納余裕量</p>	<p></p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(3) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</p> <p>(4) 第27条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物処理場に関する保安の監督を行う核燃料取扱主任者（以下この編において「核燃料取扱主任者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の承認を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第5条 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号に掲げる事項について、高減容処理技術課長は、本体施設に関し、次の第1号から第7号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場本体施設運転手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 作業開始前及び作業終了後に確認すべき事項</p> <p>(2) 設備の運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 特殊な物質の分別処理の方法に関する事項</p> <p>(6) 混在廃棄物を極力増やさないための熔融処理作業及び耐火物の交換等に関する事項</p> <p>(7) 熔融サンプルの採取及び保管に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認及び前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p>(3) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(4) 第27条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物処理場に関する保安の監督を行う核燃料取扱主任者（以下この編において「核燃料取扱主任者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の承認を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 （変更なし）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第5条 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号に掲げる事項について、高減容処理技術課長は、本体施設に関し、次の第1号から第7号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場本体施設運転手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 作業開始前及び作業終了後に確認すべき事項</p> <p>(2) 設備の運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 特殊な物質の分別処理の方法に関する事項</p> <p>(6) 混在廃棄物を極力増やさないための熔融処理作業及び耐火物の交換等に関する事項</p> <p>(7) 熔融サンプルの採取及び保管に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認及び前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第6条（省略）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分</p> <p>第7条（省略）</p> <p>第2節 引取り</p> <p>第8条（省略）</p> <p>第3節 運搬</p> <p>第9条（省略）</p> <p>第4節 貯蔵及び保管</p> <p>第10条～第10条の2（省略）</p> <p>第5節 処理</p> <p>第11条～第14条の2（省略）</p> <p>第6節 保管廃棄</p> <p>第15条～第16条の2（省略）</p> <p>第7節 保護衣等の除染</p> <p>第17条（省略）</p> <p>第8節 処理等に伴って発生した固体廃棄物の保管</p> <p>第17条の2（省略）</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>第6条（変更なし）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分</p> <p>第7条（変更なし）</p> <p>第2節 引取り</p> <p>第8条（変更なし）</p> <p>第3節 運搬</p> <p>第9条（変更なし）</p> <p>第4節 貯蔵及び保管</p> <p>第10条～第10条の2（変更なし）</p> <p>第5節 処理</p> <p>第11条～第14条の2（変更なし）</p> <p>第6節 保管廃棄</p> <p>第15条～第16条の2（変更なし）</p> <p>第7節 保護衣等の除染</p> <p>第17条（変更なし）</p> <p>第8節 処理等に伴って発生した固体廃棄物の保管</p> <p>第17条の2（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p><u>第17条の3 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>3 バックエンド技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第17条の4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 バックエンド技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第2項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第17条の5 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>すること。</u></p> <p><u>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、設備等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>バックエンド技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第4項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第17条の6 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第17条の7 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第18条 ～ 第21条 （省略）</p> <p>（作業中の<u>点検</u>）</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、<u>高減容処理技術課長及び工務第1課長は、処理作業中1日1回以上、それぞれ、別表第11、別表第11の2、別表第11の3及び別表第11の4に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検し、異常のないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第23条 （省略）</p> <p>（<u>巡視及び点検</u>）</p> <p>第24条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、<u>別表第13、別表第13の2、別表第13の3及び別表第13の4に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>（地震後の措置）</p> <p>第25条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、それぞれ所管する施設を点検し、廃棄物処理場の保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、前項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、また、高減容処理技術課長は、第1項の確認を行ったときは、バックエンド技術部長に通報しなければならない。</u></p> <p>（<u>施設定期自主検査</u>）</p> <p>第26条 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、別表第14、別表第14の2、別表第14の3及び別表第14の4に掲げるところにより、毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。</u></p>	<p><u>事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第18条 ～ 第21条 （変更なし）</p> <p>（作業中の<u>巡視</u>）</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長<u>及び高減容処理技術課長は、それぞれ、第17条の5第1項の施設管理実施計画又は同条第3項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより、その処理作業に係る設備等を巡視し、異常のないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第23条 （変更なし）</p> <p>（巡視）</p> <p>第24条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、<u>第17条の5第1項の施設管理実施計画又は同条第3項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより巡視しなければならない。</u></p> <p>（地震後の措置）</p> <p>第25条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、それぞれ所管する施設を点検し、廃棄物処理場の保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、前項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は、第1項の確認を行ったときは、バックエンド技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>（<u>定期事業者検査</u>）</p> <p>第26条 <u>原子力施設検査室長は、廃棄物処理場の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p>	<p>備考</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 所掌業務の整理による見直し</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第27条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設について修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更許可申請を伴う場合、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意したバックエンド技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) <u>担当者の氏名</u></p> <p>(4) 予定期間</p>	<p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標（第17条の4の規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第27条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ<u>本体施設、特定施設及び放射線管理施設について修理及び改造を行おうとする場合</u>において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める<u>使用前事業者検査を伴うときは、</u>次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の<u>確認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 号番号の繰上げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>2 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認を受けたときは、次のとおり通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）に係る事項は、放射性廃棄物管理第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(2) 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る事項は、放射性廃棄物管理第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(3) 廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）に係る事項は、高減容処理技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、次のとおり通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）に係る事項は、放射性廃棄物管理第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(2) 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る事項は、放射性廃棄物管理第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(3) 廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）に係る事項は、高減容処理技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第27条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第28条</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、<u>前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業又は第26条の施設定期自主検査を終了したときは、それぞれ、その結果をバックエンド技術部長及び工務技術部長に報告するとともに、相互に通知及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</u></p> <p>2 高減容処理技術課長は、<u>前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業又は第26条の施設定期自主検査を終了したときは、その結果をバックエンド技術部長に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知しなければならない。高減容処理技術課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</u></p> <p>3 工務技術部長は、<u>第1項の報告を受けたときは、バックエンド技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 バックエンド技術部長は、<u>第1項及び第2項の報告を受けたときは、これを取りまとめて、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p> <p>第28条の2 (省略)</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p>	<p>ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、<u>前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、<u>第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、<u>前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 原子力施設検査室長は、<u>検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、<u>第26条第5項の確認及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、<u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第26条の定期事業者検査が終了したとき、第27条の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、それぞれ、その結果をバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告するとともに、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>3 高減容処理技術課長及び放射線管理第2課長は、<u>第26条の定期事業者検査が終了したとき、第27条の第1項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、それぞれ、その結果をバックエンド技術部長及び放射線管理部長に報告するとともに、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>第2項又は前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 バックエンド技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、これを取りまとめて、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p> <p>第28条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第29条（省略）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （<u>巡視及び点検</u>等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第30条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第21条の作業開始前の点検、第22条の作業中の<u>点検</u>、第23条の作業終了後の点検、第24条の<u>巡視及び点検</u>の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第28条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第21条の作業開始前の点検、<u>第22条の作業中の点検</u>、第23条の作業終了後の点検、第24条の<u>巡視及び点検</u>の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、前項の通報及び第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は、第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第31条 勤務時間外において第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、<u>ただちに現場</u>に赴き、又は第1編第33条第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を、第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く廃棄物処理場に係る異常のときは放射性廃棄物管理第1課長に、第2廃棄物処理棟に係る異常のときは放射</p>	<p>第29条（変更なし）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第30条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第21条の作業開始前の点検、第22条の作業中の<u>巡視</u>、第23条の作業終了後の点検、第24条の巡視の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第28条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第21条の作業開始前の点検、第23条の作業終了後の点検、第24条の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、前項の通報及び第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は、第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第31条 勤務時間外において第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、<u>直ちに現場</u>に赴き、又は第1編第33条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を、第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く廃棄物処理場に係る異常のときは放射性廃棄物管理第1課長に、第2廃棄物処理棟に係る異常のときは放</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>性廃棄物管理第2課長に、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟に係る異常のときは高減容処理技術課長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理 第32条 ～ 第34条 （省略）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第35条 （省略）</p> <p>第7章 記録及び保存 第36条 （省略）</p>	<p>放射性廃棄物管理第2課長に、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟に係る異常のときは高減容処理技術課長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</u> <u>（非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置）</u></p> <p><u>第31条の2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1節から第3節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</u></p> <p>第5章 放射線管理 第32条 ～ 第34条 （変更なし）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第35条 （変更なし）</p> <p>第7章 記録及び保存 第36条 （変更なし）</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前		変更後		備考
別表第1 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕		別表第1 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕		解体処理施設の許可を廃止したため
施設の区分	設備等の名称	施設の区分	設備等の名称	
処理前廃棄物保管場所	(1) 廃棄物一時置場 (2) 処理前廃棄物保管エリア (3) 固体廃棄物一時保管棟	処理前廃棄物保管場所	(1) 廃棄物一時置場 (2) 処理前廃棄物保管エリア (3) 固体廃棄物一時保管棟	
液体廃棄物貯蔵施設	(1) 低レベル廃液貯槽* (2) 廃液貯槽・I (3) 廃液貯槽・II-1* (4) 廃液格納庫* (5) 受入検査施設* (6) 排水貯留ポンド (7) 処理済廃液貯槽（液体処理場） (8) 処理済廃液貯槽 (9) 廃液移送容器・I	液体廃棄物貯蔵施設	(1) 低レベル廃液貯槽* (2) 廃液貯槽・I (3) 廃液貯槽・II-1* (4) 廃液格納庫* (5) 受入検査施設* (6) 排水貯留ポンド (7) 処理済廃液貯槽（液体処理場） (8) 処理済廃液貯槽 (9) 廃液移送容器・I	
固体廃棄物処理施設	(1) 焼却処理設備 (2) 圧縮処理装置* (3) 解体処理施設*	固体廃棄物処理施設	(1) 焼却処理設備 (2) 圧縮処理装置* (削る)	
液体廃棄物処理施設	(1) 低レベル蒸発処理装置* (2) 蒸発処理装置・I (3) 凝集沈殿処理装置* (4) 固化装置* (5) セメント固化装置 (6) 中レベル蒸発処理装置*	液体廃棄物処理施設	(1) 低レベル蒸発処理装置* (2) 蒸発処理装置・I (3) 凝集沈殿処理装置* (4) 固化装置* (5) セメント固化装置 (6) 中レベル蒸発処理装置*	
第1保管廃棄施設	(1) 保管廃棄施設・L (2) 保管廃棄施設・M-1 (3) 保管廃棄施設・M-2 (4) 解体分別保管棟（保管室） (5) 照射試料用保管廃棄施設	第1保管廃棄施設	(1) 保管廃棄施設・L (2) 保管廃棄施設・M-1 (3) 保管廃棄施設・M-2 (4) 解体分別保管棟（保管室） (5) 照射試料用保管廃棄施設	
第2保管廃棄施設	(1) 保管廃棄施設・NL (2) 廃棄物保管棟・I (3) 廃棄物保管棟・II	第2保管廃棄施設	(1) 保管廃棄施設・NL (2) 廃棄物保管棟・I (3) 廃棄物保管棟・II	
*：使用を停止している設備（廃棄物の貯蔵及び処理（運転）を行わない設備）		*：使用を停止している設備（廃棄物の貯蔵及び処理（運転）を行わない設備）		
別表第1の2 ～ 別表第1の3 （省略）		別表第1の2 ～ 別表第1の3 （変更なし）		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前		変更後		備考
別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称		別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称		
施設名	設備等の名称	施設名	設備等の名称	
第1廃棄物処理棟	受変電設備	第1廃棄物処理棟	受変電設備	
	気体廃棄設備		気体廃棄設備	
第2廃棄物処理棟	受変電設備	第2廃棄物処理棟	受変電設備	
	気体廃棄設備		気体廃棄設備	
	空気圧縮設備		空気圧縮設備	
第3廃棄物処理棟	受変電設備	第3廃棄物処理棟	受変電設備	
	気体廃棄設備		気体廃棄設備	
圧縮処理施設	解体処理施設	圧縮処理施設	(削る)	解体処理施設の許可を廃止したため
固体廃棄物一時保管棟	受変電設備	固体廃棄物一時保管棟	受変電設備	
	気体廃棄設備		(削る)	固体廃棄物一時保管棟の気体廃棄設備の使用を廃止したため
液体処理場	受変電設備	液体処理場	受変電設備	
	液体処理建家		液体処理建家	
	受入検査施設		受入検査施設	
	廃液貯槽・II-1 (No.5) 建家		廃液貯槽・II-1 (No.5) 建家	
第2保管廃棄施設	受変電設備	第2保管廃棄施設	受変電設備	
別表第2 ～ 別表第4の3 (省略)		別表第2 ～ 別表第4の3 (変更なし)		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前				変更後				備考	
別表第5 固体廃棄物の種類と処理設備、処理方法				別表第5 固体廃棄物の種類と処理設備、処理方法					
	種類		処理設備	処理方法		種類		処理設備	処理方法
	レベル区分	性状				レベル区分	性状		
固体廃棄物	A-1 及び A-2	可燃性固体廃棄物	焼却処理設備	可燃性固体廃棄物を焼却後、焼却灰を容器等に封入	A-1 及び A-2	可燃性固体廃棄物	焼却処理設備	可燃性固体廃棄物を焼却後、焼却灰を容器等に封入	
		圧縮可能な雑固体廃棄物	高圧圧縮装置	圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮後、圧縮物を容器等に封入		圧縮可能な雑固体廃棄物	高圧圧縮装置	圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮後、圧縮物を容器等に封入	
		溶融可能な雑固体廃棄物	金属溶融設備*	溶融可能な雑固体廃棄物を溶融後、溶融物を成型装置により金属塊に成型し、容器等に封入するか、又は焼却・溶融設備からの溶融物を収納する受け容器に成型する。		溶融可能な雑固体廃棄物	金属溶融設備*	溶融可能な雑固体廃棄物を溶融後、溶融物を成型装置により金属塊に成型し、容器等に封入するか、又は焼却・溶融設備からの溶融物を収納する受け容器に成型する。	
		可燃性固体廃棄物 焼却又は溶融可能な雑固体廃棄物	焼却・溶融設備*	可燃性固体廃棄物及び焼却可能な雑固体廃棄物を焼却後、焼却灰を容器等に封入 溶融可能な雑固体廃棄物を溶融後、溶融物を受け容器に収納し、容器等に封入		可燃性固体廃棄物 焼却又は溶融可能な雑固体廃棄物	焼却・溶融設備*	可燃性固体廃棄物及び焼却可能な雑固体廃棄物を焼却後、焼却灰を容器等に封入 溶融可能な雑固体廃棄物を溶融後、溶融物を受け容器に収納し、容器等に封入	
		可燃性固体廃棄物 雑固体廃棄物	前処理設備	可燃性固体廃棄物及び雑固体廃棄物を切断、分解、分別等行った後、焼却処理設備、高圧圧縮装置、金属溶融設備又は焼却・溶融設備で処理するか、処理できないものは、容器等に封入		可燃性固体廃棄物 雑固体廃棄物	前処理設備	可燃性固体廃棄物及び雑固体廃棄物を切断、分解、分別等行った後、焼却処理設備、高圧圧縮装置、金属溶融設備又は焼却・溶融設備で処理するか、処理できないものは、容器等に封入	
		大型のもの	解体室	大型の廃棄物を切断等により処理し、容器等に封入		大型のもの	解体室	大型の廃棄物を切断等により処理し、容器等に封入	
	A-2		固体廃棄物処理設備・II	処理対象放射性廃棄物を主に圧縮し、封入容器に封入後、保管廃棄するのに適している場合、封入容器をコンクリート容器又はコンクリート内巻ドラム缶に入れ、コンクリート固化体、又は遮へい蓋付保管体とする。 また、当該固化体又は保管体の落下等が発生した場合には、それを固体廃棄物処理設備・IIに搬入し、点検・補修を行う。	A-2		固体廃棄物処理設備・II	処理対象放射性廃棄物を主に圧縮し、封入容器に封入後、保管廃棄するのに適している場合、封入容器をコンクリート容器又はコンクリート内巻ドラム缶に入れ、コンクリート固化体、又は遮へい蓋付保管体とする。 また、当該固化体又は保管体の落下等が発生した場合には、それを固体廃棄物処理設備・IIに搬入し、点検・補修を行う。	
	B-1				B-1				
			圧縮処理装置 解体処理施設	(使用を停止)			圧縮処理装置 (削る)	(使用を停止)	解体処理施設の許可を廃止したため
	*：使用を休止している設備（廃棄物の処理（運転）を行わない設備）				*：使用を休止している設備（廃棄物の処理（運転）を行わない設備）				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前			変 更 後	備 考
別表第6 ～ 別表第10の4 （省略）			別表第6 ～ 別表第10の4 （変更なし）	施設管理に係る活動の追加に係る変更
別表第11 作業中の廃棄物処理場本体施設の点検〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕			別表第11 <u>（削除）</u>	
	設 備 等	点 検 項 目		
第1 廃 棄 棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の温度 (2) 焼却炉内の負圧 (3) セラミックフィルタ入口温度 (4) セラミックフィルタ差圧 (5) 高性能フィルタ差圧		
	第3 廃 棄 物 処 理 棟	蒸発処理装置・I	(1) 蒸発缶内の負圧 (2) 加熱蒸気の圧力 (3) 蒸発缶の液位 (4) 供給槽の液位 (5) 凝縮液貯槽の液位 (6) 冷却水の流量 (7) オフガス系の負圧 (8) 圧縮空気の圧力	
セメント固化装置		(1) 計量槽の液位 (2) セメントホッパー重量 (3) 機器の作動状況 (4) 圧縮空気の圧力		
衣料除染設備		作業室の換気		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前		変更後	備考
別表第11の2 <u>作業中の廃棄物処理場本体施設の点検〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕</u>		別表第11の2 <u>（削除）</u>	施設管理に係る活動の追加に係る変更
設 備	点 検 項 目		
<u>固体廃棄物処理設備・II</u>	(1) <u>固体系セルの負圧</u> (2) <u>機器の作動状況</u> (3) <u>マニプレータの作動状況</u> (4) <u>油圧ユニットの油圧（圧縮作業時に限る。）</u>		
<u>蒸発処理装置・II</u>	(1) <u>供給槽の液位</u> (2) <u>凝縮液貯槽・IIの液位</u> (3) <u>蒸発缶の液位</u> (4) <u>蒸発缶の温度</u> (5) <u>蒸発缶の圧力</u> (6) <u>加熱用蒸気の圧力</u> (7) <u>冷却水の温度</u> (8) <u>濃縮セルの負圧</u>		
<u>アスファルト固化装置</u>	(1) <u>供給槽の液位</u> (2) <u>熱媒の温度</u> (3) <u>混和蒸発機の温度</u> (4) <u>復水貯槽の液位</u> (5) <u>油水分離ユニットの作動状況</u> (6) <u>冷却水の温度</u> (7) <u>固化セルの負圧</u>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後	備考
別表第11の3 作業中の廃棄物処理場本体施設の点検〔高減容処理技術課長管理施設〕			別表第11の3 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
	設備	点検項目		
解体分別保管棟	解体室	作業室の換気		
	受変電設備	商用電源の電圧及び電流		
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態		
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力		
減容処理棟	高圧圧縮装置	(1) 高圧圧縮機の油圧 (2) チャンバ内の負圧		
	金属熔融設備	(1) 熔融炉の温度 (2) 熔融炉の負圧 (3) セラミックフィルタ差圧 (4) 高性能フィルタ差圧 (5) チャンバ内の負圧 (6) チャンバ系高性能フィルタ差圧		
	焼却・熔融設備	(1) 焼却炉の温度 (2) 熔融炉の温度 (3) 焼却炉の負圧 (4) 熔融炉の負圧 (5) セラミックフィルタ差圧 (6) 高性能フィルタ差圧 (7) チャンバ内の負圧 (8) チャンバ系高性能フィルタ差圧		
	前処理設備	チャンバ内の負圧		
	受変電設備	商用電源の電圧及び電流		
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態		
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後	備考
別表第11の4 作業中の特定施設の点検			別表第11の4 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
施設名	設備	点検項目		
第1廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧、電流		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態		
第2廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧、電流		
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) セル内負圧		
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力		
第3廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧、電流		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態		
別表第12 ～ 別表第12の4 (省略)			別表第12 ～ 別表第12の4 (変更なし)	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前					変更後					備考
別表第13 廃棄物処理場本体施設の巡視及び点検〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕					別表第13 (削除)					施設管理に係る活動の追加に係る変更
設備等		機器等	点検項目	ひん度						
第1 廃棄物 処理棟	焼却処理設備	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)						
		機器類	(1) 外観 (2) 作動状況	1回/日 (運転中)						
		建家類	外観	1回/月						
第3 廃棄物 処理棟	蒸発処理装置・I セメント固化装置	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)						
		機器類	(1) 外観 (2) 作動状況	1回/日 (運転中)						
液体 処理場	廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽	建家類	外観	1回/月						
		貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)						
	衣料除染設備	機器類	(1) 外観 (2) 作動状況	1回/日 (運転中)						
	固化体保管エリア 第3廃棄物処理棟保管庫A 第3廃棄物処理棟保管庫B	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
		機器類	使用停止のため 外観のみ	1回/月						
圧縮 処 理 設 施	低レベル蒸発処理装置 中レベル蒸発処理装置 固化装置 凝集沈殿処理装置	貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)						
		建家類	外観のみ	1回/月						
解体 保管 棟	低レベル廃液貯槽 廃液貯槽・II-1 廃液格納庫 受入検査施設	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
		貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)						
		建家類	使用停止のため 外観のみ	1回/月						
液体 処理場	処理済廃液貯槽 (液体処理場)	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
		貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)						
圧縮 処 理 設 施	圧縮処理装置	機器類	使用停止のため 外観のみ	1回/月						
		建家類	外観のみ	1回/月						
解体 保管 棟	解体処理施設	建家類	外観のみ	1回/月						
		保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
液体 処理場	液体処理建家保管庫	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
		貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)						
圧縮 処 理 設 施	圧縮処理建家保管庫	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
		建家類	使用停止のため 外観のみ	1回/月						
解体 保管 棟	処理前廃棄物保管エリア	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
		建家類	外観のみ	1回/月						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
固体廃棄物一時保管棟	建 家 類	外 観	1回/月			
	保管廃棄施設	(1) 外 観 (2) 保管状況	1回/週			
排水貯留ポンド	貯 槽	(1) 外 観 (2) 液 位	1回/日 (運転中)			
廃液移送容器・I	容 器 類	外 観	1回/月			
廃液運搬車	タ ン ク	外 観	1回/月			
保管廃棄施設・L、NL 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2	保管廃棄施設	外 観	1回/週			
廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 解体分別保管棟 (保管室)	廃棄物パッケージ等の保管状況*	外 観	1回/年			
照射試料用保管廃棄施設	保管廃棄施設	外 観	1回/週			
<p>* : ただし、保管廃棄施設・L、NL、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2の廃棄物パッケージ等の保管状況の点検については、原則として全体の10%以上を行うこととする。</p>						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後	備考
別表第13の2 廃棄物処理場本体施設の巡視及び点検〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕				別表第13の2 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
設備等	機器等	点検項目	ひん度		
廃液貯槽・Ⅱ－2	貯槽、 サンプルピット	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)		
固体廃棄物処理設備・Ⅱ	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)		
	セル扉	表示灯の点灯			
蒸発処理装置・Ⅱ	貯槽、配管、 機器、弁類	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)		
	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭			
	セル扉	表示灯の点灯			
アスファルト固化装置	貯槽、配管、 機器、弁類	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)		
	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭			
	セル扉	表示灯の点灯			
処理前廃棄物収納セル コンクリート注入室 廃棄物保管室 廃棄物保管エリア	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週		
建家類		外観	1回/月		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前					変更後					備考
別表第13の3 廃棄物処理場本体施設の巡視及び点検〔高減容処理技術課長管理施設〕					別表第13の3 (削除)					施設管理に係る活動の追加に係る変更
	設備	機器等	点検項目	ひん度						
解体分別保管棟	解体室	建家類	外観	1回/月						
	受変電設備	受電盤類	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)						
	気体廃棄設備	機器類	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態	1回/日 (運転中*)						
	空気圧縮設備	機器類	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力	1回/日 (運転中*)						
	物品検査エリア	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
減容処理棟	高圧圧縮装置	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)						
	金属溶融設備	機器類	(1) 外観	1回/日						
	焼却・溶融設備		(2) 作動状況	(運転中)						
	前処理設備	建家類	外観	1回/月						
	一時保管室	保管廃棄施設	(1) 外観 (2) 保管状況	1回/週						
	受変電設備	受電盤類	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)						
	気体廃棄設備	機器類	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態	1回/日 (運転中*)						
空気圧縮設備	機器類	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力	1回/日 (運転中*)							
*：処理設備の運転中をいう。										

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後	備考
別表第13の4 特定施設の巡視及び点検				別表第13の4 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
施設名	設備	点検項目	ひん度		
第1廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態	1回/日 (運転中*)		
第2廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)		
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) セル内負圧	1回/日 (運転中*)		
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力	1回/日 (運転中*)		
第3廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態	1回/日 (運転中*)		
* : 処理設備の運転中をいう。					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後	備考
別表第14 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕			別表第14 (削除)	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
区分	設備等	検査項目		
第1 廃棄物 処理棟	焼却処理設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		制御回路	作動検査(インターロック) (1) 焼却炉出口温度 (2) 焼却炉内負圧	
		フィルタユニット	捕集効率検査	
	排水設備	液位計	作動検査	
		ピット	漏えい検査	
		〔漏えい水が回収できないピットが対象〕		
第3 廃棄物 処理棟	蒸発処理装置・I	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		漏えい検知器	警報作動検査	
		オフガスフィルタ	捕集効率検査	
		蒸発缶類	処理能力検査(除染係数)	
	セメント固化装置	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		漏えい検知器	警報作動検査	
	廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		漏えい検知器	警報作動検査	
		貯槽(ピット)	漏えい検査	
	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前			変更後	備考
液体 処理 場	低レベル蒸発処理装置	塔槽類	外観検査	
	中レベル蒸発処理装置	配管類	外観検査	
	凝集沈殿処理装置	ポンプ	外観検査	
	固化装置	蒸発缶類	外観検査	
	廃液貯槽・II-1	貯槽 (タンク)	漏えい検査 (*1)	
	処理済廃液貯槽 (液体処理場)	液位計	作動検査	
		貯槽 (ピット)	漏えい検査	
排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査		
	ピット 〔漏えい水が回収でき ないピットが対象〕	漏えい検査		
圧縮 処理 施設	圧縮処理装置	圧縮機	外観検査	
	排水設備	液位計	作動検査	
		ピット 〔漏えい水が回収でき ないピットが対象〕	漏えい検査	
固体 廃棄物 一時 保管棟	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		ピット 〔漏えい水が回収でき ないピットが対象〕	漏えい検査	
排水貯留ポンド	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査		
	液位検知器	警報作動検査		
	貯槽 (ピット)	漏えい検査		
保管廃棄施設			外観検査	
*1: 廃液貯槽・II-1は、使用を停止しているため貯槽の外表面を確認する。				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後	備考
別表第14の2 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕			別表第14の2 (削除)	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
区分	設備等	検査項目		
第2 廃 棄 物 処 理 棟	固体廃棄物処理設備・II	制御回路	作動検査（インターロック） セル扉	
		処理用放射線モニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
	蒸発処理装置・II	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		制御回路	作動検査（インターロック） セル扉	
		漏えい検知器	警報作動検査	
		凝縮液貯槽・II	漏えい検査	
		蒸発缶類	処理能力検査（除染係数）	
	アスファルト固化装置	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		制御回路	作動検査（インターロック） (1) セル扉 (2) 熱媒ボイラ停止 (3) 熱媒ダンプ (4) 自動水噴霧装置	
	廃液貯槽・II-2	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		漏えい検知器	警報作動検査	
		貯槽（タンク）	漏えい検査	
	セル	負圧警報	警報作動検査	
		しゃへい体	外観検査	
排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査		
	ピット 漏えい水が回収できないピットが対象	漏えい検査		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後	備考
別表第14の3 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目〔高減容処理技術課長管理施設〕			別表第14の3 (削除)	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
区分	設備等	検査項目		
解体 分別 保管 棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査	
		フィルタユニット	捕集効率検査	
	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		ピット 漏えい水が回収できないピットが対象	漏えい検査	
減 容 処 理 棟	高圧圧縮装置	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		制御回路	作動検査(インターロック) 起 動	
		負圧警報	警報作動検査	
		フィルタユニット	捕集効率検査	
	金属熔融設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		制御回路	作動検査(インターロック) (1) 起 動 (2) 熔融炉出口温度 (3) 熔融炉内負圧	
		フィルタユニット	捕集効率検査	
	焼却・熔融設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		制御回路	作動検査(インターロック) (1) 起 動 (2) 焼却炉出口温度 (3) 焼却炉内負圧 (4) 熔融炉出口温度 (5) 熔融炉内負圧	
		フィルタユニット	捕集効率検査	
	前処理設備	フィルタユニット	捕集効率検査	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後	備考
	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査		
	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査		
		フィルタユニット	捕集効率検査		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
別表第14の4 特定施設の施設定期自主検査項目				別表第14の4 (削除)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化
区分	設備等		検査項目			
第1 廃棄物処理棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査			
		フィルタユニット フィルタチャンバ	捕集効率検査			
第2 廃棄物処理棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査 (3) 負圧検査			
		フィルタユニット フィルタチャンバ	捕集効率検査			
		制御回路	作動検査 (インターロック) 予備ファン起動			
		ディーゼル発電設備	(1) 自動起動検査 (2) 警報作動検査			
第3 廃棄物処理棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
固体廃棄物一時保管棟	気体廃棄設備	排風機	風向検査			
		フィルタユニット	捕集効率検査			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

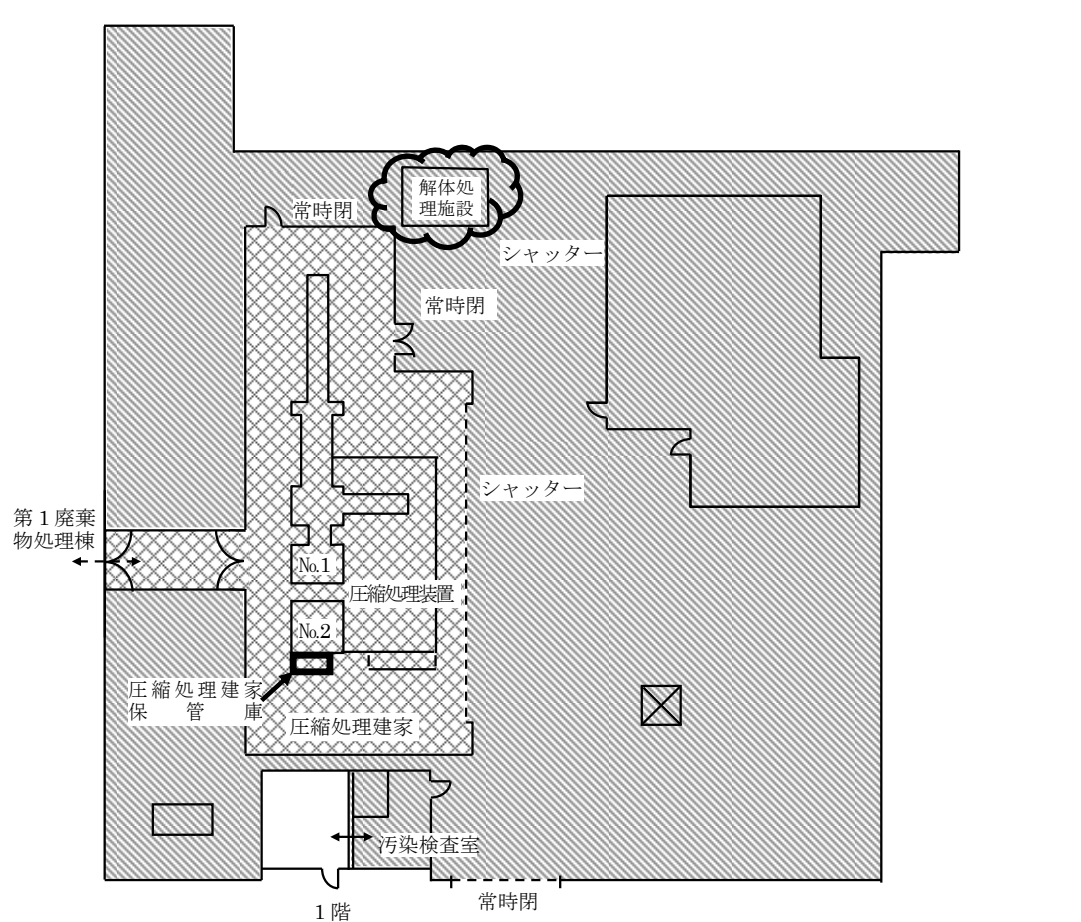
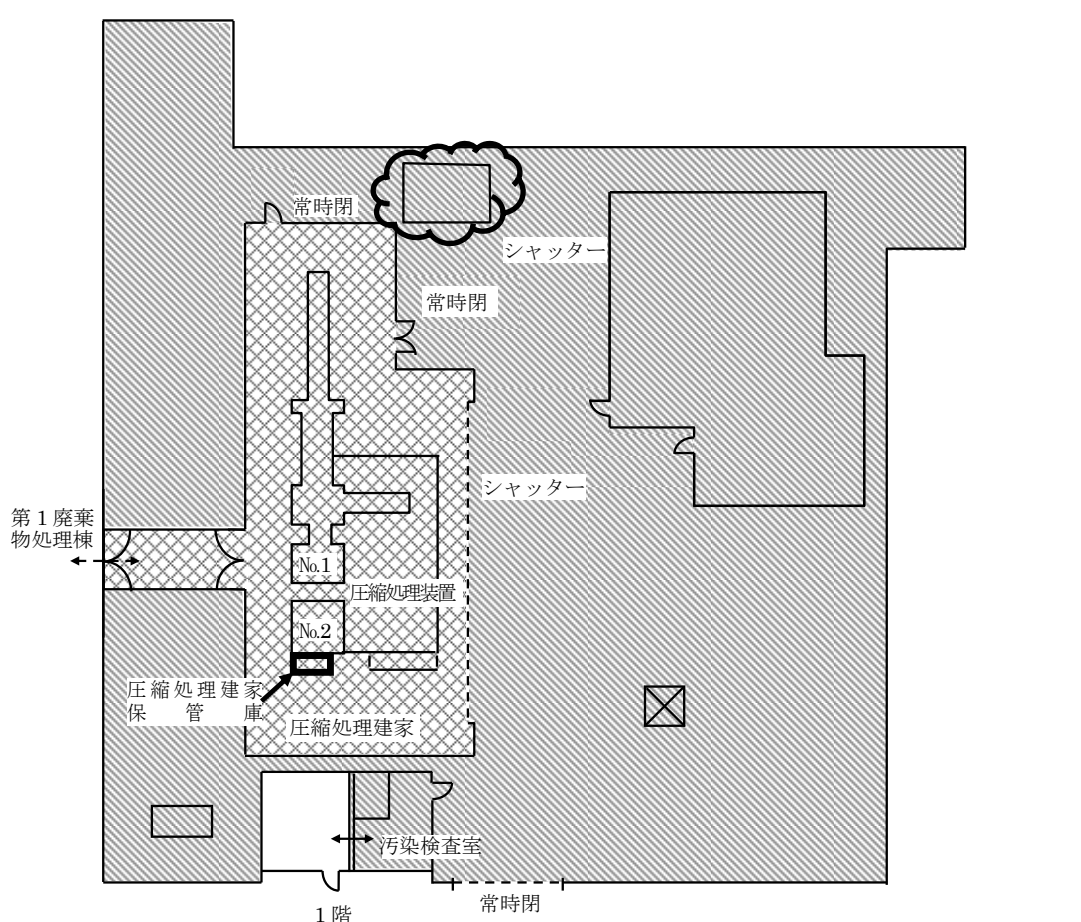
変更前						変更後						備考
別表第15 放射線測定機器及び測定箇所						別表第15 放射線測定機器及び測定箇所						圧縮処理建家及び解体処理施設の気体廃棄設備を撤去するため
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気 ダストモニタ	第1廃棄物処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気 ダストモニタ	第1廃棄物処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
	第2廃棄物処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	第3廃棄物処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	圧縮処理建家、解体処理施設排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	液体処理建家排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	解体分別保管棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	減容処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
室内 ダストモニタ	第2廃棄物処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内 ダストモニタ	第2廃棄物処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	
	第3廃棄物処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	解体分別保管棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
	減容処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	2		ベータ線							
ガンマ線 エリアモニタ	第2廃棄物処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ μSv/h	5	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線 エリアモニタ	第2廃棄物処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ μSv/h	5	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
	第3廃棄物処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ μSv/h	4		ガンマ線							
	減容処理棟施設内	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ μSv/h	3		ガンマ線							
排気 ダストモニタ						(削る)						
	液体処理建家排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1			液体処理建家排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1			ベータ線	
	解体分別保管棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1			解体分別保管棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1			ベータ線	
	減容処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1			減容処理棟排気口	10 ⁻¹ ～ 10 ⁵ s ⁻¹	1			ベータ線	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前				変更後				備考	
別表第16 (省略)				別表第16 (変更なし)				圧縮処理建家及び解体処理施設の気体廃棄設備を撤去するため	
別表第17 放射線測定機器の警報装置の作動条件				別表第17 放射線測定機器の警報装置の作動条件					
測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 注)	測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 注)		
排気 ダストモニタ	第1廃棄物処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	排気 ダストモニタ	第1廃棄物処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	第2廃棄物処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		第2廃棄物処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	第3廃棄物処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		第3廃棄物処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	<u>圧縮処理建家、 解体処理施設排気口の 放射性塵埃の濃度</u>	<u>ベータ線</u>	<u>一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm³ 以上</u>		<u>(削る)</u>				
	液体処理建家排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		液体処理建家排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	解体分別保管棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		解体分別保管棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	減容処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		減容処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	一日平均して 3×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
注) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。				注) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。					
別表第18 (省略)				別表第18 (変更なし)					
別表第19 (省略)				別表第19 (変更なし)					

変更前	変更後	備考
<p>別図 (その1) 廃棄物処理場全体配置図</p>	<p>別図 (その1) 廃棄物処理場全体配置図</p>	<p>備考</p> <p>☁部：変更</p> <p>解体処理施設の許可を廃止したため</p> <p>固体廃棄物一時保管棟の管理区域を縮小するため</p> <p>記載の適正化</p>
<p>別図 (その2) ~ 別図 (その4) (省略)</p>	<p>別図 (その2) ~ 別図 (その4) (変更なし)</p>	

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">別図（その5） 固体廃棄物一時保管棟平面図</p>	<p style="text-align: center;">別図（その5） 固体廃棄物一時保管棟平面図</p>	<p>☁部：変更</p> <p>固体廃棄物一時保管棟の管理区域（フェンスにより区画）を縮小するとともに、固体廃棄物一時保管棟内の第1種管理区域を第2種管理区域へ変更するため</p> <p style="text-align: center;">別図（その5） 固体廃棄物一時保管棟平面図</p> <p>室名について、記載の適正化を図るため</p>

変更前	変更後	備考
<p>別図(その6) 圧縮処理施設平面図</p>  <p>第1種管理区域</p> <p>第1種管理区域低レベル区域</p> <p>発生廃棄物保管場所</p> <p>管理区域出入口</p> <p>圧縮処理建家出入口</p>	<p>別図(その6) 圧縮処理施設平面図</p>  <p>第1種管理区域</p> <p>第1種管理区域低レベル区域</p> <p>発生廃棄物保管場所</p> <p>管理区域出入口</p> <p>圧縮処理建家出入口</p>	<p>☁部：変更</p> <p>解体処理施設の許可を廃止したため</p>

変更前	変更後	備考
<p>別図（その7） 第1廃棄物処理棟平面図</p> <p>別図（その8） ～ 別図（その28）（省略）</p>	<p>別図（その7） 第1廃棄物処理棟平面図</p> <p>別図（その8） ～ 別図（その28）（変更なし）</p>	<p>☁部：変更</p> <p>エレベータの改造工事に伴い、1階の扉の位置を変更したため</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第4編 プルトニウム研究1棟の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第4編 プルトニウム研究1棟の管理</p> <p>目次 第1章 通則(第1条-第4条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限(第5条) 第2節 使用上の条件(第6条・第7条) 第3節 作業上の確認(第8条-第11条) 第3章 保守管理(第12条-第17条) 第4章 核燃料物質の管理(第18条-第20条) 第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第21条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第22条) 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第23条)</p> <p>第6章 放射線管理(第24条-第26条) 第7章 固体廃棄物の保管(第27条)</p> <p>第1章 通則 第1条 (省略)</p> <p>(手引の作成) 第2条 ホット使用施設管理課長は本体施設、工務第1課長は特定施設に関し、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、ホット使用施設管理課長は臨界ホット試験技術部長の承認を、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。 (1) <u>作業開始前、作業中及び作業後に確認する事項</u> (2) <u>別表第4に掲げる保安上重要な設備等の運転操作に関する事項</u> (3) <u>巡視及び点検に関する事項</u> (4) <u>計画停電時の措置に関する事項</u> (5) <u>異常時の措置に関する事項</u> 2 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間使用計画) 第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間</p>	<p>第4編 プルトニウム研究1棟の管理</p> <p>目次 第1章 通則(第1条-第4条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限(第5条) 第2節 使用上の条件(第6条・第7条) 第3節 作業上の確認(第8条-第11条) 第3章 保守管理(第11条の2-第17条) 第4章 核燃料物質の管理(第18条-第20条) 第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第21条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第22条) 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第23条) 第4節 <u>自然現象等が発生した場合の措置(第23条の2)</u> 第5節 <u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第23条の3)</u> 第6章 放射線管理(第24条-第26条) 第7章 固体廃棄物の保管(第27条)</p> <p>第1章 通則 第1条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成) 第2条 ホット使用施設管理課長は本体施設、工務第1課長は特定施設に関し、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、ホット使用施設管理課長は臨界ホット試験技術部長の承認を、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。 (1) <u>使用の管理に関する事項</u> (2) <u>保守管理に関する事項</u> (3) <u>核燃料物質の管理に関する事項(本体施設のみ)</u> (4) <u>異常時の措置に関する事項</u> 2 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間使用計画) 第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間</p>	<p>条の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間 (6) 第15条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第6条～第7条 (省略)</p> <p>第3節 作業上の確認</p> <p>第8条～第9条 (省略)</p> <p>(施設の運転管理)</p> <p>第10条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。 2 ホット使用施設管理課長は、前項の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。 3 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを点検しなければならない。 4 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を終了したときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) <u>定期事業者検査</u>の予定期間 (6) 第15条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第6条～第7条 (変更なし)</p> <p>第3節 作業上の確認</p> <p>第8条～第9条 (変更なし)</p> <p>(施設の運転管理)</p> <p>第10条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。 2 ホット使用施設管理課長は、前項の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。 3 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視しなければならない。 4 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を終了したときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>第11条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p><u>第11条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、プルトニウム研究1棟(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u> <u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにホット使用施設管理課長に通知しなければならない。</u> <u>4 ホット使用施設管理課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
	<p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第11条の3 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>ホット使用施設管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第11条の4 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>ロ <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>ハ <u>使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>ニ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</u></p> <p>ホ <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>チ <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>ホット使用施設管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第12条～第13条 (省略)</p> <p>(施設定期自主検査) 第14条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第6に掲げるところにより、毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。</u></p> <p>(修理及び改造計画) 第15条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成</u></p>	<p>7 <u>ホット使用施設管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施) 第11条の5 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第11条の6 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第12条～第13条 (変更なし)</p> <p>(定期事業者検査) 第14条 <u>原子力施設検査室長は、プルトニウム研究1棟の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び実施体制</u> ハ <u>予定期間</u> ニ <u>定量的な施設管理目標(第11条の3の規定により策定した場合に限る。)</u></p> <p>(2) 定期事業者検査要領書 イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得なければならない。</u></p> <p>(修理及び改造計画) 第15条 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
<p>し、それぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>(2) 修理及び改造の内容</u> <u>(3) 担当者の氏名</u> <u>(4) 予定期間</u></p> <p>2 工務技術部長は、前項の<u>同意</u>をしようとするときは、<u>臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 所長は、<u>第1項の承認</u>をしようとするときは、<u>核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 修理及び改造の内容</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の<u>確認</u>をしようとするときは、<u>臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 所長は、<u>前項の承認</u>をしようとするときは、<u>核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u> <u>第15条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u> <u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 工事の内容</u> <u>ハ 検査の項目及び実施体制</u> <u>ニ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領書</u> <u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 検査の項目及び検査場所</u> <u>ハ 検査前条件</u> <u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u> <u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得なければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等) 第16条</p> <p>ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、<u>それぞれ、第14条の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長に報告し、相互に通知するとともに、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u>ホット使用施設管理課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>(保守結果の通知等) 第16条 <u>原子力検査室長は、第14条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査が終了したとき、第15条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>(巡視及び点検) 第17条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、<u>別表第7に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p>	<p>(巡視) 第17条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、<u>第11条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第4章 核燃料物質の管理 第18条 (省略)</p>	<p>第4章 核燃料物質の管理 第18条 (変更なし)</p>	
	<p>(核燃料物質の受入) 第18条の2 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受け入れる年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の種類及び数量</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
	<p>(核燃料物質の払出) 第18条の3 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>払い出す年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の種類及び数量</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第19条 ～ 第20条 (省略)</p>	<p>第19条 ～ 第20条 (変更なし)</p>	
<p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 第21条 (省略)</p>	<p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 第21条 (変更なし)</p>	
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 第22条 (省略)</p>	<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 第22条 (変更なし)</p>	
<p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p>	<p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p>	
<p>第23条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けたものは、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及</p>	<p>第23条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けたものは、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その</p>	<p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
<p>び状況をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がプルトニウム研究1棟の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに、臨界ホット試験技術部長、核燃料取扱主任者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、プルトニウム研究1棟の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がプルトニウム研究1棟の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理 24条～第26条 (省略)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 第27条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第5 (省略)</p>	<p>原因及び状況をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がプルトニウム研究1棟の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに、臨界ホット試験技術部長、核燃料取扱主任者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、プルトニウム研究1棟の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がプルトニウム研究1棟の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 自然現象等が発生した場合の措置 (地震後の措置) 第23条の2 東海村で震度4以上の地震が発生したときは、ホット使用施設管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 ホット使用施設管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置) 第23条の3 ホット使用施設管理課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理 第24条～第26条 (変更なし)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 第27条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第5 (変更なし)</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前			変更後		備考
別表第6 施設定期自主検査項目			別表第6 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	検査項目			
本体施設	建家	壁・扉	外観検査		
	グローブボックス	本体	外観検査		
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査		
		しゃへい体	外観検査		
		温度警報装置	作動検査		
	フード	本体	風速検査		
	警報設備		作動検査		
特定施設	非常用電源設備	非常用発電機	機能検査		
	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量・風向検査 (2) 作動検査		
		フィルタ装置	捕集効率検査		
	液体廃棄設備	廃液貯槽 集水ピット	漏えい検査		
		残存するホット排水管	外観検査※		
	警報設備		作動検査		
※ 外観検査は、閉止箇所及び廃液貯槽室内の配管について行う。					
別表第7 巡視及び点検			別表第7 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	点検項目	頻度		
本体施設	グローブボックス	負圧が正常に維持されていること	1回/日		
	フード	風向が正常に維持されていること	1回/日		
特定施設	受変電設備	表示灯、計器、機器温度等が正常であること	1回/日		
	非常用電源設備	燃料油、潤滑油、冷却水、操作機器等が正常であること	1回/日		
	気体廃棄設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト及び油量等が正常であること	1回/日		
		フィルタの差圧が正常であること	1回/月		
	液体廃棄設備	水位計の指示、表示灯、廃液貯槽及び各機器が正常であること	1回/日		
廃液貯槽室内の残存するホット排水管及び閉止箇所が正常であること		1回/月			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第4編 プルトニウム研究1棟の管理)

変更前	変更後	備考
別表第8～別表第13 (省略)	別表第8～別表第13 (変更なし)	
別 図 プルトニウム研究1棟平面図 (省略)	別 図 プルトニウム研究1棟平面図 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第5編 ホットラボの管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第5編 ホットラボの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第4条)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p> 第1節 使用上の制限 (第5条)</p> <p> 第2節 使用上の条件 (第6条・第7条)</p> <p> 第3節 作業上の確認 (第8条-第10条)</p> <p>第3章 保守管理 (第11条-第14条)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (第15条-第17条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p> 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (第18条)</p> <p> 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第19条)</p> <p> 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第20条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第21条-第23条)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 (第24条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条、第2条 (省略)</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>施設定期自主検査の予定期間</u></p> <p>(6) 第13条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p>	<p>第5編 ホットラボの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第4条)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p> 第1節 使用上の制限 (第5条)</p> <p> 第2節 使用上の条件 (第6条・第7条)</p> <p> 第3節 作業上の確認 (第8条-第10条)</p> <p>第3章 保守管理 (<u>第10条の2-第14条の2</u>)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (第15条-第17条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p> 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (第18条)</p> <p> 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第19条)</p> <p> 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第20条)</p> <p> 第4節 <u>自然現象等が発生した場合の措置 (第20条の2)</u></p> <p> 第5節 <u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第20条の3)</u></p> <p>第6章 放射線管理 (第21条-第23条)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 (第24条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条、第2条 (変更なし)</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>定期事業者検査の予定期間</u></p> <p>(6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p>	<p>条の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>第2節 使用上の条件 （安全装置及び警報装置の作動条件）</p> <p>第6条 未照射燃料管理課長は、ケーブル内の線量当量率が1時間につき200マイクロシーベルトに達したときに、ケーブル安全装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他異常時によりケーブル内部に立ち入る場合において、臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ、臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。</p> <p>4 工務第2課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、未照射燃料管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>第7条 （省略）</p>	<p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 （変更なし）</p> <p>第5条 （変更なし）</p> <p>第2節 使用上の条件 （安全装置及び警報装置の作動条件）</p> <p>第6条 未照射燃料管理課長は、ケーブル内の線量当量率が1時間につき200マイクロシーベルトに達したときに、ケーブル安全装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他異常時によりケーブル内部に立ち入る場合において、臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。</p> <p>4 工務第2課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、未照射燃料管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>第7条 （変更なし）</p>	<p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作)</p> <p>第8条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、それぞれ、<u>第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</u></p> <p>(施設の運転管理)</p> <p>第9条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、核燃料物質の取扱い作業開始前及び作業終了後において、<u>別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検しなければならない。</u></p> <p>2 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視するとともに、別表第6に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>3 工務第2課長は、第1項の点検を行った場合、その結果を未照射燃料管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 未照射燃料管理課長は、第1項の作業開始前点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>5 未照射燃料管理課長は、設備・機器等の残存部について、第2条によって定める手引により、その設備・機器等の撤去時の措置の状況等を記録し、管理しなければならない。</p> <p>6 未照射燃料管理課長は、設備・機器等の残存部について、<u>別表第6の2に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>第10条 (省略)</p>	<p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作)</p> <p>第8条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、それぞれ第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>(施設の運転管理)</p> <p>第9条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、核燃料物質の取扱い作業開始前及び作業終了後において、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p>3 工務第2課長は、第1項の点検を行った場合、その結果を未照射燃料管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 未照射燃料管理課長は、第1項の作業開始前点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>5 未照射燃料管理課長は、設備・機器等の残存部について、第2条によって定める手引により、その設備・機器等の撤去時の措置の状況等を記録し、管理しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>6 <u>未照射燃料管理課長は、別表第6の3に掲げる核燃料物質の使用及び貯蔵を終了し維持管理する設備について、第2条によって定める手引により、管理しなければならない。</u></p> <p>第10条 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>核燃料物質の使用及び貯蔵を終了し維持管理する設備にするため</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第3章 保守管理</p>	<p>第3章 保守管理 <u>(施設管理目標の策定)</u> 第10条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、ホットラボ（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。 2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに未照射燃料管理課長に通知しなければならない。 4 未照射燃料管理課長は、前項の通知を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u> 第10条の3 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。 2 未照射燃料管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 5 未照射燃料管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前	変更後	備考
	<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 未照射燃料管理課長は、第1から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 未照射燃料管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条の5 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(計画停電時の措置)</p> <p>第11条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、計画停電時の保安措置については、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、それぞれ、第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第12条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第7に掲げるところにより毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第10条の6 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(計画停電時の措置)</p> <p>第11条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、計画停電時の保安措置については、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、それぞれ第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第12条 原子力施設検査室長は、ホットラボの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第10条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>4 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得なければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設</u>について、修理及び改造を行おうとする<u>とき</u>において、その修理及び改造が法第55条第1項に定める<u>変更の許可申請を伴う場合は</u>、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長は、前項の<u>同意</u>をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、<u>第1項の承認</u>をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、<u>第1項の承認</u>を受けたときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 未照射燃料管理課長、<u>工務第2課長及び放射線管理第1課長</u>は、それぞれ<u>本体施設、特定施設及び放射線管理施設</u>について、修理及び改造を行おうとする<u>場合</u>において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める<u>使用前事業者検査を伴うときは</u>、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ<u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の承認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長<u>及び放射線管理部長</u>は、前項の<u>承認</u>をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長</u>は、<u>第1項の定めにより確認した修理及び改造計画</u>について、<u>所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 所長は、<u>前項の承認</u>をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長</u>は、<u>第3項の承認</u>を受けたときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>6 <u>未照射燃料管理課、工務第2課長及び放射線管理第1課長</u>は、それぞれ<u>本体施設、特定施設及び放射線管理施設</u>について、<u>修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは</u>、<u>正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条</p> <p>未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、第12条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果をそれぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長に報告し、相互に通知するとともに、放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u>未照射燃料管理課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係わる施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得なければならない。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 第15条 (省略)</p> <p>第16条、第17条 (省略)</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置) 第18条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第19条 (省略)</p>	<p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、おれぞれ、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第14条の2 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、それぞれ本体施設及び特定施設について、第10条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長は、設備・機器等の残存部について、第10条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>3 未照射燃料管理課長は、核燃料物質の使用及び貯蔵を終了し維持管理する設備について、第10条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>第15条 (変更なし)</p> <p>(核燃料物質の受入)</p> <p>第15条の2 未照射燃料管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れる年月日</p> <p>(2) 核燃料物質の種類及び数量</p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p>第15条の3 未照射燃料管理課長は、核燃料物質を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 払い出す年月日</p> <p>(2) 核燃料物質の種類及び数量</p> <p>第16条、第17条 (変更なし)</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置) 第18条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第19条 (変更なし)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>核燃料物質の使用及び貯蔵を終了し維持管理する設備にするため</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第20条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、拡大防止の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を未照射燃料管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がホットラボの使用に支障を及ぼすと認めるときは、直ちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、ホットラボの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がホットラボの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第20条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、拡大防止の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を未照射燃料管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がホットラボの使用に支障を及ぼすと認めるときは、直ちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、ホットラボの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がホットラボの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p><u>第4節 自然現象等が発生した場合の措置 (地震後の措置)</u></p> <p><u>第20条の2 東海村で震度4以上の地震が発生したときは、未照射燃料管理課長は本体施設を、工務第2課長は特定施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果を未照射燃料管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 未照射燃料管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</u></p> <p><u>第20条の3 未照射燃料管理課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第6章 放射線管理 第21条～第23条 （省略）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管） 第24条 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第14に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長及び工務第2課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1～別表第3 （省略）</p>	<p>第21条～第23条 （変更なし）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管） 第24条 未照射燃料管理課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第14に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1～別表第3 （変更なし）</p>	<p>所掌業務の整理による見直し</p> <p>所掌業務の整理による見直し</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前			変更後			備考
別表第4 保安上重要な設備等			別表第4 保安上重要な設備等			
区分	施設	設備等	区分	施設	設備等	
本体施設	冶金ケーブ、モニタリングケーブ、化学ケーブ	(1) ケーブ (2) 安全装置 (3) 警報装置 (4) 負圧計	本体施設	(削る)		
	スチール用鉛セル、SEセル	(1) セル (2) 警報装置 (3) 負圧計		(削る)		
	貯蔵室B	(1) フード (2) 保管庫		貯蔵室B	(1) フード (2) 保管庫	
特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備	特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備	
	上記以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 空気圧縮設備		上記以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 空気圧縮設備	
別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検			別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検			
区分	設備等	点検項目	区分	設備等	点検項目	
本体施設	ケーブ及びセル等	(1) 負圧が正常に維持されていること。 (2) しゃへい扉、ハッチ等が閉鎖状態にあること。	本体施設	(削る)		
	貯蔵室B	(1) 保管庫に臨界管理上有害な異常がないこと。 (2) フード内に空気が流入していること。		貯蔵室B	(1) 保管庫に臨界管理上有害な異常がないこと。 (2) フード内に空気が流入していること。	
	給水・給ガス装置	バルブの開閉状況が正常であること。		(削る)		
	ケーブ内モニタ	指示値が正常であること。		(削る)		
特定施設	受変電設備	電圧、電流及び電力等が正常であること。	特定施設	受変電設備	電圧、電流及び電力等が正常であること。	
	非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。		非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。	
	気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。		気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。	
	液体廃棄設備	警報水位以下で配管、バルブ等が正常であること。		液体廃棄設備	警報水位以下で配管、バルブ等が正常であること。	
	空気圧縮設備	空気圧力、操作機器等が正常であること。		空気圧縮設備	空気圧力、操作機器等が正常であること。	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前				変更後		備考
別表第6 巡視及び点検				別表第6 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	点検項目	頻度			
本体施設	操作系統機器	マニプレータ、内装機器等の作動が正常であること。	1回/日			
	安全系統設備	ケーブル内モニタ、負圧計等の指示値が正常であること。	1回/日			
	貯蔵室B	(1) 保管庫に臨界管理上有害な異常がないこと。 (2) フード内に空気が流入していること。	1回/日			
特定施設	受変電設備	表示灯、計器、機器温度及び油量等が正常であること。	1回/日			
	非常用電源設備	表示灯、計器、機器温度及び油量等が正常であること。	1回/日			
	気体廃棄設備	(1) 表示灯、計器、機器温度、ベルト及び油量等が正常であること。 (2) フィルタの差圧が正常であること。	1回/日 1回/月			
	液体廃棄設備	水位計の指示値、表示灯、貯留槽及び各機能が正常であること。	1回/日			
	空気圧縮設備	空気圧力、機器温度、ベルト等が正常であること。	1回/日			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前				変更後			備考
別表第6の2 設備・機器等の残存部の巡視及び点検				別表第6の2 (削除)			施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備・機器等の残存部	点検項目	頻度	区分	施設	設備等	
本 体 施 設	ウランマグノックス用鉛セル撤去後の基礎部	(1) 基礎部表面及び閉止措置部（排気管、排水管、電線管等）の外観に異常がないこと。 (2) 基礎部表面及び閉止措置部に汚染がないこと。	1回/月	別表第6の3 核燃料物質の使用及び貯蔵を終了し維持管理する設備	本 体 施 設	治金ケーブル、モニタリングケーブル	(1) ケーブル (2) 安全装置 (3) 警報装置 (4) 負圧計
	材料研究室系ホット排水管	(1) 排水管の閉止措置部の外観に異常がないこと。 (2) 閉止措置部に汚染がないこと。	1回/月			化学ケーブル	(1) ケーブル (2) 警報装置 (3) 負圧計
	ケーブルセル間用気送管	(1) 気送管の閉止措置部の外観に異常がないこと。 (2) 閉止措置部に汚染がないこと。	1回/月			スチール用鉛セル、SEセル	(1) セル (2) 警報装置 (3) 負圧計
	ジュニアセル(撤去済)及びセミホットセル(撤去済)の関連設備	(1) 関連設備の閉止措置部の外観に異常がないこと。 (2) 閉止措置部に汚染がないこと。	1回/月				
							核燃料物質の使用及び貯蔵を終了し維持管理する設備にするため

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前			変更後			備考
別表第7 施設定期自主検査			別表第7 (削除)			施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	検査項目				
本 体 施 設	建家	壁・扉	外観検査			
	ケーブル	安全装置	作動検査			
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		ケーブル内モニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		しゃへい体	外観検査			
	セル	負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		しゃへい体	外観検査			
	貯蔵室A	しゃへい付保管庫	外観検査			
	貯蔵室B	フード	風向検査			
		保管庫	未臨界性確認検査			
警報設備		作動検査				
特 定 施 設	非常用電源設備	非常用発電機	機能検査			
	気体廃棄設備	排風機	(1) 作動検査 (2) 風量・風向検査			
		フィルタ装置	捕集効率検査			
	液体廃棄設備	貯槽・配管	漏えい検査			
	空気圧縮設備	空気圧縮機	作動検査			
	警報設備		作動検査			
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量			別表第8 核燃料物質の年間予定使用量			プルトニウム及び使用済燃料の使用を行わないため
種 類		年間予定使用量		年間予定使用量		
		最大存在量	延べ取扱量	最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン		2,600 kg	2,600 kg	劣化ウラン		
天然ウラン		9,000 kg	9,000 kg	天然ウラン		
濃縮ウラン	5%未満	660 kg (²³⁵ U量 33 kg)	660 kg (²³⁵ U量 33 kg)	濃縮ウラン		
	5%以上 20%未満	465 kg (²³⁵ U量 93 kg)	465 kg (²³⁵ U量 93 kg)	濃縮ウラン		
	20%以上	3.8 kg (²³⁵ U量 3.8 kg)	3.8 kg (²³⁵ U量 3.8 kg)	濃縮ウラン		
プルトニウム (非密封)		0 g	0 g	(削る)		
トリウム		440 kg	440 kg	トリウム		
使用済燃料		0 Bq	0 Bq	(削る)		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前						変更後						備考
別表第9、別表第10 (省略)						(変更なし)						測定目的の明確化、核燃料物質の使用の変更に伴う台数の見直し
別表第11 放射線測定機器及び測定箇所						別表第11 放射線測定機器及び測定箇所						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気ダスト モニタ	主排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気ダスト モニタ	主排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
	副排気口		1				副排気口		1			
排気ガス モニタ	主排気口	$10^{-2} \sim 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	1	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	ベータ線	排気ガス モニタ	主排気口	$10^{-2} \sim 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	1	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	ベータ線	
室内ダスト モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域内の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内ダスト モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	作業環境中の空気中放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	
ガンマ線エ リアモニタ				$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	14	管理区域内の線量当量率の連続監視				ガンマ線	ガンマ線エ リアモニタ	
別表第12～別表第14 (省略)						別表第12～別表第14 (変更なし)						
別図(その1)～別図(その3) (省略)						別図(その1)～別図(その3) (変更なし)						

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第6編 JRR-3の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第6編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第6編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 (第7条)</p> <p>第2節 使用上の条件 (第8条)</p> <p>第3節 使用施設等の使用 (第9条-第12条)</p> <p>第3章 保守管理 (第13条-第15条)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (第16条-第18条)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理 (第19条-第21条)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 (第22条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第23条)</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置 (第24条)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第25条)</p> <p>第7章 放射線管理 (第26条-第28条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (省略)</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-3の年間使用計画(以下この編において「年間使用計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) 施設定期自主検査の予定期間</p> <p>(6) 第14条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければな</p>	<p>第6編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 (第7条)</p> <p>第2節 使用上の条件 (第8条)</p> <p>第3節 使用施設等の使用 (第9条-第12条)</p> <p>第3章 保守管理 (第12条の2-第15条)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (第16条-第18条)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理 (第19条-第21条)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 (第22条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第23条)</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置 (第24条)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第25条)</p> <p>第5節 <u>自然現象等が発生した場合の措置 (第25条の2)</u></p> <p>第6節 <u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第25条の3)</u></p> <p>第7章 放射線管理 (第26条-第28条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (変更なし)</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-3の年間使用計画(以下この編において「年間使用計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び数量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(6) 第14条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければな</p>	<p>条文の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>らない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条（省略）</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第6条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵その他の取り扱いをするときは、JRR-3核燃料管理者のほか、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長のうち、いずれかにより種類、性状、<u>量</u>及び濃縮度の各制限を、また、未照射核燃料物質保管庫で貯蔵するときは容器間隔の制限を確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようこれを管理しなければならない。</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>第7条（省略）</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第8条（省略）</p> <p>第3節 使用施設等の使用</p> <p>第9条（省略）</p> <p>（使用・運転開始前点検）</p> <p>第10条 利用施設管理課長は、別表第2に掲げる利用施設において核燃料物質を使用するときは、別表第8に掲げるところにより<u>巡視及び点検</u>を行い正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第2条第2項の運転が開始されるときは、別表第9に掲げるところにより<u>巡視及び点検</u>を行い正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ第1項及び第2項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>（使用中・運転中の巡視及び点検）</p> <p>第11条 利用施設管理課長は、別表第2に掲げる利用施設において核燃料物質を使用する</p>	<p>らない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条（変更なし）</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第6条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵その他の取り扱いをするときは、JRR-3核燃料管理者のほか、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長のうち、いずれかにより種類、性状、<u>数量</u>及び濃縮度の各制限を、また、未照射核燃料物質保管庫で貯蔵するときは容器間隔の制限を確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようこれを管理しなければならない。</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>第7条（変更なし）</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第8条（変更なし）</p> <p>第3節 使用施設等の使用</p> <p>第9条（変更なし）</p> <p>（使用・運転開始前点検）</p> <p>第10条 利用施設管理課長は、別表第2に掲げる利用施設において核燃料物質を使用するときは、別表第8に掲げるところにより点検を行い正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第2条第2項の運転が開始されるときは、別表第9に掲げるところにより点検を行い正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ第1項及び第2項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>（使用中・運転中の巡視）</p> <p>第11条 利用施設管理課長は、別表第2に掲げる利用施設において核燃料物質を使用する</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>ときは、別表第10に掲げるところにより利用施設について1日1回以上巡視し、点検しなければならない。なお、設備を利用しない場合においては、この巡視及び点検を省略することができる。</p> <p>2 工務第1課長は、第2条第2項に基づき特定施設を運転しているときは、別表第10に掲げるところにより特定施設について1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(使用・運転停止後点検)</p> <p>第12条 利用施設管理課長は、第10条により点検を行った施設の使用を停止したときは、別表第11に掲げるところにより巡視及び点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第2条第2項の運転が停止したときは、別表第12に掲げるところにより特定施設の巡視及び点検をし、その結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>ときは、第12条の4第1項の施設管理実施計画又は同条第3項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより利用施設について1日1回以上巡視しなければならない。なお、設備を利用しない場合においては、この巡視を省略することができる。</p> <p>2 工務第1課長は、第2条第2項に基づき特定施設を運転しているときは、第12条の4第1項の施設管理実施計画又は同条第3項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより特定施設について1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(使用・運転停止後点検)</p> <p>第12条 利用施設管理課長は、第10条により点検を行った施設の使用を停止したときは、別表第11に掲げるところにより点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第2条第2項の運転が停止したときは、別表第12に掲げるところにより特定施設の点検をし、その結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第12条の2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第12条の3 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 J R R - 3 の管理）

変更前	変更後	備考
	<p>5 J R R - 3 管理課長は、第 2 項の承認を受けたときは、<u>利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第 12 条の 4 J R R - 3 管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 1 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 J R R - 3 管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 1 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</p> <p>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第 1 項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第 4 条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第 2 条の 11 の 7 第 7 号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</p> <p>4 J R R - 3 管理課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第 1 課長及び放射線管理第 1 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第13条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第13に掲げるところにより法第29条の施設定期検査と同時期に施設定期自主検査を行うものとする。</p>	<p>7 JRR-3管理課長は、第4項の承認を受けたときは、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条の6 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第13条 原子力施設検査室長は、JRR-3施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第12条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR-3管理課長、利用施設管</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設</u>について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が<u>法第55条第1項</u>に定める<u>変更の許可申請</u>を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、<u>本体施設</u>については研究炉加速器技術部長、特定施設については工務技術部長の同意を得るものとし、<u>同意した研究炉加速器技術部長及び工務技術部長は所長の承認を受けなければならない</u>。これを<u>変更しようとするときも同様とする</u>。</p> <p>(1) <u>修理及び改造をしようとする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>(3) <u>担当者の氏名</u></p> <p>(4) <u>予定期間</u></p> <p>2 工務技術部長は、前項の<u>同意</u>をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、<u>第1項の承認</u>をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長及び工務技術部長は、<u>第1項の承認</u>を受けたときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p><u>理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない</u>。</p> <p>4 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、<u>検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の承認を受けなければならない</u>。</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、<u>工務第1課長及び放射線管理第1課長</u>は、それぞれ<u>本体施設、特定施設及び放射線管理施設</u>について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が<u>法第55条の2第1項</u>に定める<u>使用前事業者検査</u>を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長<u>及び放射線管理部長の承認を受けなければならない</u>。これを<u>変更しようとするときも同様とする</u>。</p> <p>(1) <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>(3) <u>予定期間</u></p> <p>2 工務技術部長<u>及び放射線管理部長</u>は、前項の<u>承認</u>をしようとするときは、<u>それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない</u>。</p> <p>3 <u>研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない</u>。</p> <p>4 所長は、<u>前項の承認</u>をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、<u>工務技術部長及び放射線管理部長</u>は、<u>第3項の承認</u>を受けたときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は<u>本体施設</u>について、<u>工務第1課長は特定施設</u>について、<u>及び放射線管理第1課長は放射線管理施設</u>について、<u>修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる</u>。</p> <p>(<u>使用前事業者検査</u>)</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条</p> <p>JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び工務第1課長は、それぞれ第13条の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を研究炉加速器技術部長及び工務技術部長に報告するとともに、JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。JRR-3管理課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなけれ</p>	<p>第14条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該修理及び改造に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項の確認、及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、第13条の定期事業者検査が終了したとき、第14条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加</p>	<p>の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 J R R - 3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>ばならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 第16条 （省略）</p> <p>（核燃料物質の受入れ検査） 第17条 J R R - 3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について、<u>受入れ検査を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 種類、性状及び量 (2) 外観・寸法 (3) 表面密度</p> <p>2 利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質を受け入れたときは、<u>受入れ検査の結果を J R R - 3管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>第18条 ～ 第21条 （省略）</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 第22条 （省略）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p>	<p>速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 第16条 （変更なし）</p> <p>（核燃料物質の受入） 第17条 J R R - 3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について<u>確認しなければならない。</u></p> <p>(1) 受け入れる年月日 (2) 核燃料物質の種類、性状及び数量 (3) 外観・寸法 (4) 表面密度</p> <p>2 利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質を受け入れたときは、<u>その結果を J R R - 3管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>（核燃料物質の払出） 第17条の2 J R R - 3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質を払い出そうとするときは次の各号に掲げる事項について<u>確認しなければならない。</u></p> <p>(1) 払い出す年月日 (2) 核燃料物質の種類、性状及び数量</p> <p>2 利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質を払い出したときは、<u>その結果を J R R - 3管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>第18条 ～ 第21条 （変更なし）</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 第22条 （変更なし）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 項番号の繰下げ</p> <p>核燃料物質の受入に係る記載の適正化</p> <p>確認事項の追加 番号の繰下げ及び記載の適正化 番号の繰下げ 番号の繰下げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>核燃料物質の払出に係る項目の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第23条 (省略)</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第25条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR-3の運転に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、JRR-3の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR-3の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第26条 ~ 第28条 (省略)</p>	<p>第23条 (変更なし)</p> <p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置</p> <p>第24条 (変更なし)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第25条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR-3の運転に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、JRR-3の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR-3の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (地震後の措置)</p> <p>第25条の2 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は本体施設のうち担当する施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第25条の3 JRR-3管理課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第26条 ~ 第28条 (変更なし)</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第6編 JRR-3の管理)

変更前			変更後	備考
別表第1 ～ 別表第12 (省略)			別表第1 ～ 別表第12 (変更なし)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
別表第13 施設定期自主検査項目			別表第13 (削除)	
区分	設備等	検査項目		
建家	(1) 原子炉建家 (2) 実験利用棟	外観検査		
	(1) 使用済燃料貯槽室 (2) 使用済燃料貯蔵施設			
利用施設	水力照射設備	(1) 機器作動検査 (2) 校正検査		
	気送照射設備	(1) 機器作動検査 (2) 校正検査		
	回転照射設備	機器作動検査		
	垂直照射設備	機器作動検査		
	(1) 炉室詰替セル (2) 実験利用棟詰替セル	機器作動検査		
	実験利用棟詰替セル	インターロック検査		
貯蔵施設	施設(北地区) 使用済燃料貯蔵	(1) 燃料架台 (2) 未照射核燃料物質保管庫 (3) 未照射核燃料物質架台	未臨界性確認検査	
		貯槽室 使用済燃料	(1) 外観検査 (2) 漏えい検査 (3) 警報作動検査	
	使用済燃料板用保管架台	未臨界性確認検査		
特定施設	非常用電源設備	蓄電池	作動検査	
		非常用発電機	作動検査	
	気体廃棄設備	排気筒	外観検査	
		排風機	(1) 処理能力検査 (2) 作動検査	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 J R R - 3の管理）

変更前				変更後	備考
		空気浄化装置	除去効率検査	別表第14～別表第18（変更なし）	
	液体廃棄設備	廃液貯槽	(1) 漏えい検査 (2) 作動検査		
	空気圧縮設備	空気圧縮機	作動検査		
		アキュムレータ	(1) 漏えい検査 (2) 作動検査		
別表第14～別表第18（省略）				別表第14～別表第18（変更なし）	
別図（その1）～別図（その5）（省略）				別図（その1）～別図（その5）（変更なし）	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第7編 燃料試験施設の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第7編 燃料試験施設の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第5条）</p> <p>第2節 使用上の条件（第6条・第7条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第8条－第10条）</p> <p>第3章 保守管理（第11条－第14条）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第15条－第17条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第18条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第19条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第20条）</p> <p>第6章 放射線管理（第21条－第23条）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管（第24条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 （省略）</p> <p>（年間使用計画）</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>施設定期自主検査の予定期間</u></p> <p>(6) <u>第13条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</u></p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>第7編 燃料試験施設の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第5条）</p> <p>第2節 使用上の条件（第6条・第7条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第8条－第10条）</p> <p>第3章 保守管理（<u>第10条の2</u>－<u>第14条の2</u>）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第15条－第17条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第18条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第19条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第20条）</p> <p><u>第4節 自然現象等が発生した場合の措置（第20条の2）</u></p> <p><u>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第20条の3）</u></p> <p>第6章 放射線管理（第21条－第23条）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管（第24条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 （変更なし）</p> <p>（年間使用計画）</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>定期事業者検査の予定期間</u></p> <p>(6) <u>第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</u></p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>条の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第4条（省略）</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条（省略）</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第6条～第7条（省略）</p> <p>第3節 作業上の確認</p> <p>第8条（省略）</p> <p>（施設の運転管理）</p> <p>第9条 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業開始前及び作業終了後において、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ、本体施設及び特定施設について保安上重要な機器が正常に作動していることを監視するとともに、別表第6に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項の点検を行った場合、その結果を実用燃料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、第1項の作業開始前点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、休止中の設備・機器等について、第2条によって定める手引により、その設備等の休止時の措置の状況等を記録し、管理しなければならない。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、休止中の設備・機器等について、別表第6-1に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</p> <p>第10条（省略）</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>第4条（変更なし）</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条（変更なし）</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第6条～第7条（変更なし）</p> <p>第3節 作業上の確認</p> <p>第8条（変更なし）</p> <p>（施設の運転管理）</p> <p>第9条 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業開始前及び作業終了後において、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ、本体施設及び特定施設について保安上重要な機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項の点検を行った場合、その結果を実用燃料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、第1項の作業開始前点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、休止中の設備・機器等について、第2条によって定める手引により、その設備等の休止時の措置の状況等を記録し、管理しなければならない。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>第10条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 <u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第10条の2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、燃料試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しな</u></p>	<p></p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>なければならない。</u></p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに実用燃料試験課長に通知しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第10条の3 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第10条の4 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(計画停電時の措置)</p> <p>第11条 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、計画停電時の保安措置については、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、それぞれ、第2条によって定める手引により、これ</p>	<p>ること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条の5 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第10条の6 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(計画停電時の措置)</p> <p>第11条 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、計画停電時の保安措置については、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、それぞれ第2条によって定める手引により、これを行</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>を行わなければならない。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第12条 <u>実用燃料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第7に掲げるところにより毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。</u></p>	<p>わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第12条 <u>原子力施設検査室長は、燃料試験施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標（第10条の3の規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 <u>実用燃料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請に関する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p>	<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 <u>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認を受けたときは、実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>6 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等) 第14条</p> <p>实用燃料試験課長及び工務第1課長は、第12条の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果をそれぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長に報告し、相互に通知するとともに、放射線管理第2課長に通知しなければならない。实用燃料試験課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</u></p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、<u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p>	<p><u>検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の通知等) 第14条 <u>原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>实用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p> <p>(巡視) 第14条の2 <u>实用燃料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ本体施設及び特定施設について、第10条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p> <p>2 <u>实用燃料試験課長は、休止中の設備・機器等について、第10条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第4章 核燃料物質の管理 第15条 (省略)</p>	<p>第4章 核燃料物質の管理 第15条 (変更なし)</p> <p>(核燃料物質の受入) 第15条の2 <u>实用燃料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u> (1) <u>受け入れる年月日</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(貯蔵)</p> <p>第16条 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図（その1）及び別図（その3）に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p>8 実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、<u>別表第6-2に掲げるところにより、点検</u>しなければならない。</p> <p>第17条 （省略）</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p>	<p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p><u>第15条の3 実用燃料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>払い出す年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p> <p>(貯蔵)</p> <p>第16条 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図（その1）及び別図（その3）に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p>8 実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、<u>定期的に巡視</u>しなければならない。</p> <p>第17条 （変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第18条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第20条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、拡大防止の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を実用燃料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が燃料試験施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、燃料試験施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が燃料試験施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第21条 ～ 第23条 (省略)</p>	<p>第18条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第19条 (変更なし)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第20条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、拡大防止の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を実用燃料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が燃料試験施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、燃料試験施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が燃料試験施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 <u>自然現象等が発生した場合の措置</u> <u>(地震後の措置)</u></p> <p>第20条の2 <u>東海村で震度4以上の地震が発生したときは、実用燃料試験課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を実用燃料試験課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>実用燃料試験課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第5節 <u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</u> <u>(非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</u></p> <p>第20条の3 <u>実用燃料試験課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</u></p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第21条 ～ 第23条 (変更なし)</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第7章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管）</p> <p>第24条 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第15に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。なお、それぞれの廃棄物保管場所における保管能力は、固体廃棄物容器表面の線量当量率に個数を乗じた値とする。</p> <p>2 実用燃料試験課長及び工務第1課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1 核燃料物質の取扱数量 ～ 別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検 （省略）</p>	<p>第7章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管）</p> <p>第24条 実用燃料試験課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第15に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。なお、それぞれの廃棄物保管場所における保管能力は、固体廃棄物容器表面の線量当量率に個数を乗じた値とする。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1 核燃料物質の取扱数量 ～ 別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検 （変更なし）</p>	<p>所掌業務の整理による見直し</p> <p>所掌業務の整理による見直し</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前				変更後		備考
別表第6 巡視及び点検				別表第6 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	点検項目	頻度			
本体施設	操作系统機器	機器等の作動が正常であること。	1回/日			
	安全系統設備	(1) インセルモニタ、 負圧計等の指示値が 正常であること。 (2) ボックス等の 負圧計指示値が 正常であること。	1回/日			
	試験装置	試験装置類の作動が 正常であること。	1回/日			
	コントロール室、操作室及 びアイソレーションルーム	各監視盤等の指示値が 正常であること。	1回/日			
特定施設	受変電設備	表示灯、電圧及び電流等が 正常であること。	1回/日			
	非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機 器等が正常であること。	1回/日			
	空気圧縮設備	警報圧力以上で操作機器等が 正常であること。	1回/日			
	気体廃棄設備	(1) 表示灯、計器、機器温度、 ベルト及び油量等が正常で あること。	1回/日			
		(2) フィルタの差圧が正常で あること。	1回/月			
液体廃棄設備	水位計の指示値、 表示灯、貯留槽及び機器 等が正常であること。	1回/日				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前				変更後		備考
別表第6-1 休止中の設備・機器等の巡視及び点検				別表第6-1 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	点検項目	頻度			
本体施設	不活性ガス供給設備 (アルゴンガス循環精製装置)	(1) 外観、バルブの閉鎖状態に異常がないこと。 (2) 外表面に汚染がないこと。	1回/月			
別表第6-2 セル貯蔵施設に貯蔵中の核燃料物質の点検				別表第6-2 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
設備		点検項目	頻度			
セル貯蔵設備		(1) 核燃料物質を収納した金属容器の外観に变形等の異常がないこと。	1回/日 (休日を除く。)			
βγコンクリートNo.1セル No.2セル No.3セル No.4セル No.5セル No.6セル		(2) 核燃料物質を収納した金属容器が、所定の貯蔵エリア内にあ				
αγコンクリートNo.1セル No.2セル		ること。				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第7編 燃料試験施設の管理）

変更前			変更後	備考
別表第7 施設定期自主検査項目			別表第7 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	検査項目		
本体施設	建家	壁・扉	外観検査	
	プール	安全装置（水位計）	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		燃料貯蔵ラック	未臨界性確認検査	
	βγコンクリートセル 及びβγ鉛セル	安全装置	作動検査	
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		インセルモニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
	αγコンクリートセル、αγ鉛セル及びボックス等	しゃへい体	外観検査	
		安全装置	作動検査	
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		インセルモニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
		ボックス本体	外観検査	
		αγ液体廃棄設備	漏えい検査	
		臨界警報装置	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
	警報設備	作動検査		
特定施設	非常用電源設備	非常用発電機	機能検査	
	空気圧縮設備	空気圧縮機	作動検査	
	気体廃棄設備	排風機	(1) 作動検査 (2) 風量・風向検査	
		フィルタ装置	捕集効率検査	
	液体廃棄設備	貯槽・配管	漏えい検査	
		警報設備	作動検査	
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量 ～			別表第8 核燃料物質の年間予定使用量 ～	
別表第15 廃棄物保管場所の保管能力 (省略)			別表第15 廃棄物保管場所の保管能力 (変更なし)	
別図(その1) 燃料試験棟1階平面図 ～			別図(その1) 燃料試験棟1階平面図 ～	
別図(その3) 燃料試験棟地階平面図 (省略)			別図(その3) 燃料試験棟地階平面図 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第8編 廃棄物安全試験施設の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第8編 廃棄物安全試験施設の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p> 第1節 使用上の制限（第5条）</p> <p> 第2節 使用上の条件（第6条・第7条）</p> <p> 第3節 作業上の確認（第8条－第10条）</p> <p>第3章 保守管理（第11条－第14条）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第15条－第17条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p> 第1節 警報装置が作動した場合の措置（第18条）</p> <p> 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第19条）</p> <p> 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第20条）</p> <p>第6章 放射線管理（第21条－第23条）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管（第24条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条（省略）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第2条 ホット材料試験課長は本体施設、工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、ホット材料試験課長は臨界ホット試験技術部長の承認を、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>（1）使用の管理に関する事項</p> <p>（2）保守管理に関する事項</p> <p>（3）核燃料物質の管理に関する事項（本体施設のみ）</p> <p>（4）異常時の措置に関する事項</p> <p>2 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p>	<p>第8編 廃棄物安全試験施設の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p> 第1節 使用上の制限（第5条）</p> <p> 第2節 使用上の条件（第6条・第7条）</p> <p> 第3節 作業上の確認（第8条－第10条）</p> <p>第3章 保守管理（<u>第10条の2</u>－<u>第14条の2</u>）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第15条－第17条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p> 第1節 警報装置が作動した場合の措置（第18条）</p> <p> 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第19条）</p> <p> 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第20条）</p> <p> 第4節 <u>自然現象等が発生した場合の措置（第20条の2）</u></p> <p> 第5節 <u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第20条の3）</u></p> <p>第6章 放射線管理（第21条－第23条）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管（第24条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条（変更なし）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第2条 ホット材料試験課長は本体施設、工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、ホット材料試験課長は臨界ホット試験技術部長の承認を、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>（1）使用の管理に関する事項</p> <p>（2）保守管理に関する事項</p> <p>（3）核燃料物質の管理に関する事項（本体施設のみ）</p> <p>（4）異常時の措置に関する事項</p> <p>2 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p>	<p>条追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(年間使用計画)</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</p> <p>(6) 第13条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第6条 ホット材料試験課長は、セル内の線量当量率が1時間につき500マイクロシーベルトに達したときに、セル安全装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他異常時によりセル内部に立ち入る場合において、臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ、臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。</p> <p>4 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、ホット材料試験課長の同意を得なければならない。</p>	<p>(年間使用計画)</p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第6条 ホット材料試験課長は、セル内の線量当量率が1時間につき500マイクロシーベルトに達したときに、セル安全装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他異常時によりセル内部に立ち入る場合において、臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。</p> <p>4 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、ホット材料試験課長の同意を得なければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第7条（省略）</p> <p>第3節 作業上の確認 （重要な設備等の操作）</p> <p>第8条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、それぞれ第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>（施設の運転管理）</p> <p>第9条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業開始前及び作業終了後において、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱作業中、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視するとともに、別表第6に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>3 工務第1課長は、第1項の点検を行った場合、その結果をホット材料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>4 ホット材料試験課長は、第1項の作業開始前点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>第10条（省略）</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>第7条（変更なし）</p> <p>第3節 作業上の確認 （重要な設備等の操作）</p> <p>第8条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、それぞれ第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>（施設の運転管理）</p> <p>第9条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業開始前及び作業終了後において、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱作業中、それぞれ本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項の点検を行った場合、その結果をホット材料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>4 ホット材料試験課長は、第1項の作業開始前点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>第10条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 <u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第10条の2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物安全試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにホット材料試験課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>ホット材料試験課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長へ通知しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</u></p> <p>第10条の3 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>ホット材料試験課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>ホット材料試験課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第10条の4 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>（計画停電時の措置）</p> <p>第11条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、計画停電時の保安措置については、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、それぞれ、第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>（施設定期自主検査）</p> <p>第12条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第7に掲げるところにより毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。</p>	<p>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 ホット材料試験課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 ホット材料試験課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第10条の6 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>（計画停電時の措置）</p> <p>第11条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、計画停電時の保安措置については、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、それぞれ第2条によって定める手引により、これを行わなければならない。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第12条 原子力施設検査室長は、廃棄物安全試験施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更し</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>ようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標（第10条の3の規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 <u>ホット材料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></u></u></p> <p>(1) <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>(3) <u>担当者の氏名</u></p> <p>(4) <u>予定期間</u></p> <p>2 <u>工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意</u></p>	<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ<u>本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>2 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>を得なければならない。</p> <p>3 所長は、<u>第1項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、<u>第1項</u>の承認を受けたときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>第1項</u>の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、<u>前項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>6 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、<u>正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び検査体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領書</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、<u>前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、<u>第1項</u>の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の報告を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に通知しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条</p> <p>ホット材料試験課長及び工務第1課長は、第12条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果をそれぞれ、<u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長に報告し、相互に通知するとともに、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u>ホット材料試験課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>5 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>当該事項に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき及び第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査を終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第14条の2 <u>ホット材料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ本体施設及び特定施設について、第10条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第15条（省略）</p>	<p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第15条（変更なし）</p> <p>(核燃料物質の受入)</p> <p>第15条の2 <u>ホット材料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受け入れる年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p>第15条の3 <u>ホット材料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>払い出す年月日</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第16条～第17条（省略）</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第18条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ、<u>本体施設及び特定施設の警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査して、拡大防止の措置を講じなければならない。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を必要に応じ、相互に通報しなければならない。</u></p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第19条（省略）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第20条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、拡大防止の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をホット材料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が廃棄物安全試験施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物安全試験施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物安全試験施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p><u>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p> <p>第16条～第17条（変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第18条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、それぞれ本体施設及び特定施設の警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査して、拡大防止の措置を講じなければならない。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を必要に応じ、相互に通報しなければならない。</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第19条（変更なし）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第20条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、拡大防止の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をホット材料試験課長に通報しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が廃棄物安全試験施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物安全試験施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物安全試験施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 <u>自然現象等が発生した場合の措置</u> <u>（地震後の措置）</u></p> <p><u>第20条の2 東海村で震度4以上の地震が発生したときは、ホット材料試験課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果をホット材料試験課長に通報しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第6章 放射線管理 第21条～第23条（省略）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管） 第24条 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第14に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長及び工務第1課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1～別表第5（省略）</p>	<p><u>3 ホット材料試験課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</u> <u>（非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置）</u></p> <p><u>第20条の3 ホット材料試験課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</u></p> <p>第6章 放射線管理 第21条～第23条（変更なし）</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 （固体廃棄物の保管） 第24条 ホット材料試験課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第14に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第1～別表第5（変更なし）</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>所掌業務の整理による見直し</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前				変更後		備考
別表第6 巡視及び点検				別表第6 (削除)		施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	点検項目	頻度			
本体施設	操作系統機器	マニプレータ等操作機器の作動が正常であること。	1回/日			
	安全系統	(1) インセルモニタ、負圧計等の指示値が正常であること。	1回/日			
		(2) ボックス等の負圧指示値が正常であること。	1回/日			
液体廃棄設備 〔廃液制御系、高レベル廃液系及びアルファ・ガンマ廃液系〕	水位計の指示値、表示灯、貯槽、機器等が正常であること。	1回/日				
特定施設	受変電設備	電圧、電流が正常であること。	1回/日			
	非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。	1回/日			
	空気圧縮設備	警報圧力以上で、操作機器等が正常であること。	1回/日			
	気体廃棄設備	(1) 表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日			
		(2) フィルタの差圧が正常であること。	1回/月			
液体廃棄設備 〔中レベル廃液系、低レベル廃液系及び極低レベル廃液系〕	水位計の指示値、表示灯、貯槽、機器等が正常であること。	1回/日				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前			変更後	備考
別表第7 施設定期自主検査項目			別表第7 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	検査項目		
本 体 施 設	建家	壁・扉	外観検査	
	ベータ・ガンマセル (No.1～No.3) 及び固化体貯蔵ピット	安全装置	作動検査	
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		インセルモニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
	アルファ・ガンマセル (No.4、No.5及び鉛セル)	安全装置	作動検査	
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		インセルモニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
	グローブボックス (1-I、1-II、2、 3、4及び5)、メンテナンスボックス、 αγアイソレーションルーム及び サンプリングボックス	エアラインスーツ設備	作動検査	
		負圧計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		ボックス本体	(1) 外観検査 (2) 作動検査	
	フード		風速検査	
	液体廃棄設備 (廃液制御系、高レベル廃液系) 及びアルファ・ガンマ廃液系	貯槽・配管	漏えい検査	
警報設備		作動検査		
特 定 施 設	非常用電源設備	非常用発電機	機能検査	
	空気圧縮設備	空気圧縮機	作動検査	
	気体廃棄設備	排風機	(1) 作動検査 (2) 風量・風向検査	
		フィルタ装置	捕集効率検査	
	液体廃棄設備 (中レベル廃液系、低レベル廃液系) 及び極低レベル廃液系	貯槽・配管	漏えい検査	
	警報設備		作動検査	
別表第8～別表第14 (省略) 別図 (その1)～別図 (その3) (省略)			別表第8～別表第14 (変更なし) 別図 (その1)～別図 (その3) (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第9編 NSRRの管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第9編 NSRRの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p> 第1節 使用上の制限(第7条)</p> <p> 第2節 使用上の条件(第8条—第10条)</p> <p> 第3節 作業上の確認(第11条—第14条)</p> <p>第3章 保守管理(第15条—第17条)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理(第18条—第22条)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理(第23条—第26条)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p> 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第27条)</p> <p> 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第28条・第29条)</p> <p> 第3節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置(第30条)</p> <p> 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第31条)</p> <p>第7章 放射線管理(第32条—第34条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管(第35条)</p>	<p>第9編 NSRRの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p> 第1節 使用上の制限(第7条)</p> <p> 第2節 使用上の条件(第8条—第10条)</p> <p> 第3節 作業上の確認(第11条—第14条)</p> <p>第3章 保守管理(第14条の2—第17条)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理(第18条—第22条)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理(第23条—第26条)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p> 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第27条)</p> <p> 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第28条・第29条)</p> <p> 第3節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置(第30条)</p> <p> 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第31条)</p> <p> 第5節 <u>自然現象等が発生した場合の措置(第31条の2)</u></p> <p> 第6節 <u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第31条の3)</u></p> <p>第7章 放射線管理(第32条—第34条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管(第35条)</p>	<p>条文の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「炉心」とは、NSRRに係る燃料領域、減速材領域等を含む炉心シュラウド内のうち、実験孔を除く部分をいう。</p> <p>(2) 「炉内」とは、炉心及び実験孔等をいう。</p> <p>(3) 「実験孔等」とは、実験孔及び原子炉プールをいう。</p> <p>(4) 「試験燃料」とは、第1編第3条第10号に定める核燃料物質等のうち、NSRRで照射するための核燃料物質を照射試料としたものをいう。</p> <p>(5) 「試験燃料用カプセル」とは、NSRRで照射試験に用いる、試験燃料を封入した容器をいう。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 NSRR管理課長は、本体施設に関して、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用開始前及び使用停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 使用操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関して、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱</p>	<p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「炉心」とは、NSRRに係る燃料領域、減速材領域等を含む炉心シュラウド内のうち、実験孔を除く部分をいう。</p> <p>(2) 「炉内」とは、炉心及び実験孔等をいう。</p> <p>(3) 「実験孔等」とは、実験孔及び原子炉プールをいう。</p> <p>(4) 「試験燃料」とは、第1編第4条第11号に定める核燃料物質等のうち、NSRRで照射するための核燃料物質を照射試料としたものをいう。</p> <p>(5) 「試験燃料用カプセル」とは、NSRRで照射試験に用いる、試験燃料を封入した容器をいう。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 NSRR管理課長は、本体施設に関して、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用開始前及び使用停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 使用操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関して、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>（年間使用計画）</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたNSRRの年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用予定のキャプセル等の種類</p> <p>(4) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(5) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(6) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</p> <p>(7) 第16条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（使用実施計画）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>（使用上の制限）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>（安全装置の作動条件）</p> <p>第8条 （省略）</p>	<p>主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>（年間使用計画）</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたNSRRの年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用予定のキャプセル等の種類</p> <p>(4) 使用する核燃料物質の種類及び量</p> <p>(5) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(6) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(7) 第16条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（使用実施計画）</p> <p>第5条 （変更なし）</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第6条 （変更なし）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>（使用上の制限）</p> <p>第7条 （変更なし）</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>（安全装置の作動条件）</p> <p>第8条 （変更なし）</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(警報装置の作動条件) 第9条 (省略)</p> <p>(負圧の維持) 第10条 (省略)</p> <p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作) 第11条 (省略)</p> <p>(使用・運転開始前点検) 第12条 (省略)</p> <p>(使用中・運転中の巡視及び点検) 第13条 NSRR管理課長は、本体施設の使用において、別表第9に掲げるところにより1日1回以上巡視し、<u>点検</u>しなければならない。 2 工務第1課長は、特定施設の運転中において、別表第9に掲げるところにより1日1回以上巡視し、<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(使用・運転停止後点検) 第14条 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>(警報装置の作動条件) 第9条 (変更なし)</p> <p>(負圧の維持) 第10条 (変更なし)</p> <p>第3節 作業上の確認 (重要な設備等の操作) 第11条 (変更なし)</p> <p>(使用・運転開始前点検) 第12条 (変更なし)</p> <p>(使用中・運転中の巡視) 第13条 NSRR管理課長は、本体施設の使用において、別表第9に掲げるところにより1日1回以上巡視しなければならない。 2 工務第1課長は、特定施設の運転中において、別表第9に掲げるところにより1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(使用・運転停止後点検) 第14条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定) 第14条の2 <u>研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u> 2 <u>研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定) 第14条の3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>NSRR管理課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>研究炉加速器技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>NSRR管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第14条の4 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第15条 NSRR管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第11に掲げるところにより法第29条の施設定期検査と同時期に施設定期自主検査を行うものとする。</p>	<p><u>び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p>4 NSRR管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 NSRR管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第14条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第14条の6 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、NSRR施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第14条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第16条 NSRR管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、研究炉加速器技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した研究炉加速器技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をしようとする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 担当者の氏名 (4) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認を受けたときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第16条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ、本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をしようとする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>6 NSRR管理課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>削除 号番号の繰り上げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 承認行為の明確化 記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等) 第17条</p> <p>NSRR管理課長及び工務第1課長は、第15条の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、別表第12に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。NSRR管理課長は、第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときは、研究炉加速器技術部長に報告しなければならない。</p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>(使用前事業者検査) 第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 工事の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等) 第17条 原子力施設検査室長は、第15条第5項の確認及び前条第5項の確認を得たときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第15条の定期事業者検査が終了したとき、第16条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第12に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の追加</p> <p>通知の明確化</p> <p>項番号の繰り下げ及び記載の適正化 第2編の見直しに伴う削除</p> <p>項番号の繰り下げ及び記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の報告を受けたとき及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限) 第18条 (省略)</p> <p>(核燃料物質の受入れ検査) 第19条 NSRR管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について、<u>受入れ検査を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び数量 (2) 外観</p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 第20条 (省略)</p> <p>(試験燃料の使用) 第21条 (省略)</p> <p>(核燃料物質の払出し) 第22条 (省略)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理 (試験燃料用カプセルの挿入制限) 第23条 (省略) (キャプセル等の挿入及び取り出し) 第24条 (省略) (照射済のキャプセル等の引渡し) 第25条 (省略)</p> <p>(試験燃料用カプセルの管理) 第26条 NSRR管理課長は、試験燃料用カプセルを使用するときは、別表第16に掲げる<u>検査</u>を行わなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、別表第17に掲げる試験燃料用カプセルについて再使用前にそれぞれの管理目標値を超えていないことを確認しなければならない。</p>	<p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項の報告を受けたとき及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限) 第18条 (変更なし)</p> <p>(核燃料物質の受入) 第19条 NSRR管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れる年月日 (2) 核燃料物質の種類及び数量 (3) 外観</p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 第20条 (変更なし)</p> <p>(試験燃料の使用) 第21条 (変更なし)</p> <p>(核燃料物質の払出し) 第22条 (変更なし)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理 (試験燃料用カプセルの挿入制限) 第23条 (変更なし) (キャプセル等の挿入及び取り出し) 第24条 (変更なし) (照射済のキャプセル等の引渡し) 第25条 (変更なし)</p> <p>(試験燃料用カプセルの管理) 第26条 NSRR管理課長は、試験燃料用カプセルを使用するときは、別表第16に掲げる<u>点検</u>を行わなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、別表第17に掲げる試験燃料用カプセルについて再使用前にそれぞれの管理目標値を超えていないことを確認しなければならない。</p>	<p>項番号の繰り下げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 確認事項の追加 号番号の繰り下げ 号番号の繰り下げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う 記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (負圧が維持できなくなった場合の措置)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>第3節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (キャプセル等に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第31条 勤務時間外において第1編第34条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がNSRRの使用に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、NSRRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がNSRRの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第27条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (負圧が維持できなくなった場合の措置)</p> <p>第28条 (変更なし)</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第29条 (変更なし)</p> <p>第3節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (キャプセル等に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第30条 (変更なし)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第31条 勤務時間外において第1編第34条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がNSRRの使用に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、NSRRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がNSRRの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 <u>自然現象等が発生した場合の措置</u> (地震後の措置)</p> <p>第31条の2 <u>震度4以上の地震が発生したときは、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果をNSRR管理課長に通報しな</u></p>	<p>呼び出し条文の明確化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第7章 放射線管理 (管理区域の区分) 第32条 (省略)</p> <p>(放射線測定機器) 第33条 (省略)</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第34条 (省略)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第35条 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第8 (省略)</p> <p>別表第9 使用中・運転中の本体施設及び特定施設の巡視及び点検</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>3 NSRR管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第31条の3 NSRR管理課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第7章 放射線管理 (管理区域の区分) 第32条 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器) 第33条 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第34条 (変更なし)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第35条 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第8 (変更なし)</p> <p>別表第9 使用中・運転中の本体施設及び特定施設の巡視</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前			変更後			備考
区分	設備等	点検項目	区分	設備等	巡視項目	
本体施設	カプセル装荷装置 (A型)	(1) 電源の確認	以下変更なし			
	カプセル装荷装置 (B型)	(1) 電源の確認				
	セミホットケーブル上部台座	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の状態の確認				
	セミホットケーブル	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の状態の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認				
	グローブボックス	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の状態の確認				
	セミホットセル	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の状態の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認				
	貯留タンク設備	(1) 貯留タンクの水位の確認 (2) 貯留タンクの漏えいの確認				
	受変電設備	(1) 商用電源の確認				
	非常用電源設備	(1) 待機状態の確認				
	特定施設	気体廃棄設備				
	液体廃棄設備	(1) 廃液タンクの水位の確認 (2) 廃液タンクの漏えいの確認				
	空気圧縮設備	(1) 圧力の確認 (2) 機器の温度及びベルトの確認 (3) 潤滑油の油量の確認				
別表第10 (省略)			別表第10 (変更なし)			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前			変更後	備考
別表第11 施設定期自主検査項目			別表第11 (削除)	法令改正に伴う削除
区分	設 備 等	検 査 項 目		
本 体 施 設	カプセル装荷装置 (A型)	しゃへい体	外観検査	
	カプセル装荷装置 (B型)	しゃへい体	外観検査	
	セミホットケーブル上部台座	鉛シャッタ	(1) 作動検査 (2) 外観検査	
	セミホットケーブル	インターロック	作動検査	
		負 圧 計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		インセルモニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
	セミホットセル	インターロック	作動検査	
		負圧計 (セミホットケーブルと共用)	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		インセルモニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
	貯留タンク設備	タンク及び配管	漏えい検査	
		警 報 装 置	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
	グローブボックス	負 圧 計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
	フード	原子炉棟地下1階フード(H-1)	風速検査	
		制御棟分析室 フード(H-2)	風速検査	
		カプセル解体用 フード(H-3)	負圧の確認検査	
	建 家	原子炉建家	負圧の確認検査	
		燃 料 棟	風向検査	
		制御棟 (分析室)	風向検査	
照射物管理棟		風向検査		
R I 一時貯蔵室	実験済燃料貯蔵棚	未臨界性確認検査		
実験済燃料貯蔵室	実験済燃料貯蔵棚	未臨界性確認検査		
燃料貯蔵庫	燃料貯蔵棚	未臨界性確認検査		
特 定 施 設	非常用電源設備		作動検査	
	気体廃棄設備	排 風 機	風量確認検査	
		フ ィ ル タ	捕集効率確認検査	
		警 報 装 置	作動検査	
	液体廃棄設備	廃液タンク及びピット	漏えい検査	
		警 報 装 置	作動検査	
空気圧縮設備	空気圧縮機	作動検査		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前				変更後				備考	
別表第12 保守結果の報告				別表第12 保守結果の報告				記載の適正化	
報告者	報告事項	報告時期	報告及び通知先	報告者	報告事項	報告時期	報告及び通知先		
NSRR 管理課長	施設定期 自主検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 研究炉加速器技術部長	NSRR 管理課長	定期事業者検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 研究炉加速器技術部長		
	修理及び改造	第16条第1項の定めによりNSRR 管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき	[通知先] 工務第1課長 放射線管理第2課長		修理及び改造	第16条第1項の定めによりNSRR 管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と使用前事業者検査が終了したとき	[報告先] 研究炉加速器技術部長 [通知先] 工務第1課長 放射線管理第2課長		
工務第1課長	施設定期 自主検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 工務技術部長	工務第1課長	定期事業者検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 工務技術部長		
	修理及び改造	第16条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき	[通知先] NSRR 管理課長 放射線管理第2課長		修理及び改造	第16条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と使用前事業者検査が終了したとき	[報告先] 工務技術部長 [通知先] NSRR 管理課長 放射線管理第2課長		
別表第13 ~ 別表第15 (省略)				別表第13 ~ 別表第15 (変更なし)					第2編の変更に伴う追加

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前				変更後				備考
別表第16 試験燃料用カプセルの使用時の検査				別表第16 試験燃料用カプセルの使用時の点検				法令及び規則の改正に伴う記載の変更
試験燃料用カプセルの種類	検査の時期	検査項目	ひん度	試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観検査 2) 表面密度検査* 3) 寸法検査	使用のつど	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど	
		非破壊検査	変形が認められた場合			非破壊点検	変形が認められた場合	
B-I型高圧水カプセル	組立前	1) 外観検査 2) 表面密度検査* 3) 寸法検査	使用のつど	B-I型高圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど	
		非破壊検査	変形が認められた場合			非破壊点検	変形が認められた場合	
B-I型高圧水カプセル	組立後	1) 漏えい検査 2) 加圧試験 3) 導通試験 (温度計、ヒータ) 4) 絶縁抵抗試験 (ヒータ)	使用のつど	B-I型高圧水カプセル	組立後	1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 (温度計、ヒータ) 4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど	
		* 未使用カプセルの場合は除く。				* 未使用カプセルの場合は除く。		
別表第17 試験燃料用カプセルの再使用検査の管理基準				別表第17 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準				法令及び規則の改正に伴う記載の変更
試験燃料用カプセルの種類	検査項目	管理目標値		試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理目標値		
I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル	組立前寸法検査	永久変形量 0.2 %		I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %		
VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *	組立前寸法検査	永久変形量 1 %		VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %		
* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る。				* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る。				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別表第18 ～ 別表第21 (省略)</p> <p>別図(その1) ～ 別図(その5) (省略)</p>	<p>別表第18 ～ 別表第21 (変更なし)</p> <p>別図(その1) ～ 別図(その5) (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第10編 バックエンド研究施設の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 第1章 通則(第1条-第4条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限(第5条) 第2節 使用上の条件(第6条・第7条) 第3節 作業上の確認(第8条-第11条) 第3章 保守管理(第12条-第15条) 第4章 核燃料物質の管理(第16条-第18条) 第5章 放射性廃棄物の保管(第19条) 第6章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第20条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第21条) 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第22条)</p> <p>第7章 放射線管理(第23条-第25条) 第8章 研修生の実習(第26条)</p> <p>第1章 通則 第1条 (省略)</p> <p>(手引の作成) 第2条 BECKY技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨 界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに 関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。 (1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>(年間使用計画) 第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかに した年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 同様とする。 (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用する核燃料物質の種類及び量 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) 施設定期自主検査の予定期間 (6) 第13条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等 の名称及び予定期間</p>	<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 第1章 通則(第1条-第4条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限(第5条) 第2節 使用上の条件(第6条・第7条) 第3節 作業上の確認(第8条-第11条) 第3章 保守管理(第11条の2-第15条) 第4章 核燃料物質の管理(第16条-第18条) 第5章 放射性廃棄物の保管(第19条) 第6章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第20条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第21条) 第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第22条) 第4節 自然現象等が発生した場合の措置(第22条の2) 第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第22条の3)</p> <p>第7章 放射線管理(第23条-第25条) 第8章 研修生の実習(第26条)</p> <p>第1章 通則 第1条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成) 第2条 BECKY技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨 界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とす る。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱 いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。 (1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2～6 (変更なし)</p> <p>(年間使用計画) 第3条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかに した年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 同様とする。 (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用する核燃料物質の種類及び量 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) 定期事業者検査の予定期間 (6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p>	<p>条の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に 伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の 追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、BECKY技術課長、分任施設管理者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2節 使用上の条件 第6条～第7条 (省略)</p> <p>第3節 作業上の確認 第8条～第9条 (省略)</p> <p>(施設の運転管理)</p> <p>第10条 BECKY技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするとき及び作業終了後は、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、作業開始前の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、BECKY技術課長、分任施設管理者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2節 使用上の条件 第6条～第7条 (変更なし)</p> <p>第3節 作業上の確認 第8条～第9条 (変更なし)</p> <p>(施設の運転管理)</p> <p>第10条 BECKY技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするとき及び作業終了後は、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、作業開始前の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p><u>4 BECKY技術課長は、液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備(別表第5の2に掲げる設備)について、第2条によって定める手引により、管理しなければならない。</u></p> <p><u>5 BECKY技術課長は、液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備に核燃料物質が流入しないよう、別表第5の2に掲げる当該設備の各系統を弁により遮断しなければならない。</u></p> <p><u>6 BECKY技術課長は、液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備について、別表第5の2に掲げるところにより点検しなければならない。</u></p> <p>第11条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p><u>第11条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、バックエンド研究施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにBECKY技術課長に通知しなければならない。</u></p>	<p></p> <p>液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備の維持管理の追加に伴う記載の追加</p> <p>施設管理に係る活動の追加に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
	<p>4 <u>BECKY技術課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第11条の3 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>BECKY技術課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>BECKY技術課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第11条の4 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>ロ <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>ハ <u>使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>ニ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</u></p> <p>ホ <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>チ <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>BECKY技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>BECKY技術課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第12条 <u>BECKY技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第6に掲げるところにより毎年度1回以上施設定期自主検査を行うものとする。</u></p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 <u>BECKY技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p><u>分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第11条の5 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第11条の6 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第12条 <u>原子力施設検査室長は、バックエンド研究施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標(第11条の3の規定により策定した場合に限る。)</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、BECKY技術課長、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(2) 修理及び改造の内容 (3) 担当者の氏名 (4) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認を受けたときは、BECKY技術課長、分任施設管理者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、BECKY技術課長、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>6 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の承認を受けなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条</p> <p>BECKY技術課長及び工務第1課長は、第12条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長に報告し、相互に通知するとともに、分任施設管理者及び放射線管理第2</p>	<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>課長に通知しなければならない。<u>BECKY技術課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</u></p>	<p>通知するとともに、分任施設管理者に通知しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p><u>2</u> 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、<u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p>	<p><u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p>	
<p><u>3</u> 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p>	<p><u>4</u> 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p>	
<p>(巡視及び点検)</p>	<p>(巡視)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第15条 <u>BECKY技術課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第7に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p>	<p>第15条 <u>BECKY技術課長及び工務第1課長は、それぞれ本体施設及び特定施設について、第11条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p>	
<p>第4章 核燃料物質の管理</p>	<p>第4章 核燃料物質の管理</p>	
<p>第16条 (省略)</p>	<p>第16条 (変更なし)</p>	
<p>(核燃料物質の受入)</p>	<p>(核燃料物質の受入)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第16条の2 <u>BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p>	<p>第16条の2 <u>BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>受け入れる年月日</u></p>	<p>(1) <u>受け入れる年月日</u></p>	
<p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p>	<p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p>	
<p>(核燃料物質の払出)</p>	<p>(核燃料物質の払出)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
<p>第16条の3 <u>BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p>	<p>第16条の3 <u>BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>払い出す年月日</u></p>	<p>(1) <u>払い出す年月日</u></p>	
<p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p>	<p>(2) <u>核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</u></p>	
<p>第17条～第18条 (省略)</p>	<p>第17条～第18条 (変更なし)</p>	
<p>第5章 放射性廃棄物の保管</p>	<p>第5章 放射性廃棄物の保管</p>	
<p>第19条 (省略)</p>	<p>第19条 (変更なし)</p>	
<p>第6章 異常時の措置</p>	<p>第6章 異常時の措置</p>	
<p>第1節 警報装置が作動した場合の措置</p>	<p>第1節 警報装置が作動した場合の措置</p>	
<p>第20条 (省略)</p>	<p>第20条 (変更なし)</p>	
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p>	<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p>	
<p>第21条 (省略)</p>	<p>第21条 (変更なし)</p>	
<p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p>	<p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p>	
<p>第22条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者</p>	<p>第22条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>は、直ちに現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をBECKY技術課長に通報しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がバックエンド研究施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、直ちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、バックエンド研究施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がバックエンド研究施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第7章 放射線管理 第23条～第25条 (省略)</p> <p>第8章 研修生の実習 第26条 (省略)</p> <p>別表第1-1 最大取扱量 セル設備及びセル付属設備 (省略)</p>	<p>は、直ちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をBECKY技術課長に通報しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がバックエンド研究施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、直ちに臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、バックエンド研究施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がバックエンド研究施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 自然現象等が発生した場合の措置 (地震後の措置) 第22条の2 東海村で震度4以上の地震が発生したときは、BECKY技術課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。 2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果をBECKY技術課長に通報しなければならない。 3 BECKY技術課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に、その結果を通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置) 第22条の3 BECKY技術課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第7章 放射線管理 第23条～第25条 (変更なし)</p> <p>第8章 研修生の実習 第26条 (変更なし)</p> <p>別表第1-1 最大取扱量 セル設備及びセル付属設備 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考	
別表第1-2 最大取扱量 グローブボックス(1/3)							別表第1-2 最大取扱量 グローブボックス(1/3)								
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考		
A-1	0.02	0.2 (天然) 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-1	0.02	0.2 (天然)* 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	グローブボックス A-1 において研修生の実習 を行うための記載の追 加	
A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)		
A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)		
A-4	0.5	5.5(天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-4	0.5	5.5(天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)		
A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)		
A-6	12	5 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	A-6	12	5 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)		
A-7	12	2 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	A-7	12	2 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)		
A-8	0.1	1 (天然) 0.1(5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-8	0.1	1 (天然) 0.1(5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)		
A-9	0.5	5 (天然) 0.5(5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-9	0.5	5 (天然) 0.5(5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)		
A-10	0.2	1.5(天然)	0.01	1	—	実験室(VIII)	A-10	0.2	1.5(天然)	0.01	1	—	実験室(VIII)		
A-11, 12 及びA-13 *	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	実験室(VIII)	A-11, 12 及びA-13 **	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	実験室(VIII)		グローブボックス A-1 において研修生の実習 を行うための記載の追 加に伴う記載の変更
B-1 及び B-2 **	10	100 (天然)*** 100 (劣化)*** 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	B-1 及び B-2 ***	10	100 (天然)**** 100 (劣化)**** 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)		
B-3 及び B-4 **	10	100 (天然)*** 100 (劣化)*** 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	B-3 及び B-4 ***	10	100 (天然)**** 100 (劣化)**** 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)		
* 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 ** 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *** 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみ使用する。							* 研修生の実習では天然ウランのみ使用する。 ** 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *** 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 **** 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみ使用する。								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考	
別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス(2/3)							別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス(2/3)							廃液処理室(VI)のグローブボックスを使用の設備に追加するための記載の追加	
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考		
B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーションルーム(II)上部	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーションルーム(II)上部		
B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン準備室上部	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン準備室上部		
B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上20%未満) 0.01 (20%以上46%未満) 0.01 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)	B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上20%未満) 0.01 (20%以上46%未満) 0.01 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)		
C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)		
C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)		
C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)		
C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷	実験室(IV)	C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷	実験室(IV)		
							C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶	廃液処理室(VI)		
別表第1-4 最大取扱量 グローブボックス(3/3) ～ 別表第1-6 最大取扱量 フード(2/3) (省略)							別表第1-4 最大取扱量 グローブボックス(3/3) ～ 別表第1-6 最大取扱量 フード(2/3) (変更なし)								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-7 最大取扱量 フード(3/3)							別表第1-7 最大取扱量 フード(3/3)							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上20%未満) 10 (20%以上46%未満) 10 (46%以上93.3%未満) 0.1 (93.3%以上98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上20%未満) 10 (20%以上46%未満) 10 (46%以上93.3%未満) 0.1 (93.3%以上98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	
H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上20%未満) 10 (20%以上46%未満) 10 (46%以上93.3%未満) 0.1 (93.3%以上98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上20%未満) 10 (20%以上46%未満) 10 (46%以上93.3%未満) 0.1 (93.3%以上98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	
														廃液処理室(VI)のフードを使用の設備に追加するための記載の追加
別表第1-8 最大取扱量 実験室							別表第1-8 最大取扱量 実験室							実験室(IV)の室において核燃料物質を使用するための記載の追加
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
実験室(VI) *	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	—	封入	実験室(IV) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	
実験室(VI) *	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	—	封入	実験室(VI) *	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	—	封入	
実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満) 150 (93%以上93.5%以下)	100	100	—	すべて密封	実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満) 150 (93%以上93.5%以下)	100	100	—	すべて密封	
実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満)	100	100	—	すべて密封	実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満)	100	100	—	すべて密封	
分析室(II) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上20%未満) 1 (20%以上46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	分析室(II) *	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上20%未満) 1 (20%以上46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	
精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	—	焼き付け	精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	—	焼き付け	
* グローブボックス及びフードの取扱量を除く。							* グローブボックス及びフードの取扱量を除く。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前			変更後			備考	
別表第2 警報装置の作動条件			別表第2 警報装置の作動条件				
区分	警報装置	作動条件	区分	警報装置	作動条件		
本 体 施 設	セル等負圧	コンクリートセル	セル等負圧	コンクリートセル	セル等負圧		
		アイソレーションルーム(II)	セル等負圧	アイソレーションルーム(II)	セル等負圧		
		鉄セル	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	鉄セル	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上		
		サービスルーム	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	サービスルーム	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上		
	グローブボックス等負圧 *1		室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	グローブボックス等負圧 *1		室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	
	グローブボックス、分析用ボックス内温度		60℃以上	グローブボックス、分析用ボックス内温度		60℃以上	
	セル内温度		60℃以上	セル内温度		60℃以上	
	抽出器(III) 温度		65℃以上	抽出器(III) 温度		65℃以上	
	溶媒洗浄器温度		65℃以上	溶媒洗浄器温度		65℃以上	
	加熱用蒸気温度		135℃以上	加熱用蒸気温度		135℃以上	
	ドリップ トレイ 液位	コンクリートセル	70mm 以上	ドリップ トレイ 液位	コンクリートセル	70mm 以上	
		グローブボックス	30mm 以上		グローブボックス	30mm 以上	
		Pu・U溶液貯蔵室	70mm 以上		Pu・U溶液貯蔵室	70mm 以上	
		廃液貯槽室 *2	70mm 以上		廃液貯槽室 *2	70mm 以上	
	Pu貯槽液量		60 ℓ 以上	Pu貯槽液量		60 ℓ 以上	
	U貯槽液量		110 ℓ 以上	U貯槽液量		110 ℓ 以上	
	排風機		排風機異常停止	排風機		排風機異常停止	
	高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量		250 ℓ/h 以下	高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量		250 ℓ/h 以下	
	有機廃液貯槽温度		60℃以上	有機廃液貯槽温度		60℃以上	
高レベル廃液貯槽液量		1m ³ 以上	高レベル廃液貯槽液量		1m ³ 以上		
有機廃液貯槽液量		1m ³ 以上	有機廃液貯槽液量		1m ³ 以上		
<u>α 廃液貯槽液量</u>		<u>6m³ 以上</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		
非常用電源		非常用電源異常停止	非常用電源		非常用電源異常停止		
送排風機		送排風機異常停止	送排風機		送排風機異常停止		
特 定 施 設	中レベル廃液貯槽液位		2000mm 以上	中レベル廃液貯槽液位		2000mm 以上	
	低レベル廃液貯槽液位		2500mm 以上	低レベル廃液貯槽液位		2500mm 以上	
	極低レベル廃液貯槽液位		2800mm 以上	極低レベル廃液貯槽液位		2800mm 以上	
	集水槽(II)、排水槽(II) 液位		500mm 以上	集水槽(II)、排水槽(II) 液位		500mm 以上	
	排水ピット 液位	廃液貯槽室(VI)-1	0.2 m 以上	排水ピット 液位	廃液貯槽室(VI)-1	0.2 m 以上	
廃液貯槽室(VII)		0.35m 以上	廃液貯槽室(VII)		0.35m 以上		
廃液貯槽室(VIII)		0.35m 以上	廃液貯槽室(VIII)		0.35m 以上		
廃液貯槽室(VIII) 床下部		0.2 m 以上	廃液貯槽室(VIII) 床下部		0.2 m 以上		
圧縮空気圧力		490kPa 以下 (5kg/cm ² G以下)	圧縮空気圧力		490kPa 以下 (5kg/cm ² G以下)		
*1 メンテナンスボックス、サンプリングボックス及び分析用ボックスを含む。			*1 メンテナンスボックス、サンプリングボックス及び分析用ボックスを含む。				
*2 廃液貯槽室(I)-2、廃液貯槽室(II)、廃液貯槽室(VI)-2~6			*2 廃液貯槽室(VI)-2~6				

液体廃棄設備の一部の使用を終了したことに伴う記載の削除

液体廃棄設備の一部の使用を終了したことに伴う記載の削除

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第3 常用負圧の維持値 (省略)			別表第3 常用負圧の維持値 (変更なし)			
別表第4 保安上重要な設備等			別表第4 保安上重要な設備等			
区分	施設	設備等	区分	施設	設備等	
本体施設	使用施設	(1) セル及びセル付属設備 (2) グローブボックス等 *1, *4 (3) 警報設備	本体施設	使用施設	(1) セル及びセル付属設備 (2) グローブボックス等 *1, *4 (3) 警報設備	STACY 施設の更新及びTRACY 施設の廃止に伴う共用設備の範囲の変更 液体廃棄設備の一部の使用を終了したことに伴う記載の変更及び削除 STACY 施設の更新及びTRACY 施設の廃止に伴う共用設備の範囲の変更
	貯蔵施設	Pu、U溶液貯蔵設備		貯蔵施設	Pu、U溶液貯蔵設備	
	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (槽排気系) *1 (2) 液体廃棄設備 (高レベル廃液系、有機廃液系及びアルファ廃液系)*2)		廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (槽排気系) *2 (2) 液体廃棄設備 (高レベル廃液系及び有機廃液系)	
特定施設	(1) 気体廃棄設備 (換排気系) *1 (2) 液体廃棄設備 (中レベル廃液系、低レベル廃液系及び極低レベル廃液系) *1	特定施設	(1) 気体廃棄設備 (換排気系) *2 (2) 液体廃棄設備 (中レベル廃液系) *1 (低レベル廃液系及び極低レベル廃液系) *2			
施設	上記以外の施設	(1) 受変電設備 *3 (2) 非常用電源設備 *3 (3) 圧縮空気設備 *3	施設	上記以外の施設	(1) 受変電設備 *3 (2) 非常用電源設備 *3 (3) 圧縮空気設備 *3	
*1 設備の一部が原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用。			*1 設備の一部が原子炉施設である STACY 施設と共用。			
*2 設備の一部が原子炉施設である STACY 施設と共用。			*2 設備の一部が原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用。			
*3 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用。			*3 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用。			
*4 メンテナンスボックス、サンプリングボックス及び分析用ボックスを含む。			*4 メンテナンスボックス、サンプリングボックス及び分析用ボックスを含む。			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第5 作業開始前・終了後の点検			別表第5 作業開始前・終了後の点検			記載の適正化 液体廃棄設備の一部の使用を終了したことに伴う記載の変更及び削除
区分	設備等	点検項目	区分	設備等	点検項目	
本体施設	セル及びセル付属設備	(1) 負圧の確認 (2) インセルモニタ指示値の確認 (3) シャヘい扉、ハッチ等の開口部の閉鎖確認 (4) グローブ、ビニールバッグ等の損傷の有無確認 (5) 外部表面の汚染の有無確認 (6) 操作機器等の確認	本体施設	セル及びセル付属設備	(1) 負圧の確認 (2) インセルモニタ指示値の確認 (3) 遮蔽扉、ハッチ等の開口部の閉鎖確認 (4) グローブ、ビニールバッグ等の損傷の有無確認 (5) 外部表面の汚染の有無確認 (6) 操作機器等の確認	
	試験機器	(1) 電源の確認 (2) 警報表示等の確認 (3) 貯槽の液位及び温度の確認		試験機器	(1) 電源の確認 (2) 警報表示等の確認 (3) 貯槽の液位及び温度の確認	
	グローブボックス等 *1	(1) 負圧の確認 (2) ポート等開口部の閉鎖確認 (3) グローブ、ビニールバッグ等の損傷の有無確認 (4) 外部表面の汚染の有無確認		グローブボックス等 *1	(1) 負圧の確認 (2) ポート等開口部の閉鎖確認 (3) グローブ、ビニールバッグ等の損傷の有無確認 (4) 外部表面の汚染の有無確認	
	Pu、U溶液貯蔵設備	(1) 貯槽の液位及び温度の確認 (2) 貯槽の漏えいの有無確認 (3) 弁の確認		Pu、U溶液貯蔵設備	(1) 貯槽の液位及び温度の確認 (2) 貯槽の漏えいの有無確認 (3) 弁の確認	
	気体廃棄設備 (槽排気系)	(1) 電源の操作 (2) 操作機器等の確認		気体廃棄設備 (槽排気系)	(1) 電源の操作 (2) 操作機器等の確認	
	液体廃棄設備 (高レベル廃液系、 有機廃液系及び アルファ廃液系)	(1) 貯槽の液位及び温度の確認 (2) 貯槽の漏えいの有無確認 (3) 弁の確認		液体廃棄設備 (高レベル廃液系 及び有機廃液系)	(1) 貯槽の液位及び温度の確認 (2) 貯槽の漏えいの有無確認 (3) 弁の確認	
特定施設	受変電設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認	特定施設	受変電設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認	
	非常用電源設備	(1) 非常用電源設備の表示灯の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 起動用空気槽の圧力の確認 (4) 電源の確認		非常用電源設備	(1) 非常用電源設備の表示灯の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 起動用空気槽の圧力の確認 (4) 電源の確認	
	気体廃棄設備 (換排気系)	(1) 作動状態の確認 (2) 操作機器等の確認		気体廃棄設備 (換排気系)	(1) 作動状態の確認 (2) 操作機器等の確認	
	液体廃棄設備 (中レベル廃液系、 低レベル廃液系及び 極低レベル廃液系)	(1) 貯槽の液位の確認 (2) 貯槽の漏えいの有無確認 (3) 操作機器等の確認 (4) 弁の確認		液体廃棄設備 (中レベル廃液系、 低レベル廃液系及び 極低レベル廃液系)	(1) 貯槽の液位の確認 (2) 貯槽の漏えいの有無確認 (3) 操作機器等の確認 (4) 弁の確認	
	圧縮空気設備	(1) 潤滑油の油量確認 (2) 冷却水の確認 (3) 操作機器等の確認		圧縮空気設備	(1) 潤滑油の油量確認 (2) 冷却水の確認 (3) 操作機器等の確認	
*1 メンテナンスボックス、サンプルボックス及び分析用ボックスを含む。			*1 メンテナンスボックス、サンプルボックス及び分析用ボックスを含む。			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後			備考	
	別表第5の2 液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備の点検			液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備の維持管理の追加に伴う記載の追加	
	設備等 (設置場所)	弁により遮断する系統	点検項目		頻度
	α廃液貯槽B (廃液貯槽室(I)-2)	槽第2排気系統*との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		1回/年
	α廃液貯槽C (廃液貯槽室(II))	槽第2排気系統*との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	雑廃水中間槽 (廃液処理室(II))	グローブボックスC-8との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
		使用施設グローブボックス廃液の合流配管との間の配管			
		槽第2排気系統*との間の配管***			
	雑廃水受槽 (廃液処理室(VI))	槽第2排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	蒸発缶供給槽 (廃液処理室(III)-2)	槽第2排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	α廃液蒸発缶 (廃液処理室(III)-1)	＝	外観の異常の有無確認		
	濃縮液受槽 (廃液処理室(III)-1)	槽第2排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	逆浸透循環槽 (廃液処理室(VI))	槽第2排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	凝縮液受槽 (廃液処理室(VI))	槽第2排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	チェック槽 (廃液処理室(VI))	極低レベル廃液貯槽A*/B*との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
		低レベル廃液貯槽A*/B*との間の配管			
		槽第2排気系統*との間の配管***			
	グローブボックスW-1 (酸回収室(II)-3)	濃縮液受槽A**/B**との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
	グローブボックスW-2 (酸回収室(II)-3)	＝	外観の異常の有無確認		
	グローブボックスW-3 (廃液処理室(VI))	＝	外観の異常の有無確認		
	フード 旧H-23 (廃液処理室(VI))	サンプルピット**との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		
		集水槽(II)*との間の配管			
		回収水槽A**/B**及び回収水受槽A**/B**の合流配管との間の配管			
	フード 旧H-24 (廃液処理室(VI))	＝	外観の異常の有無確認		
	フード 旧H-25 (廃液処理室(II))	＝	外観の異常の有無確認		
	* 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用。				
	** 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設、又は STACY 施設。				
	*** 各配管は1系統に合流し、槽第2排気系統と接続。				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前			変更後	備考
別表第6 施設定期自主検査項目			別表第6 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
区分	設備等	検査項目		
本 体 施 設	建 家	壁・扉	外観検査	
	セル及びセル付属設備	安全装置	作動検査	
		機器・装置類 (フロッグマン設備)	作動検査	
		負圧計	(1)作動検査 (2)校正検査	
		インセルモニタ	(1)作動検査 (2)校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
	グローブボックス等 *1	本 体	外観検査	
		負圧計	(1)作動検査 (2)校正検査	
		しゃへい体	外観検査	
	フード		風速検査	
	警報設備	計器等	作動検査	
	気体廃棄設備 (槽排気系)	排風機	(1)風量検査 (2)作動検査	
		フィルタ	捕集効率検査	
	液体廃棄設備 (高レベル廃液系、 有機廃液系及び アルファ廃液系)	ポンプ	作動検査	
特 定 施 設	非常用電源設備	非常用発電機	作動検査	
		無停電電源装置	作動検査	
	気体廃棄設備 (換排気系)	排風機	(1)風量・風向検査 (2)作動検査	
		フィルタ	捕集効率検査	
	液体廃棄設備 (中レベル廃液系、 低レベル廃液系及び 極低レベル廃液系)	貯槽及びピット	漏えい検査	
	圧縮空気設備	空気圧縮機	作動検査	
タンク		漏えい検査		
警報設備	警報装置	作動検査		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前				変更後				備考	
別表第7 巡視及び点検				別表第7 (削除)				施設管理に係る活動の追加に係る変更	
区分	設備等	点検項目	頻度						
本体施設	セル及びセル付属設備	インセルモニタ、セル等の負圧計等の指示値	1回/日						
	グローブボックス等*1	グローブボックスの負圧指示値	1回/日						
	Pu、U溶液貯蔵設備	貯槽の液位、温度及び漏えいの有無	1回/日						
	気体廃棄設備 (槽排気系)	(1) 電流及び機器の温度	1回/日						
		(2) フィルタの差圧	1回/月						
	液体廃棄設備 (高レベル廃液系、有機廃液系及びアルファ廃液系)	貯槽の液位、温度及び漏えいの有無	1回/日						
			1回/日						
	特定施設	受変電設備	電圧、電流及び電力	1回/日					
		非常用電源設備	(1) 蓄電池の電圧	1回/日					
			(2) 出力電圧・電流及び周波数	1回/日					
(3) 起動用空気槽の圧力			1回/日						
気体廃棄設備 (換排気系)		(1) 電流	1回/日						
		(2) フィルタの差圧	1回/月						
		(3) 風向の確認	1回/6月						
液体廃棄設備 (中レベル廃液系、低レベル廃液系及び極低レベル廃液系)	貯槽の液位及び漏えいの有無	1回/日							
圧縮空気設備	圧力及び潤滑油の量	1回/日							
*1 メンテナンスボックス、サブリングボックス及び分析用ボックスを含む。									
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量 ～ 別表第9 核燃料物質の最大貯蔵量 (省略)				別表第8 核燃料物質の年間予定使用量 ～ 別表第9 核燃料物質の最大貯蔵量 (変更なし)					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前				変更後				備考
別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値				別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値				廃液処理室(VI)を使用の施設に追加することに伴う記載の追加 α 固体廃棄物保管室の名称変更に伴う記載の削除 液体廃棄施設の一部の使用を終了したことに伴う記載の削除 液体廃棄設備の一部の使用を終了したことに伴う記載の削除 α 固体廃棄物保管室の名称変更に伴う記載の削除
施設		核燃料物質の性状	質量制限値	施設		核燃料物質の性状	質量制限値	
使用	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	使用	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	
	プロセスセル、化学セル、実験室(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)、(Ⅶ)-1、(Ⅶ)-2、(Ⅷ)、分析室(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)、精密測定室	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2		プロセスセル、化学セル、実験室(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)、(Ⅶ)-1、(Ⅶ)-2、(Ⅷ)、分析室(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)、精密測定室、 <u>廃液処理室(VI)</u>	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2	
貯蔵	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1	貯蔵	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1	
	Pu貯槽	液体	0.21kg 以下 *2		Pu貯槽	液体	0.21kg 以下 *2	
	U貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下		U貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下	
廃棄	α 固体廃棄物保管室(Ⅰ)、(Ⅱ)、 <u>廃液貯槽室(Ⅰ)-2、(Ⅱ)、(Ⅵ)-5、(Ⅵ)-6</u>	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2	廃棄	固体廃棄物保管室(Ⅰ)、(Ⅱ)、 <u>廃液貯槽室(Ⅵ)-5、(Ⅵ)-6</u>	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2	
*1：含水率16%以下 核分裂性物質を ²³⁹ Pu換算した値 (プルトニウム、 ²³⁵ U及び2倍した ²³³ Uの合計量) *2：核分裂性物質を ²³⁹ Pu換算した値 (プルトニウム、 ²³⁵ U及び2倍した ²³³ Uの合計量)				*1：含水率16%以下 核分裂性物質を ²³⁹ Pu換算した値 (プルトニウム、 ²³⁵ U及び2倍した ²³³ Uの合計量) *2：核分裂性物質を ²³⁹ Pu換算した値 (プルトニウム、 ²³⁵ U及び2倍した ²³³ Uの合計量)				
別表第11 液体廃棄物の保管場所				別表第11 液体廃棄物の保管場所				
放射性廃棄物		保管場所		放射性廃棄物		保管場所		
液体廃棄物	ベータ・ガンマ廃液	³ H以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上	高レベル廃液貯槽	ベータ・ガンマ廃液	³ H以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上	
		³ Hの水中濃度	3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 以上			³ Hの水中濃度	3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 以上	
	有機廃液		有機廃液貯槽		有機廃液		有機廃液貯槽	
アルファ廃液	アルファ放射性物質の水中濃度	1.85 Bq/cm ³ 以上	α 廃液貯槽	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
別表第11の2 固体廃棄物の保管場所の保管能力				別表第11の2 固体廃棄物の保管場所の保管能力				
固体廃棄物の種類		固体廃棄物の保管場所	保管能力	固体廃棄物の種類		固体廃棄物の保管場所	保管能力	
ベータ・ガンマ固体廃棄物		βγ 廃棄物保管室	176 個 (200容器換算)	ベータ・ガンマ固体廃棄物		βγ 廃棄物保管室	176 個 (200 容器換算)	
ベータ・ガンマ固体廃棄物及びアルファ固体廃棄物		α 固体廃棄物保管室(Ⅰ)	100 本 (2000ドラム缶換算)	ベータ・ガンマ固体廃棄物及びアルファ固体廃棄物		固体廃棄物保管室(Ⅰ)	100 本 (2000 ドラム缶換算)	α 固体廃棄物保管室の名称変更に伴う記載の削除
ベータ・ガンマ固体廃棄物及びアルファ固体廃棄物		α 固体廃棄物保管室(Ⅱ)	100 本 (2000ドラム缶換算)	ベータ・ガンマ固体廃棄物及びアルファ固体廃棄物		固体廃棄物保管室(Ⅱ)	100 本 (2000 ドラム缶換算)	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前						変更後						備考
別表第12 放射線測定機器及び測定箇所						別表第12 放射線測定機器及び測定箇所						STACY 施設の更新及びTRACY 施設の廃止に伴う共用設備の範囲の変更
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量*	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量*	測定目的	測定線種	
排気ガスモニタ	排気口	0 ~10 ³ pA	1(1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視	ベータ線	排気ガスモニタ	排気口	0 ~10 ³ pA	1(1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視	ベータ線	
排気ダストモニタ		10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1(1)	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ガンマ線	排気ダストモニタ		10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ガンマ線	
		0 ~10 ⁵ s ⁻¹	1(1)		アルファ線			アルファ線				
		10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1(1)		ベータ線				1(1)		ベータ線	
室内ダストモニタ	施設内	0 ~10 ⁵ s ⁻¹	7(4)	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	アルファ線	室内ダストモニタ	施設内	0 ~10 ⁵ s ⁻¹	7(2)	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	アルファ線	
			10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹		4(1)	ベータ線					10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	4(1)
ガンマ線エリアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	12(6)	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	12(6)	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
中性子線エリアモニタ			10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹		1	中性子線		中性子線エリアモニタ			10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1
* ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。						* ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用の数量。						STACY 施設の更新及びTRACY 施設の廃止に伴う共用設備の範囲の変更
別表第13 放射線測定機器及び設置箇所						別表第13 放射線測定機器及び設置箇所						
機器種別	設置箇所	数量*	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量*	測定目的	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2(2)	手、足、衣服等の表面密度の測定	アルファ線及びベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2(2)	手、足、衣服等の表面密度の測定	アルファ線及びベータ線			
		1(1)		ベータ線			1(1)		ベータ線			
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線 ベータ線			
ガンマ線サーベイメータ		—		ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		—		ガンマ線			
中性子線サーベイメータ		—		線量当量率の測定	中性子線		中性子線サーベイメータ		—	線量当量率の測定	中性子線	
* ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。						* ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。						記載の適正化 記載の適正化
別表第14 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (省略)						別表第14 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (変更なし)						
別図(その1) バックエンド研究施設1階平面図 ～						別図(その1) バックエンド研究施設1階平面図 ～						
別図(その4) バックエンド研究施設3階平面図 (省略)						別図(その4) バックエンド研究施設3階平面図 (変更なし)						

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第11編 JRR-4の管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 11 編 J R R - 4 の管理</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (第 1 条 - 第 6 条)</p> <p>第 2 章 使用の管理</p> <p> 第 1 節 使用上の制限 (第 7 条)</p> <p> 第 2 節 使用上の条件 (第 8 条)</p> <p> 第 3 節 使用施設等の使用 (第 9 条 - 第 12 条)</p> <p>第 3 章 保守管理 (第 13 条 - 第 15 条)</p> <p>第 4 章 核燃料物質の管理 (第 16 条 - 第 18 条)</p> <p>第 5 章 キャプセル等の管理 (第 19 条・第 20 条)</p> <p>第 6 章 異常時の措置</p> <p> 第 1 節 警報装置が作動した場合の措置 (第 21 条)</p> <p> 第 2 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第 22 条)</p> <p> 第 3 節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第 23 条)</p> <p> 第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第 24 条)</p> <p>第 7 章 放射線管理 (第 25 条 - 第 27 条)</p> <p>第 1 章 通則</p> <p> (定義)</p> <p>第 1 条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 「利用施設」とは、別表第 1 に掲げる設備をいう。</p> <p>(2) 「本体施設等」とは、第 1 編別表第 1 に掲げる J R R - 4 の本体施設 (<u>利用施設を除く</u>) 及び特定施設をいう。</p> <p> (要員の配置)</p> <p>第 2 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、核燃料物質の使用、運搬及び貯蔵に伴う取扱いを行うときは、<u>それぞれ、本体施設等及び利用施設</u>の保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p> (手引の作成)</p> <p>第 3 条 J R R - 4 管理課長は、次の各号に掲げる手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設等の手引の作成及び変更にあたっては、第 1 編第 5 条の 2 に規定する核燃料物質</p>	<p>第 11 編 J R R - 4 の管理</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (第 1 条 - 第 6 条)</p> <p>第 2 章 使用の管理 <u>(第 7 条)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第 3 章 保守管理 (第 <u>12 条の 2</u> - 第 15 条)</p> <p>第 4 章 核燃料物質の管理 (第 16 条 - 第 18 条)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第 5 章 異常時の措置</p> <p><u>(削る)</u></p> <p> 第 1 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第 22 条)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p> 第 2 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第 24 条)</p> <p> 第 3 節 自然現象等が発生した場合の措置 (第 24 条の 2)</p> <p> 第 4 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第 24 条の 3)</p> <p>第 6 章 放射線管理 (第 25 条 - 第 27 条)</p> <p>第 1 章 通則</p> <p> (定義)</p> <p>第 1 条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 「本体施設等」とは、第 1 編別表第 1 に掲げる J R R - 4 の本体施設及び特定施設をいう。</p> <p> (要員の配置)</p> <p>第 2 条 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質の使用、運搬及び貯蔵に伴う取扱いを行うときは、本体施設等の保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p> (手引の作成)</p> <p>第 3 条 J R R - 4 管理課長は、次の各号に掲げる手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設等の手引の作成及び変更にあたっては、第 1 編第 5 条の 2 に規定する核燃料物質</p>	<p>記載の適正化</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>定義の削除</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第 11 編 J R R - 4 の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、<u>受入れ及び貯蔵その他の取扱い</u>（以下この編において「使用等」という。）に関する事項</p> <p>(2) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) <u>別表第 2 に掲げる特定施設の運転操作に関する事項</u></p> <p><u>2 利用施設管理課長は、前項第 1 号から第 3 号に掲げる事項のほか別表第 2 に掲げる利用施設の運転操作に関する事項の手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 研究炉加速器技術部長は、第 1 項及び第 2 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 研究炉加速器技術部長は第 1 項及び第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</u> (年間使用計画)</p> <p>第 4 条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした J R R - 4 の年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>施設定期自主検査の予定期間</u></p> <p>(6) <u>第 14 条第 1 項及び第 2 編第 39 条第 1 項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</u></p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第 1 項の承認を受けたときは、<u>J R R - 4 管理課長、利用施設管理課長、放射線管理第 1 課長及び研究炉技術課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(使用実施計画)</p> <p>第 5 条 J R R - 4 管理課長は、本体施設（<u>利用施設を除く</u>）において核燃料物質の使用等を行うときは、別表第 3 に掲げる事項を明らかにした J R R - 4 核燃料物質使用実施計画（以下この編において「使用実施計画」という。）を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p><u>2 利用施設管理課長は、利用施設において核燃料物質を使用するときは、使用実施計画を作成し、J R R - 4 管理課長の同意を得た後、研究炉加速器技術部長の承認を受</u></p>	<p>の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、貯蔵その他の取扱い（以下この編において「使用等」という。）に関する事項</p> <p>(2) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 特定施設の運転操作に関する事項 (削る)</p> <p><u>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 研究炉加速器技術部長は第 1 項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</u> (年間使用計画)</p> <p>第 4 条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした J R R - 4 の年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) <u>定期事業者検査の予定期間</u></p> <p>(6) <u>第 14 条第 1 項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</u></p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第 1 項の承認を受けたときは、<u>J R R - 4 管理課長及び放射線管理第 1 課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(使用実施計画)</p> <p>第 5 条 J R R - 4 管理課長は、本体施設において核燃料物質の使用等を行うときは、別表第 3 に掲げる事項を明らかにした J R R - 4 核燃料物質使用実施計画（以下この編において「使用実施計画」という。）を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>受入れを行わないため削除</p> <p>記載の適正化 照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>番号の繰上げ、記載の適正化</p> <p>番号の繰上げ、記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う 記載の適正化</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>照射を行わないため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p><u>けなければならない。</u></p> <p>3 研究炉加速器技術部長は第 1 項及び第 2 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、第 1 項及び第 2 項の承認を受けたときは、それぞれ、利用施設管理課長又は J R R - 4 管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第 6 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、核燃料物質の使用等を行うときは、J R R - 4 管理課長のほか、利用施設管理課長又は研究炉加速器技術部長が指名する者によって確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようこれを管理しなければならない。</p> <p>第 2 章 使用の管理</p> <p>第 1 節 使用上の制限</p> <p>(使用上の制限)</p> <p>第 7 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、それぞれ、<u>本体施設(利用施設を除く)及び利用施設において核燃料物質を使用するときは、別表第 4 に掲げる取扱量を超えないことを確認しなければならない。</u></p> <p>2 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、それぞれ、別表第 4 に掲げる所管する設備ごとに<u>取扱量を表示しなければならない。</u></p> <p>第 2 節 使用上の条件</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第 8 条 J R R - 4 管理課長は、本体施設での核燃料物質の照射中、別表第 7 に掲げる<u>ところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、特定施設の警報装置について、研究炉加速器技術部長の承認を受け、核燃料取扱主任者の同意を得たときは、これを変更し、又は解除することができる。</u></p> <p>第 3 節 使用施設等の使用</p> <p>(重要な設備等の操作)</p> <p>第 9 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、別表第 2 に掲げる保安上重要な設備等の操作については、第 3 条に定める手引に基づきこれを<u>行わなければならない。</u></p> <p>(使用・運転開始前の点検)</p> <p>第 10 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、核燃料物質の照射を開始しよう</p>	<p>2 研究炉加速器技術部長は前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(臨界管理)</p> <p>第 6 条 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質の使用等を行うときは、J R R - 4 管理課長又は研究炉加速器技術部長が指名する者によって確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようこれを管理しなければならない。</p> <p>第 2 章 使用の管理</p> <p>(使用上の制限)</p> <p>第 7 条 J R R - 4 管理課長は、本体施設において核燃料物質の使用等を行うときは、別表第 5 に掲げる<u>最大貯蔵量を超えないことを確認しなければならない。</u></p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、前項の所管する設備に<u>最大貯蔵量を表示しなければならない。</u></p> <p>第 8 条 (削除)</p> <p>第 9 条 (削除)</p> <p>第 10 条 (削除)</p>	<p>番号の繰上げ、記載の適正化</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除、最大貯蔵量への変更</p> <p>記載の適正化、最大貯蔵量への変更</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>とすときは、別表第 8 に掲げる所管する設備について、巡視及び点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長は、前項の点検の結果を J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>(使用中・運転中の巡視及び点検)</p> <p>第 11 条 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質の照射中、次の各号に掲げる設備について 1 日 1 回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 炉心タンク及びプール</p> <p>(2) 受変電設備</p> <p>(3) 非常用電源設備</p> <p>(4) 気体廃棄施設</p> <p>(5) 液体廃棄施設</p> <p>2 利用施設管理課長は、次の各号に掲げる設備での核燃料物質の照射中、当該設備について 1 日 1 回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 簡易照射筒</p> <p>(2) 気送管照射設備</p> <p>(3) プール設備</p> <p>(4) 中性子ビーム設備</p> <p>(使用・運転停止後の点検)</p> <p>第 12 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、核燃料物質の照射を終了したときは、別表第 9 に掲げる所管する設備の状態について、それぞれ巡視し、点検しなければならない。</p>	<p>第 11 条 (削除)</p> <p>第 12 条 (削除)</p>	<p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p>
<p>第 3 章 保守管理</p>	<p>第 3 章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第 12 条の 2 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、J R R - 4 (本体施設等及び放射線管理施設を含む。) について、第 1 編第 2 条第 2 項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第 12 条の 3 J R R - 4 管理課長及び放射線管理第 1 課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第 11 編 J R R - 4 の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理第 1 課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第 2 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 J R R - 4 管理課長は、第 2 項の承認を受けたときは、放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第 12 条の 4 J R R - 4 管理課長及び放射線管理第 1 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 J R R - 4 管理課長及び放射線管理第 1 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</p> <p>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第 1 項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第 3 条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第 2 条の 11 の 7 第 7 号の規定に基づき「特別な施設管理実施</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第 11 編 J R R - 4 の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第 13 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、それぞれ、本体施設等及び利用施設について、別表第 11 に掲げるところにより法第 29 条の施設定期検査と同時期に施設定期自主検査を行うものとする。</p>	<p>計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</p> <p>4 J R R - 4 管理課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 放射線管理第 1 課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 J R R - 4 管理課長は、第 4 項の承認を受けたときは、放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 12 条の 5 J R R - 4 管理課長及び放射線管理第 1 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第 12 条の 6 J R R - 4 管理課長及び放射線管理第 1 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第 13 条 原子力施設検査室長は、J R R - 4 の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第 12 条の 3 の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第11編 JRR-4の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長及び利用施設管理課長は、それぞれ、<u>本体施設等、利用施設</u>について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、<u>研究炉加速器技術部長の同意を得るものとし、同意した研究炉加速器技術部長は、所長の承認を受けなければならない。</u>これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、<u>利用施設管理課長、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、<u>それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 原子力施設検査室長は、<u>検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ<u>本体施設等及び放射線管理施設</u>について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める<u>使用前事業者検査</u>を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、<u>それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の承認を受けなければならない。</u>これを変更しようとするときも、<u>同様とする。</u></p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>(削る)</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、<u>研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、<u>所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長<u>及び放射線管理部長</u>は、第3項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長は<u>本体施設等</u>について、放射線管理第1課長は<u>放射線管理施設</u>について、修理及び改造が必要と認めた場合、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、<u>正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第14条の2 原子力施設検査室長は、<u>使用前事業者検査</u>を実施しようとするときは、<u>次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u>これを変更しようとするときも、<u>同様とする。ただし、</u></p>	<p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除、検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第11編 JRR-4の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条</p> <p>JRR-4管理課長及び利用施設管理課長は、それぞれ、第13条の施設定期自主検査を終了したとき、並びに前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、研究炉加速器技術部長に報告しなければならない。JRR-4管理課長が第2編第38条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び利用施設管理課長は、それぞれ、前項の報告の内容について相互に通知するとともに、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長に通知しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の報告を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p>	<p>第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第13条の定期事業者検査が終了したとき、第14条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定（第 11 編 J R R - 4 の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用等の制限)</p> <p>第 16 条 J R R - 4 管理課長は、<u>核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げるところにより、法第 52 条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>1 年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</u></p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第 10 に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(核燃料物質の受入れ検査)</u></p> <p>第 17 条 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、<u>核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について、受入れ検査を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>種類、性状及び量</u></p> <p>(2) <u>外観</u></p> <p>(3) <u>表面密度</u></p> <p>2 <u>利用施設管理課長は、前項各号に掲げる検査の結果を J R R - 4 管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第 18 条 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第 5 に掲げる貯蔵設備で行い、かつ同表に掲げる種類以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、別表第 5 に掲げる貯蔵設備ごとに種類及び最大貯蔵量を表示しなければならない。</p> <p>3 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>4 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>第 5 章 キャプセル等の管理</p>	<p>(使用等の制限)</p> <p>第 16 条 J R R - 4 管理課長は、<u>核燃料物質の使用等を行うときは、法第 52 条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>いかなる時点においても、核燃料物質を受け入れず、核燃料物質の在庫量が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>1 年間に施設から払い出す核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</u></p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第 10 に掲げるとおりとする。</p> <p>第 17 条 (削除)</p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p>第 17 条の 2 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を払い出そうとするときは次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) <u>払い出す年月日</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の種類、性状及び数量</u></p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第 18 条 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第 5 に掲げる貯蔵設備で行い、かつ同表に掲げる種類以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、別表第 5 に掲げる貯蔵設備に種類及び最大貯蔵量を表示しなければならない。</p> <p>3 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>4 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p>	<p>受入れを行わないための変更</p> <p>受入れを行わないための変更</p> <p>受入れを行わないための変更</p> <p>受入れを行わないため削除</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(キャプセル等の挿入及び取出し)</p> <p>第 19 条 利用施設管理課長は、キャプセル等を炉内に挿入するときは、キャプセル等の表面に有害な割れ、傷のないことを確認しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長は、キャプセル等を炉内に挿入するとき及び炉内から取り出すときは、J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。ただし、気送管照射設備によるキャプセル等の挿入及び取り出しについてはこれを省略できる。</p> <p>(照射済のキャプセル等の引渡し)</p> <p>第 20 条 利用施設管理課長は、照射済のキャプセル等を引き渡そうとするときは、容器表面及び容器表面から 1 m の線量当量率並びに容器の表面密度を測定しなければならない。</p> <p>第 6 章 異常時の措置</p> <p>第 1 節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>(警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第 21 条 J R R - 4 管理課長は、核燃料物質の照射中、別表第 7 に掲げる作動条件により警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、通常状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。</p> <p>第 2 節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 22 条 本体施設等、利用施設の巡視及び点検において異常を発見した者は、それぞれ J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が核燃料物質の使用等に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 J R R - 4 管理課長及び利用施設管理課長は、第 1 項の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止及び正常状態に回復させるための措置を講じなければならない。利用施設管理課長は、調査の結果及び措置について、J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 J R R - 4 管理課長は、第 2 項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>5 J R R - 4 管理課長は、第 1 項及び第 2 編第 55 条第 2 項の規定により放射線管理第 1 課長からの点検結果の通報を受けた場合において、その異常が核燃料物質の使用等に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、適切な措置をとるとともに、研究炉加速器技術部長、核燃料取扱主任者及び利用施設管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>第 19 条 (削除)</p> <p>第 20 条 (削除)</p> <p>第 5 章 異常時の措置</p> <p>第 1 節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 21 条 (削除)</p> <p>第 22 条 本体施設の巡視及び点検において異常を発見した者は、J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、前項の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止及び正常状態に回復させるための措置を講じなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 J R R - 4 管理課長は、第 1 項及び第 2 編第 55 条第 2 項の規定により放射線管理第 1 課長からの点検結果の通報を受けた場合において、その異常が核燃料物質の使用等に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、適切な措置をとるとともに、研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>記載の適正化、照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>6 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置</u> (<u>キャプセル等に異常を認めた場合の措置</u>)</p> <p>第 23 条 利用施設管理課長は、第 22 条第 1 項の通報を受けて調査した結果、キャプセル等の内部から放射性ガスが放出されるおそれがあると認めるときは、これを密封容器に封入するとともに、その状況を研究炉加速器技術部長に報告し、J R R - 4 管理課長及び核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</u> (<u>勤務時間外に異常が発生した場合の措置</u>)</p> <p>第 24 条 勤務時間外において、第 1 編第 34 条第 2 項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第 1 編第 33 条第 3 号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が J R R - 4 の本体施設の使用等に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、J R R - 4 の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が J R R - 4 の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>4 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第 23 条 (削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</u> (<u>勤務時間外に異常が発生した場合の措置</u>)</p> <p>第 24 条 勤務時間外において、第 1 編第 34 条第 2 項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第 1 編第 33 条第 1 項第 3 号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 J R R - 4 管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が J R R - 4 の本体施設の使用等に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに研究炉加速器技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、J R R - 4 の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が J R R - 4 の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 節 自然現象等が発生した場合の措置</u> (<u>地震後の措置</u>)</p> <p>第 24 条の 2 震度 4 以上の地震が発生したときは、J R R - 4 管理課長は本体施設を、放射線管理第 1 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第 1 課長は、前項の点検の結果を J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 J R R - 4 管理課長は、第 1 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</u> (<u>非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</u>)</p> <p>第 24 条の 3 J R R - 4 管理課長は、第 1 節から第 3 節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めた</p>	<p>番号の繰上げ</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>第 7 章 放射線管理 (管理区域の区分) 第 25 条 ~ 第 27 条 (省略)</p> <p>別表第 1 利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">照射設備</td> <td>(1)簡易照射筒 (2)気送管照射設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実験設備</td> <td>(1)プール設備 (2)中性子ビーム設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 簡易照射筒とは、Sパイプ、Tパイプ、Dパイプ、Nパイプをいう。</p> <p>別表第 2 保安上重要な設備等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">利用施設</td> <td>簡易照射筒</td> </tr> <tr> <td>気送管照射設備</td> </tr> <tr> <td>プール設備</td> </tr> <tr> <td>中性子ビーム設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">特定施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 使用実施計画記載事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用の開始及び終了の予定期日 (2)使用場所 (3)使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量 (4)使用の方法及び使用後の処置 (5)核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法 (6)使用場所における核的制限値の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4 使用施設における核燃料物質の取扱量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">設備名</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">ウラン 2 3 5 (g)</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">ウラン 2 3 3 (g)</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">トリ ウム (g)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">天然 ウラン</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">劣化 ウラン</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">濃縮ウラン</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">20%未満</th> <th style="text-align: center;">20% 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	設備	照射設備	(1)簡易照射筒 (2)気送管照射設備	実験設備	(1)プール設備 (2)中性子ビーム設備	施設区分	設備	利用施設	簡易照射筒	気送管照射設備	プール設備	中性子ビーム設備	特定施設	受変電設備	非常用電源設備	気体廃棄設備	液体廃棄設備	記載事項	(1)使用の開始及び終了の予定期日 (2)使用場所 (3)使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量 (4)使用の方法及び使用後の処置 (5)核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法 (6)使用場所における核的制限値の確認	設備名	ウラン 2 3 5 (g)				ウラン 2 3 3 (g)	トリ ウム (g)	天然 ウラン	劣化 ウラン	濃縮ウラン		20%未満	20% 以上								<p>ときは、第 1 編第 34 条第 3 項及び第 36 条第 2 項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第 6 章 放射線管理 (管理区域の区分) 第 25 条 ~ 第 27 条 (変更なし)</p> <p>別表第 1 (削除)</p> <p>別表第 2 (削除)</p> <p>別表第 3 使用実施計画記載事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用の開始及び終了の予定期日 (2)使用場所 (3)使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量 (4)使用の方法及び使用後の処置 (5)核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法 (削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4 (削除)</p>	記載事項	(1)使用の開始及び終了の予定期日 (2)使用場所 (3)使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量 (4)使用の方法及び使用後の処置 (5)核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法 (削除)	<p>番号の繰上げ</p> <p>照射を行わないこと及び 使用の核燃料による汚染 がないため削除</p> <p>照射を行わないこと及び 使用の核燃料による汚染 がないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p> <p>照射を行わないため削除</p>
区分	設備																																											
照射設備	(1)簡易照射筒 (2)気送管照射設備																																											
実験設備	(1)プール設備 (2)中性子ビーム設備																																											
施設区分	設備																																											
利用施設	簡易照射筒																																											
	気送管照射設備																																											
	プール設備																																											
	中性子ビーム設備																																											
特定施設	受変電設備																																											
	非常用電源設備																																											
	気体廃棄設備																																											
	液体廃棄設備																																											
記載事項																																												
(1)使用の開始及び終了の予定期日 (2)使用場所 (3)使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量 (4)使用の方法及び使用後の処置 (5)核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法 (6)使用場所における核的制限値の確認																																												
設備名	ウラン 2 3 5 (g)				ウラン 2 3 3 (g)	トリ ウム (g)																																						
	天然 ウラン	劣化 ウラン	濃縮ウラン																																									
			20%未満	20% 以上																																								
記載事項																																												
(1)使用の開始及び終了の予定期日 (2)使用場所 (3)使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量 (4)使用の方法及び使用後の処置 (5)核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法 (削除)																																												

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変更前				変更後				備考
Sパイプ ¹⁾	5	0.05	7					
Tパイプ								
アルミ照射筒、輸送管 詰替しゃへいボックス	0.05 1	0.05 1	7 15					
Dパイプ ¹⁾	5	0.05	7					
Nパイプ ¹⁾	5	0.05	7					
気送管照射設備								
照射部、気送パイプ キャプセル詰替保管庫	0.05 1	0.05 1	7 15					
炉心タンク ^{1), 2)}	5	0.05	7					
No. 1 プール ³⁾	10	1	15					
No. 2 プール	10	1	15					
ホット実験室	0.05	0.05	7					
中性子ビーム設備 ¹⁾	5	0.05	7					
1) 1回の照射当りの最大使用量 (Sパイプ、Dパイプ、Nパイプ、炉心タンク及び中性子ビーム設備において照射試料の場合の制限量は、 ²³⁵ U-50mg、 ²³³ U-50mg、Th-7g とする。) 2) Sパイプ、Tパイプ、Dパイプ、Nパイプ及び気送管照射設備を除く。 3) 貯蔵設備に貯蔵中のウランコンバータを除く。								
別表第 5 貯蔵設備の最大貯蔵量				別表第 5 貯蔵設備の最大貯蔵量				
貯蔵設備の名称	貯蔵できる核燃料物質の種類、最大貯蔵量		備考	貯蔵設備の名称	貯蔵できる核燃料物質の種類、最大貯蔵量		(削る)	
核燃料物質保管庫	棚 1	93.5%以下の濃縮ウラン及びウラン 2 3 3 0.6kg- ²³⁵ U以下 (²³³ U5g 以下を含む)	未照射の核燃料物質を貯蔵する。	(削る)			(削る)	
	棚 2	天然ウラン、トリウム 10kg-U以下 10kg-Th以下						
	棚 3	20%未満濃縮ウラン 4kg-U以下						
	棚 4	劣化ウラン 10kg-U以下						
	棚 5		照射済みの核燃料物質を貯蔵する。					
	棚 6	93.5%以下の濃縮ウラン及びウラン 2 3 3 0.6kg- ²³⁵ U以下 (²³³ U5g 以下を含む)						
核燃料物質保管庫で貯蔵を行わないこと及び汚染がないため削除								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変更前			変更後			備考
コンバータ置場	ウランコンバータ (19.99%濃縮ウラン) 15.1kg-U以下		コンバータ置場	ウランコンバータ (19.99%濃縮ウラン) 15.1kg-U以下	(削る)	
別表第 6 削除			(変更なし)			
別表第 7 警報装置の作動条件			別表第 7 (削除)			
	区分	項目	作動条件			
特定施設		排気異常	排気系統の排風機が異常停止したとき。			照射を行わないため削除
		負圧異常	炉室内が継続して負圧でなくなったとき。			
		廃液貯槽水位	廃液貯槽の液面レベルが 1.3m を超えたとき。			
別表第 8 使用開始前に正常な状態であることを確認すべき設備			別表第 8 (削除)			
	施設区分		設備			
本体施設	利用施設を除く本体施設		炉心タンク			照射を行わないため削除
			プール			
	利用施設		簡易照射筒			
			気送管照射設備			
			プール設備			
特定施設		中性子ビーム設備				
		受変電設備				
		非常用電源設備				
		気体廃棄設備				
		液体廃棄設備				
(注) 本体施設については核燃料物質を照射する設備について点検する。						
別表第 9 使用停止後の本体施設、利用施設及び特定施設の巡視及び点検			別表第 9 (削除)			
	施設区分	設備等	点検項目			
本体施設	利用施設を除く 本体施設	プール	プール水位			照射を行わないため削除
	利用施設	簡易照射筒	(1) 挿入物の有無 (2) キャプセルの保管状況			
		気送管照射設備	(1) C d 吸収体の挿入状況 (2) キャプセルの保管状況			
		プール設備	プール照射筒内挿入物の有無			
		中性子ビーム設備	簡易しゃへい体の状況			
特定施設	受変電設備	商用電源の電圧				
	気体廃棄施設	排風機の作動状態				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 J R R-4 の管理) 新旧対照表

変更前			変更後			備考
	液体廃棄施設	廃液貯槽の水位				
別表第 10 核燃料物質の年間予定使用量			別表第 10 核燃料物質の年間予定使用量			
種類	年間予定使用量		種類	年間予定使用量		ウランコンバータ以外の核燃料物質を使用しないため削除
	最大存在量	延べ取扱量		最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン	6kg	6kg	(削る)			
天然ウラン	0kg	0kg	(削る)			
濃縮ウラン (20%未満)	16kg (²³⁵ U量 3.2kg)	16kg (²³⁵ U量 3.2kg)	濃縮ウラン (20%未満)	16kg (²³⁵ U量 3.2kg)	16kg (²³⁵ U量 3.2kg)	
濃縮ウラン (20%以上)	0.5kg (²³⁵ U量 0.5kg)	0.5kg (²³⁵ U量 0.5kg)	(削る)			
ウラン 233	0g	0g	(削る)			
トリウム	0kg	0kg	(削る)			
別表第 11 施設定期自主検査項目			別表第 11 (削除)			検査制度の見直しに伴う記載の適正化
区分	設備等		検査項目			
本体施設	原子炉建家 炉心タンク No.1 プール No.2 プール		外観検査			
	貯蔵施設	核燃料物質保管庫	未臨界性確認検査			
利用施設	簡易照射筒 気送管照射設備 プール設備 中性子ビーム設備		外観検査			
特定施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	作動検査			
		無停電電源装置				
	気体廃棄施設	排気第2系統 排気第3系統 排気第4系統 排気第5系統	(1) 外観検査 (2) 処理能力検査			
	液体廃棄施設	廃液貯槽	(1) 漏えい検査 (2) 処理能力検査			
警報設備	気体廃棄施設	排気異常	作動検査			
		負圧異常				
	液体廃棄施設	廃液貯槽 水位	(1) 作動検査 (2) 校正検査			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 (第 11 編 JRR-4 の管理) 新旧対照表

変更前						変更後						備考
別表第 12 放射線測定機器及び測定箇所						別表第 12 放射線測定機器及び測定箇所						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気ダストモニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	(削る)						
排気ガスモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視	ガンマ線	(削る)						
室内ダストモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	(削る)	施設内					
室内ガスモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	管理区域内空气中の放射性ガス濃度の監視	ガンマ線	(削る)						
ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	6	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
中性子線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	3		中性子線	(削る)						
別表第 13 放射線測定機器及び設置箇所 (省略)						別表第 13 (変更なし)						照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除
別表第 14 放射線測定機器の警報装置の作動条件						別表第 14 放射線測定機器の警報装置の作動条件						
測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件			測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件			
排気ダストモニタ	排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して $4 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ 以上 (注)			(削る)						
排気ガスモニタ	排気口の放射性希ガスの濃度	ガンマ線	$2 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 以上 (注)			(削る)						
エリアモニタ	作業環境中の線量当量率	ガンマ線 中性子線	警報設定値に達した場合			エリアモニタ	作業環境中の線量当量率	ガンマ線	警報設定値に達した場合			
注) 警報装置の作動条件の値はバックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。						(削る)						照射を行わないこと及び使用の核燃料による汚染がないため削除
別図 (その 1) JRR-4 1階平面図～別図 (その 3) JRR-4 2階平面図 (省略)						別図 (その 1) JRR-4 1階平面図～別図 (その 3) JRR-4 2階平面図 (変更なし)						

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第12編 FCAの管理

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第12編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第12編 FCAの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第5条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (第6条) 第2節 使用上の条件 (第7条) 第3節 作業上の確認 (第8条-第11条) 第3章 保守管理 (第12条-第14条) 第4章 核燃料物質の管理 (第15条-第19条) 第5章 異常時の措置 第1節 緊急停止連動装置が作動した場合の措置 (第20条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第21条) 第3節 核燃料物質に異常を認めた場合の措置 (第22条) 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第23条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第24条-第26条) 第7章 固体廃棄物の保管 (第27条)</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則</p> <p>(定義) 第1条 この編において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 「サンプル」とは、FCAでの実験に於いて、<u>反応度価値の測定</u>に使用する核燃料物質をいう。</p> <p>(要員の配置) 第2条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、<u>本体施設</u>の使用、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(年間使用計画) 第4条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。 (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用予定のサンプル等の種類 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間 (6) 第13条第1項及び第2編第39条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けた場合は、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>第12編 FCAの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第5条) 第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (第6条) 第2節 使用上の条件 (第7条) 第3節 作業上の確認 (第8条-第11条) 第3章 保守管理 (第11条の2-第14条) 第4章 核燃料物質の管理 (第15条-第19条) 第5章 異常時の措置 第1節 緊急停止連動装置が作動した場合の措置 (第20条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第21条) 第3節 核燃料物質に異常を認めた場合の措置 (第22条) 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第23条) <u>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (第23条の2)</u> <u>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第23条の3)</u></p> <p>第6章 放射線管理 (第24条-第26条) 第7章 固体廃棄物の保管 (第27条)</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則</p> <p>(定義) 第1条 この編において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 「<u>サンプル等</u>」とは、FCAでの<u>運転を伴う実験</u>に於いて、<u>核分裂率、捕獲率及びそれらの分布の測定、反応度価値測定、非均質効果測定、ドップラー係数測定及び共鳴干渉効果測定</u>に使用する核燃料物質をいう。</p> <p>(要員の配置) 第2条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、<u>サンプル等</u>の使用、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>第3条 (変更なし)</p> <p>(年間使用計画) 第4条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。 (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用予定のサンプル等の種類 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) <u>定期事業者検査</u>の予定期間 (6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けた場合は、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>条の追加に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第12編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>第3節 作業上の確認</p> <p>(使用・運転開始前の措置)</p> <p>第8条 使用施設の使用・運転を開始しようとする場合は、臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、<u>巡視点検を行い、別表第4に掲げる設備が正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p> <p>(使用・運転開始)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長は、前条において異常がないことを確認した後でなければ、<u>使用施設の使用・運転を開始してはならない。</u></p> <p>(使用・運転中の巡視及び点検)</p> <p>第10条 工務第1課長は、使用施設の使用・運転中、<u>次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備</p> <p>(使用・運転停止後の措置)</p> <p>第11条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、使用施設の使用・運転を停止した場合は、所管する施設について、それぞれ、別表第5に掲げるところにより点検しなければならない。</p>	<p>第5条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>第6条 (変更なし)</p> <p>第2節 使用上の条件</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>第3節 作業上の確認</p> <p>(使用・運転開始前の措置)</p> <p>第8条 <u>サンプル等の使用を開始しようとする場合は、臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について点検を行い、別表第4に掲げる設備が正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p> <p>(使用・運転開始)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長は、前条において異常がないことを確認した後でなければ、<u>サンプル等の使用を開始してはならない。</u></p> <p>(使用・運転中の巡視)</p> <p>第10条 工務第1課長は、使用施設の使用・運転中、<u>特定施設について、第11条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p> <p>(使用・運転停止後の措置)</p> <p>第11条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、サンプル等の使用を停止した場合は、所管する施設について、それぞれ、別表第5に掲げるところにより点検しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第3章 保守管理</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第11条の2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA (本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。) について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第12編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
	<p>第11条の3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界技術第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第11条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第12編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査) 第12条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設について別表第6に掲げるところにより、特定施設について別表第7に掲げるところにより、法第29条の施設定期検査と同時期に施設定期自主検査を行うものとする。</p> <p>(修理及び改造計画) 第13条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条第1項に定める変更の許可申請を必要とすると認める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の同意を得るものとし、同意した臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、所長の</p>	<p>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施) 第11条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第11条の6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査) 第12条 原子力施設検査室長は、FCAの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（第11条の3の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>(修理及び改造計画) 第13条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第 12 編 F C A の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第 1 項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、それぞれ、第 1 項の承認を受けたときは、臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p>	<p>しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ、第 3 項の承認を受けたときは、臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第 13 条の 2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該修理及び改造に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第 1 項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の報告を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に通知しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の承認を受けなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第12編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等) 第14条</p> <p>臨界技術第2課長は、第12条の施設定期自主検査を終了した場合、及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了した場合は、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。臨界技術第2課長が第2編第38条の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けた場合は、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第12条の施設定期自主検査を終了した場合、及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了した場合は、その結果を工務技術部長に報告するとともに、臨界技術第2課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者へ通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第15条～第19条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 緊急停止連動装置が作動した場合の措置 第20条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 第21条 (省略)</p> <p>第3節 核燃料物質に異常を認めた場合の措置 第22条 (省略)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第23条 勤務時間外において第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第33条第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がFCAの使用・運転に支障を及ぼすと認めた場合は、臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けた場合はFCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がFCAの保安に重大な影響があると認めた場合は、所長に通報しなければならない。</p>	<p>(保守結果の通知等) 第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者へ通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第15条～第19条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 緊急停止連動装置が作動した場合の措置 第20条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 第21条 (変更なし)</p> <p>第3節 核燃料物質に異常を認めた場合の措置 第22条 (変更なし)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第23条 勤務時間外において第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がFCAの使用・運転に支障を及ぼすと認めた場合は、臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けた場合はFCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がFCAの保安に重大な影響があると認めた場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (地震後の措置)</p> <p>第23条の2 東海村で震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第12編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考																						
<p>第6章 放射線管理</p> <p>第24条～第26条 (省略)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第5 (省略)</p> <p>別表第6 本体施設の施設定期自主検査項目</p> <table border="1" data-bbox="252 1039 1145 1354"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納施設 (原子炉建屋)</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>1/2格子管集合体</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱室</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>Pu燃料取扱・装填用フード</td> <td>外観検査(風向検査)</td> </tr> <tr> <td>インターロック</td> <td>作動検査</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵庫、燃料貯蔵棚、 鋼製鳥籠状容器他</td> <td>未臨界性確認検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7 特定施設の施設定期自主検査項目</p> <table border="1" data-bbox="252 1423 1145 1633"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>作動検査</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>(1) 作動検査 (2) 捕集効率検査</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>(1) 作動検査 (2) 漏えい検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8～別表第13 (省略)</p> <p>別図(その1)～別図(その2) (省略)</p>	設備等	検査項目	原子炉格納施設 (原子炉建屋)	外観検査	1/2格子管集合体	外観検査	燃料取扱室	外観検査	Pu燃料取扱・装填用フード	外観検査(風向検査)	インターロック	作動検査	燃料貯蔵庫、燃料貯蔵棚、 鋼製鳥籠状容器他	未臨界性確認検査	設備等	検査項目	非常用電源設備	作動検査	気体廃棄設備	(1) 作動検査 (2) 捕集効率検査	液体廃棄設備	(1) 作動検査 (2) 漏えい検査	<p><u>検しななければならない。</u></p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しななければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、その結果を臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しななければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第23条の3 臨界技術第2課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しななければならない。</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第24条～第26条 (変更なし)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管</p> <p>第27条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第5 (変更なし)</p> <p>別表第6 (削除)</p> <p>別表第7 (削除)</p> <p>別表第8～別表第13 (変更なし)</p> <p>別図(その1)～別図(その2) (変更なし)</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
設備等	検査項目																							
原子炉格納施設 (原子炉建屋)	外観検査																							
1/2格子管集合体	外観検査																							
燃料取扱室	外観検査																							
Pu燃料取扱・装填用フード	外観検査(風向検査)																							
インターロック	作動検査																							
燃料貯蔵庫、燃料貯蔵棚、 鋼製鳥籠状容器他	未臨界性確認検査																							
設備等	検査項目																							
非常用電源設備	作動検査																							
気体廃棄設備	(1) 作動検査 (2) 捕集効率検査																							
液体廃棄設備	(1) 作動検査 (2) 漏えい検査																							